

令和4年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

調査結果報告書 概要版

株式会社野村総合研究所

2023年3月24日



令和4年度施行状況調査 先行取りまとめ

令和4年度施行状況調査結果報告書（概要版） 目次

第1章 調査の概要

1. 調査の目的
2. 調査の方法
3. 調査対象・回答状況
4. 概要版の位置づけ
5. 分析結果についての留意点

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 調査結果サマリ

- （1）事務事業編
- （2）区域施策編

2. 事務事業に関する事項

- （1）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況
 - ①2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
 - ②区域施策編の策定・改定の障壁・課題
- （2）事務事業に係る温室効果ガス排出量および電気使用量実績
- （3）政府実行計画に準じた措置の設定状況
 - ①太陽光発電の最大限の導入
 - ②建築物における省エネルギー対策の徹底
 - ③電動車の導入
 - ④再生可能エネルギー電力調達の推進
- （4）実行計画（事務事業編）の点検実施状況
 - ①実行計画（事務事業編）の点検実施状況
 - ②実行計画（事務事業編）の推進過程における課題

令和4年度施行状況調査結果報告書（概要版） 目次

第2章 施行状況調査結果の概要

3. 区域施策に関する事項

- (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況
 - ①2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
 - ②区域施策編の公表状況
 - ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題
- (2) 実行計画（区域施策編）における再エネ導入に係る目標設定状況
- (3) 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組み
- (4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況
 - ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組
 - ②地域住民の参画と協力を得るための取組
- (5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況
 - ①区域施策編の点検実施状況
 - ②区域施策編の進捗評価結果の公表状況
 - ③区域施策編の推進過程における課題
- (6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項
 - ①都道府県基準の策定状況
 - ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題
 - ③市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況
 - ④市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に係る障壁・課題
 - ⑤市町村における地域脱炭素化促進事業に係る取組内容
 - ⑥市町村における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定に向けた検討体制
 - ⑦地域脱炭素化促進事業計画の申請・認定状況

令和4年度施行状況調査結果報告書（概要版） 目次

第2章 施行状況調査結果の概要

4. その他地球温暖化対策に関する事項

- （１）「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況
- （２）地域気候変動適応計画策定状況
- （３）気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容
- （４）ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況
- （５）独立行政法人など公的機関における温室効果ガス排出量の削減等の取組
- （６）「地域循環共生圏」に関する取組状況

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

3. 調査対象・回答状況

■ 調査対象

- 都道府県及び市区町村1,788団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,508団体の合計3,296団体を調査の対象とした。

■ 回答状況

- 今年度調査では、調査対象3,296団体のうち3,131団体（回答率95.0%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については全1,788団体中1,704団体から回答を得た。うち、LAPSSによる回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は9団体（電子メール：5団体、郵送：4団体）であった。

	対象団体数	回答団体数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	176	176	100.0%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	486	486	100.0%
人口1万人以上3万人未満の市町村	455	436	95.8%
人口1万人未満の市町村	519	454	87.5%
地方公共団体の組合	1,508	1,427	94.6%
計	<u>3,296</u>	<u>3,131</u>	<u>95.0%</u>

第1章 調査の概要

4. 概要版の位置づけ

- **報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。
- **報告書（本編）**では、「令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理している。設問別の集計・分析結果詳細については報告書（本編）を参照されたい。
- なお、本報告書中では以下の略称を用いる。

報告書内で用いる略称

用語	略称
地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査	施行状況調査 ※年度間で回答を比較する際には「令和●年度調査」と表記。
地方公共団体実行計画（事務事業編）	事務事業編
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
市町村による促進区域の設定に関する都道府県基準	都道府県基準
再生可能エネルギーの導入等を促進する区域	促進区域
再生可能エネルギー	再エネ
ゼロカーボンシティ	ZCC

第1章 調査の概要

5. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）を参照した。

第1章 調査の概要

地方区分は、2パターンで整理。

■ 環境省地方環境事務所の管轄地域に基づき地域区分を設定。

- 福島地方環境事務所が管轄する福島県は東北地方に包含。

■ 関口武による気象台所在地の区分を都道府県ベースで再分類した気候区分を設定。

環境省地方環境事務所管轄地域区分

区分	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県
中国・四国	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

気候区分

区分	都道府県
日本海型	北海道、青森県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、鳥取県、島根県
東日本型	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
瀬戸内型	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、大分県
九州型	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
南海型	静岡県、高知県、宮崎県
南日本型	沖縄県

出所) 環境省ウェブサイト「地方環境事務所とは（管轄地域）」https://www.env.go.jp/region/about/a_3.html

関口武：日本の気候区分、東京教育大学地理学研究 報告 pp65～78 東京教育大学理学部地理学研究室 1959

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

4. その他地球温暖化対策に関する事項

調査結果サマリ

地方公共団体実行計画制度の施行状況

■ 事務事業編

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市町村は89.4%、地方公共団体の組合は39.8%が策定。

■ 区域施策編

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定。策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は34.0%

令和4年12月1日現在の地方公共団体実行計画制度の施行状況

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100%	47	100%
政令指定都市	20	20	100%	20	100%
中核市	62	62	100%	62	100%
施行時特例市	23	23	100%	23	100%
その他人口10万人以上の市区町村	176	175	99.4%	121	68.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	486	478	98.4%	187	38.5%
人口1万人以上3万人未満の市町村	455	410	90.1%	81	17.8%
人口1万人未満の市町村	519	400	77.1%	66	12.7%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,463	89.4%	455	27.8%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,615	90.3%	607	34.0%
地方公共団体の組合	1,508	600	39.8%		
計	3,296	2,215	67.2%		

*今年度調査の回答を未提出の団体については、昨年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改訂・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては架電し更新状況を確認した。

調査結果サマリ

(1) 事務事業編

Plan

実行計画
策定状況

- ・ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は2,215団体（昨年度調査での2,186団体から19団体増加）。（p.16）
- ・ 未策定・未改定団体における主な課題は“人員不足”、“専門知識不足”となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。（p.17）
- ・ 小規模団体や組合においては、実行計画に関する知見を有する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、また参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。（p.17）

Do

再エネ
導入状況
（設備導入、
再エネ由来電力
メニューの契約、
公用車の次世
代自動車化）

- ・ 事務事業編に、政府実行計画に準じた措置を設定している団体は措置によるがほとんどが1割以下である。LED照明の導入の目標設定率が最も高く、12.5%であった。（p.19）
- ・ 都道府県・市町村、管理している施設を有する組合のうち55.8%の団体が、再エネ設備等の導入に取り組んでおり、昨年度調査の43.5%から、12.3%増加した。（p.21）
- ・ 太陽光発電設備を設置している建築物におけるエネルギー設備容量は令和4年度時点で（予定も含む）760MW。（p.23）
- ・ 施設分類別にみると、庁舎等の行政施設や小中学校施設において太陽光発電設備の導入割合が高く、10%以上の建築物に太陽光発電設備が導入されている。（p.27）
- ・ ZEBの各種認証を取得済の団体数は令和3年度調査の23団体（25施設）から80団体へと増加（建築物数ベースでは115）。認証種別に見ると、ZEB Readyが59と最も多い。（p.32）
- ・ 一般公用車における「電動車」導入割合は8.5%で、令和3年度調査の7.2%から1.3ポイント増加した。主な内訳としてハイブリッド自動車（HV）が6.8%、電気自動車（EV）が1.3%、燃料電池自動車（FCV）が0.1%となっている。（p.33）
- ・ 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体の割合は16.0%で、令和3年度調査結果の11.9%より4.1%増加。（p.37）

Check/Act

実行計画
点検状況

- ・ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は59.1%。未点検団体も28.5%確認される。また事務事業編を公表しているのは策定団体のうち67.6%の団体である。（p.41）
- ・ 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「最新の技術情報や知見が不足している」と続く。（p.42）

調査結果サマリ

(2) 区域施策編

Plan

実行計画
策定状況

- ・ **実行計画（区域施策編）策定済団体数は607団体**（昨年度497団体から110団体増）。（p.44）
- ・ 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」、「地域の事業者と協力体制を作れていないため」と続く。（p.46）

Do

促進区域設定
区域への
再エネ導入促進
対策・施策

- ・ **実行計画（区域施策編）において再エネ導入量目標を設定している団体は21.0%**で、昨年度17.8%より**3.2%増**。（p.48）
- ・ 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している**事業者向けの取組**としては、「環境教育に係る取組」や「国民運動の推進」といった意識啓発に資する取組や、「設備設置のための自治体独自の補助金」や「EV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結」等が多く挙げられた。**個人向けの取組**としては、「設備設置のための自治体独自の補助金」や、「省エネ改修や省エネ機器導入のための補助制度」、「EV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結」等が確認される。再エネ導入・設置のための**自治体独自の補助金制度**の導入状況についてみると、**事業者向けでは221団体（令和3年度調査では144団体）、個人向けでは591団体（同302団体）**と導入団体が大きく増加している。（p.51,52）
- ・ **都道府県基準の策定が完了しているのは長野県、徳島県の2県で、策定に向けた検討を進めている都道府県は29団体。策定に向けた検討を開始できていない理由**としては、「**人員が不足している**」と「**環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している**」が最も多く、「他の部局・課室の理解が得られにくい」、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」が続く。（p.58）
- ・ **市町村において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定、または策定に向けた検討を進めている団体は6.4%（105/1,625団体）に留まる。**（p.61）**策定に向けた検討を開始出来ていない理由**としては、「**人員不足**」「**制度に関する知識不足**」が最多である。続いて、「**財源不足**」「**環境保全や再エネポテンシャル等に関する情報不足**」が挙げられた。（p.65）
- ・ 地域脱炭素化促進事業に係る取組内容としては、「**地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の住民・事業者に供給する取組**」が最も多い。（p.66）

Check/Act

実行計画
点検状況

- ・ 区域施策編を策定済みの団体における温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況について、**施行時特例市以上の大規模団体では95%以上が毎年一回以上の点検を実施しているが、小規模団体（人口3万人未満）では20%未満に留まる。**（p.55）
- ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では「**予算等の確保が難しいため**」に加え、「**地域の事業者との協力体制**」に課題意識を有している。人口10万人未満の小規模団体では「**人員の確保が難しいため**」に加え、「**専門知識が不足している**」ことが障壁・課題となっている傾向にある。（p.57）

1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

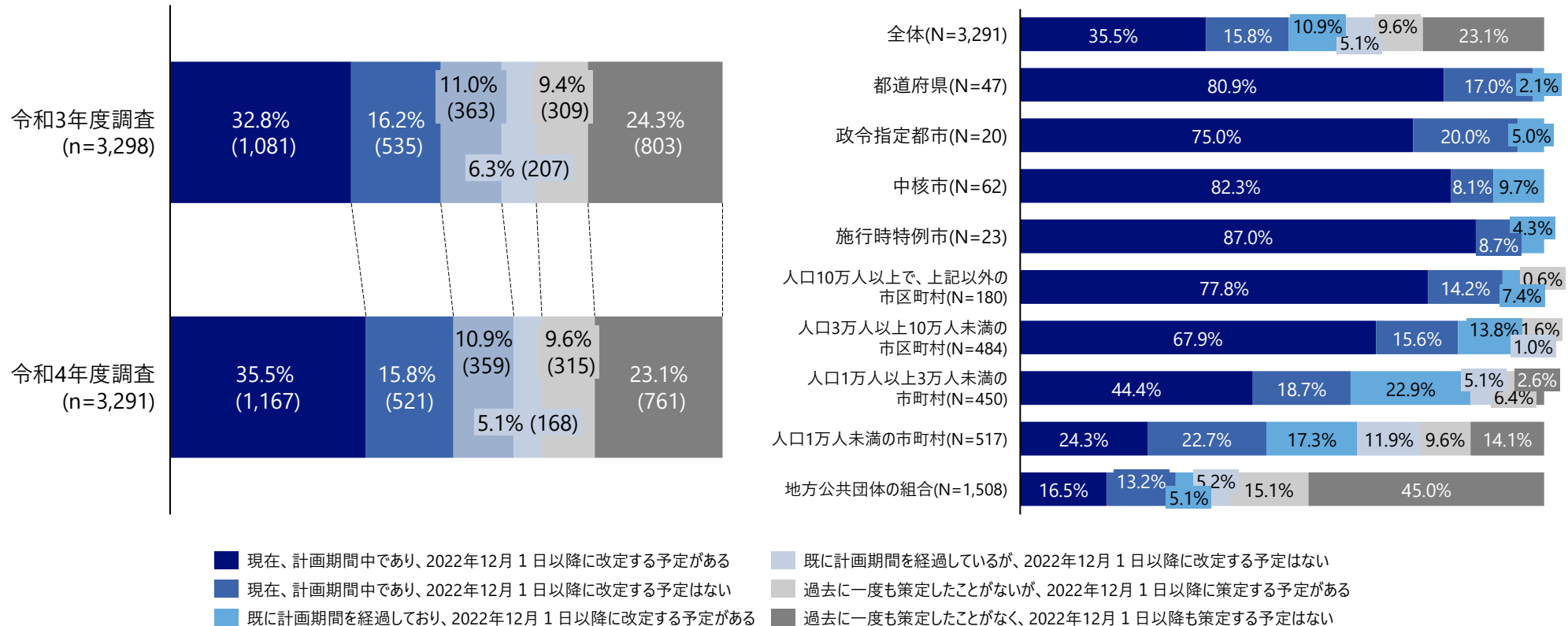
4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 【Q1-1(1)】

- 実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,186団体から2,215団体に増加。
- 事務事業編について、“未策定かつ策定予定なし”の団体数は令和3年度調査の803団体（24.3%）から761団体（23.1%）と減少しており、未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んできているものと想定される。

令和4年12月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



*令和3年度調査においては、2021年10月1日時点の回答

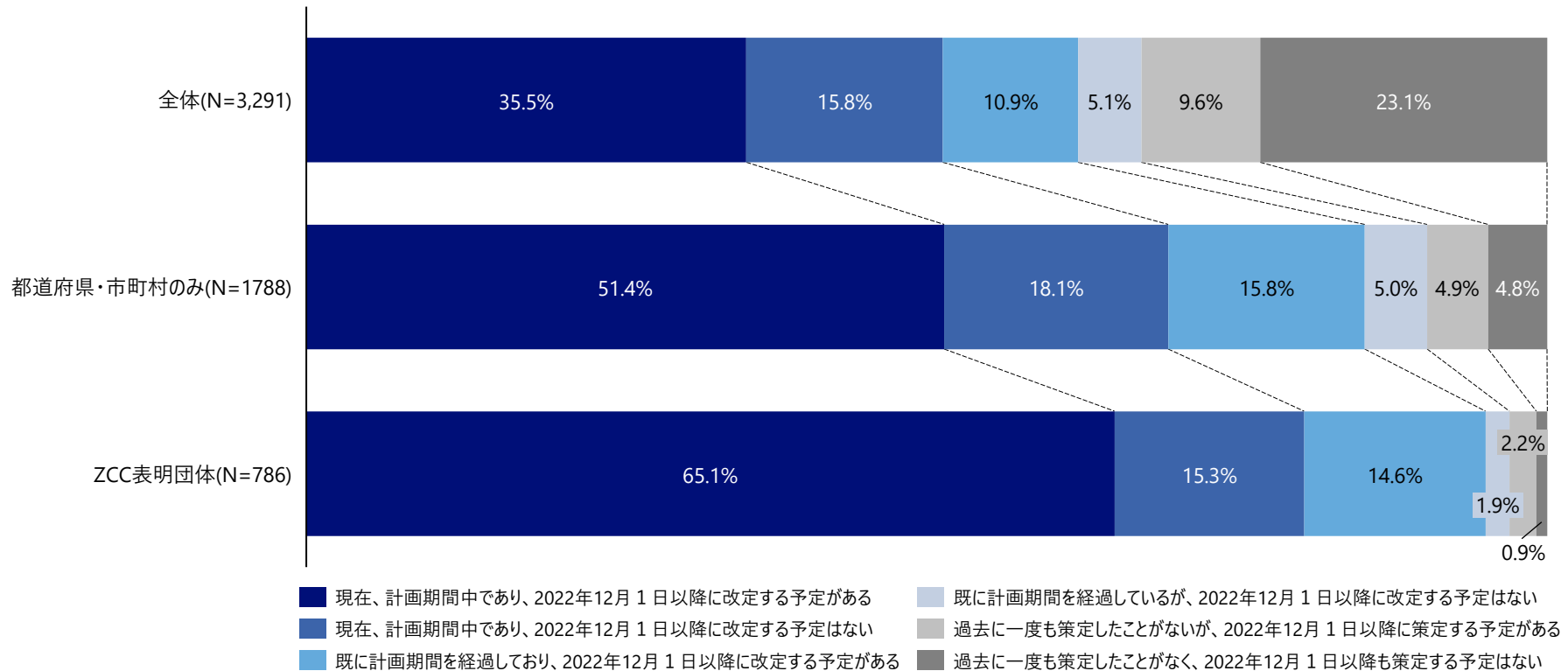
**今年度調査の回答を未提出の団体については、昨年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改訂・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては架電し更新状況を確認した。

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 【Q1-1(1)】

- 全体と基礎自治体のみ、ゼロカーボンシティ（ZCC）表明団体*とを比較すると、ZCC表明をしている団体ほど未策定の割合が低く、計画期間が経過していても改定の予定がある団体の割合が高い。

令和4年12月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



*2022年12月1日時点でゼロカーボンシティ（ZCC）を表明している団体を対象としている。

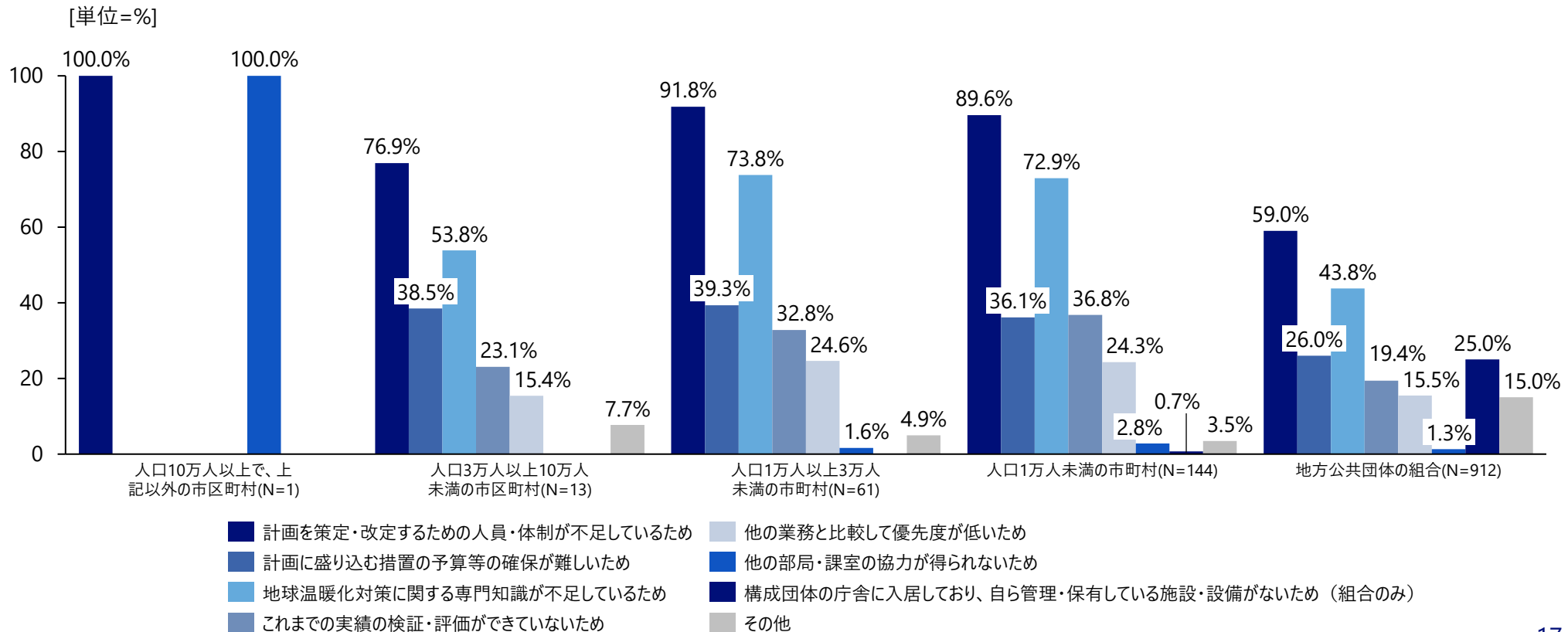
**施行状況調査に対し未提出の団体については、昨年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改訂・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては更新状況を確認した。

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【Q1-1(3)】

- 未策定・未改定団体における主な課題は人員不足、対策に関する専門知識の不足となっており、これらに係る支援ニーズも高い。
 - 人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定される。雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。
- 小規模団体や組合においては、実行計画に関する知見を有する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【団体区分別】



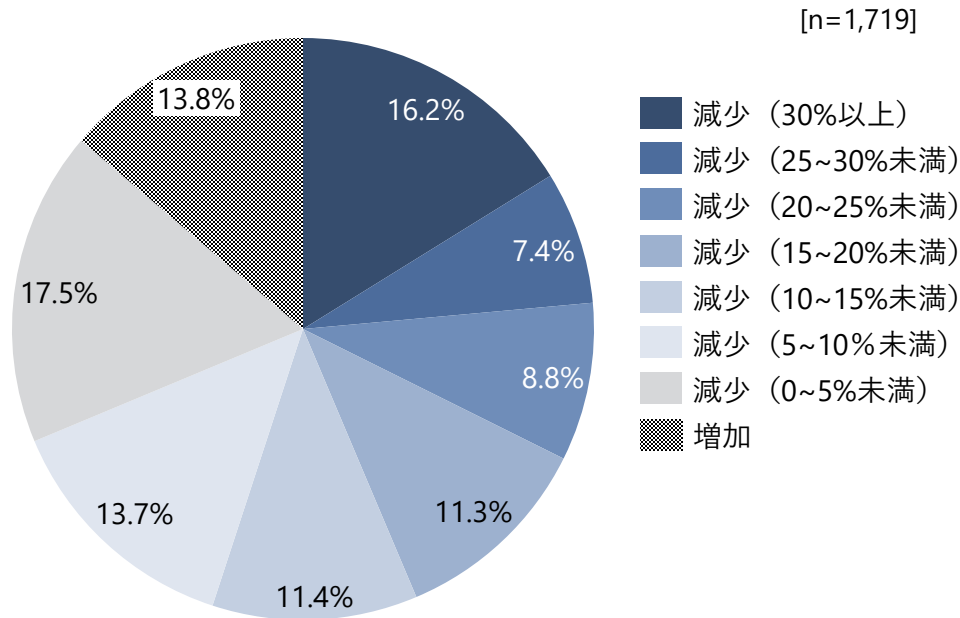
(2) 事務事業に係る温室効果ガス排出量

事務事業に係る温室効果ガス排出量 【Q1-2(1)】

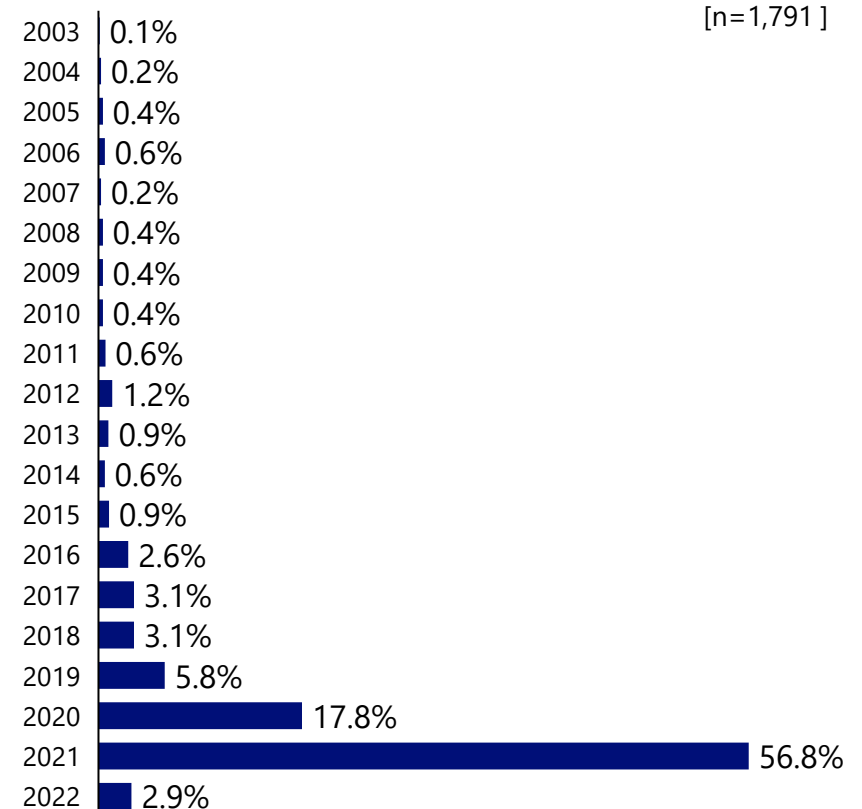
■ 直近の点検年度排出量の基準年度比について、16.2%は「30%以上減少」と確認される。

- 一方基準年度比で増加している団体も13.8%確認される。

直近の点検年度排出量の基準年度比



事務事業編点検実施団体における直近の点検実施年度



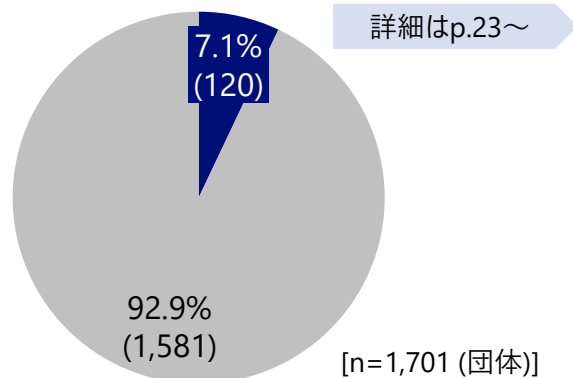
(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況

政府実行計画に準じた目標設定 【Q1-2(2)】

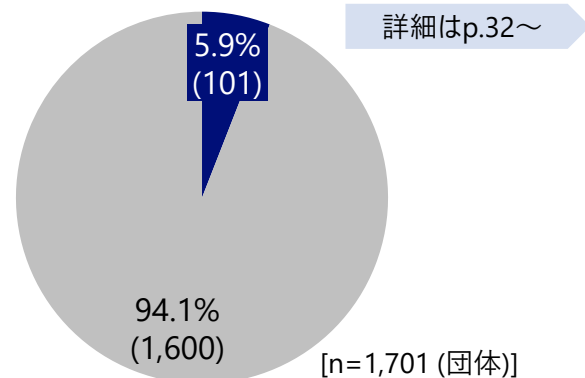
■ 事務事業編に、政府実行計画に準じた措置を設定している団体は措置によるがほとんどが1割以下である。

- LED照明の導入の目標設定率が最も高く、12.5%であった。
- 最も低いのは建築物における省エネルギー対策の徹底で、5.9%であった。

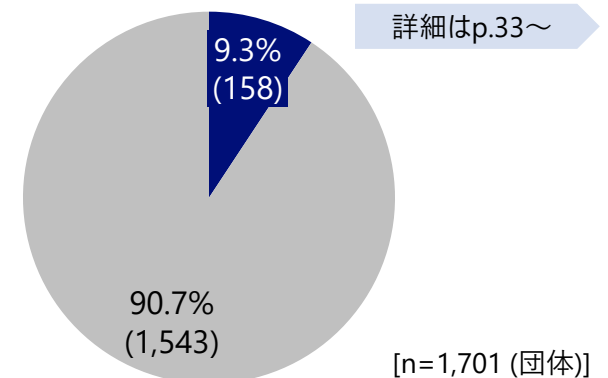
太陽光発電の最大限の導入



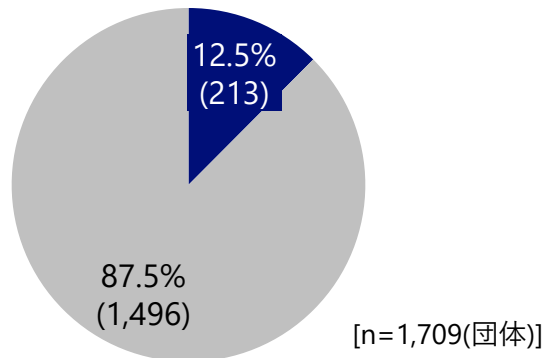
建築物における省エネルギー対策の徹底



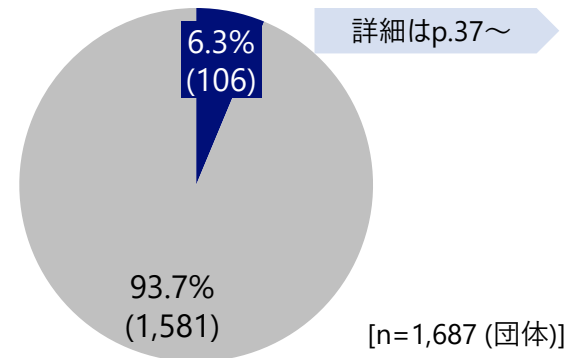
電動車の導入



LED照明の導入



再エネ電力調達の推進



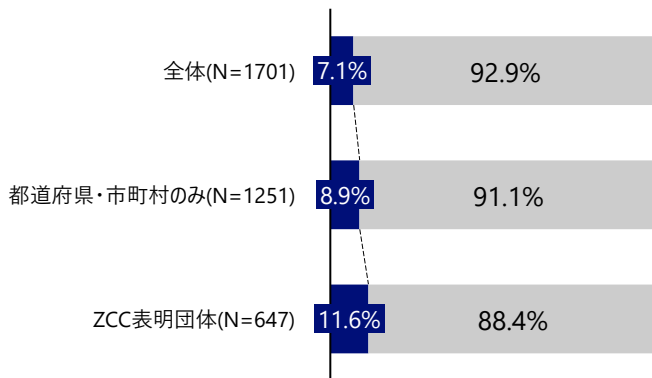
■ 設定している ■ 設定していない

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況

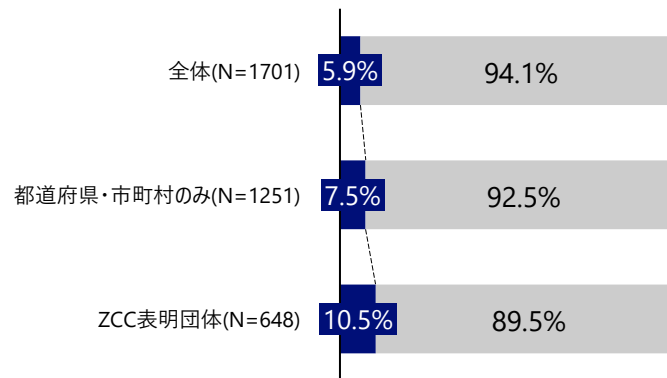
政府実行計画に準じた目標設定 【Q1-2(2)】

- 全体、基礎自治体のみ、ZCC表明団体とを比較すると、ZCC表明をしている団体のほうが、それぞれの措置目標を設定している割合が高い。

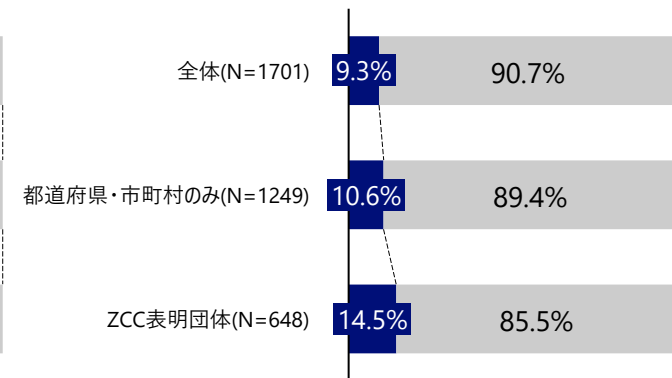
太陽光発電の最大限の導入【団体特性別】



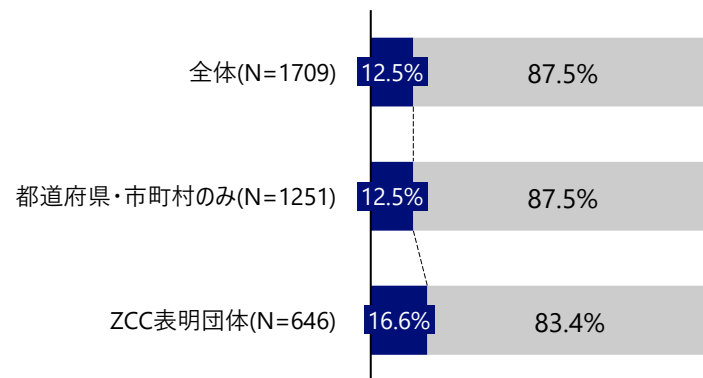
建築物における省エネルギー対策の徹底【団体特性別】



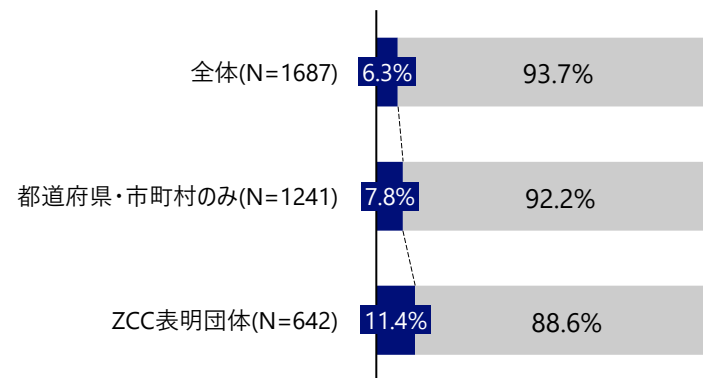
電動車の導入【団体特性別】



LED照明の導入【団体特性別】



再エネ電力調達の推進【団体特性別】



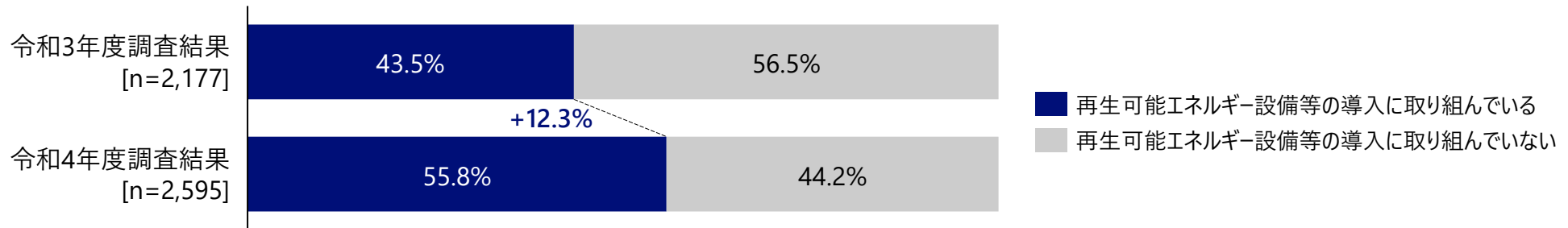
(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況

再生可能エネルギー設備導入状況 【Q1-4(1)①】

■ 55.8%の団体が、再エネ設備等の導入に取り組んでいる。昨年度調査43.5%から、12.3%増加。

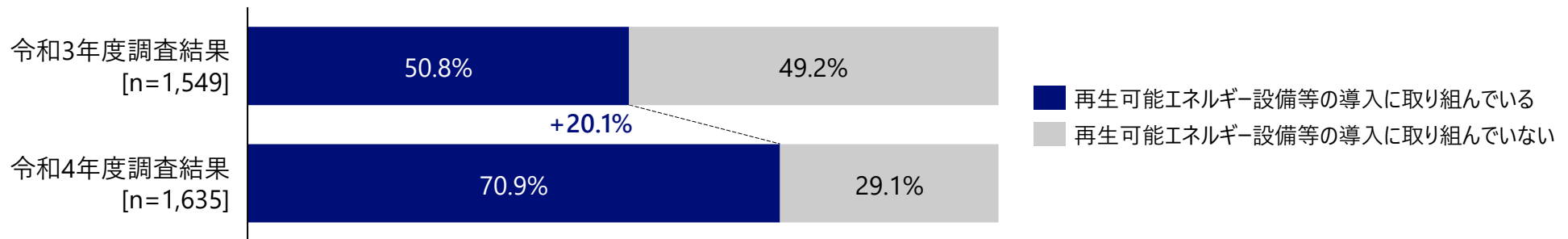
- 基礎自治体に限定すると、70.9%で、令和3年度調査の50.8%から大きく増加。

再エネ設備導入状況（全団体）



※令和3年度調査結果は「事務事業編策定団体」のみが対象。「不明」と回答のあった団体は「再エネ設備等の導入に取り組んでいない」として処理

再エネ設備導入状況（基礎自治体）



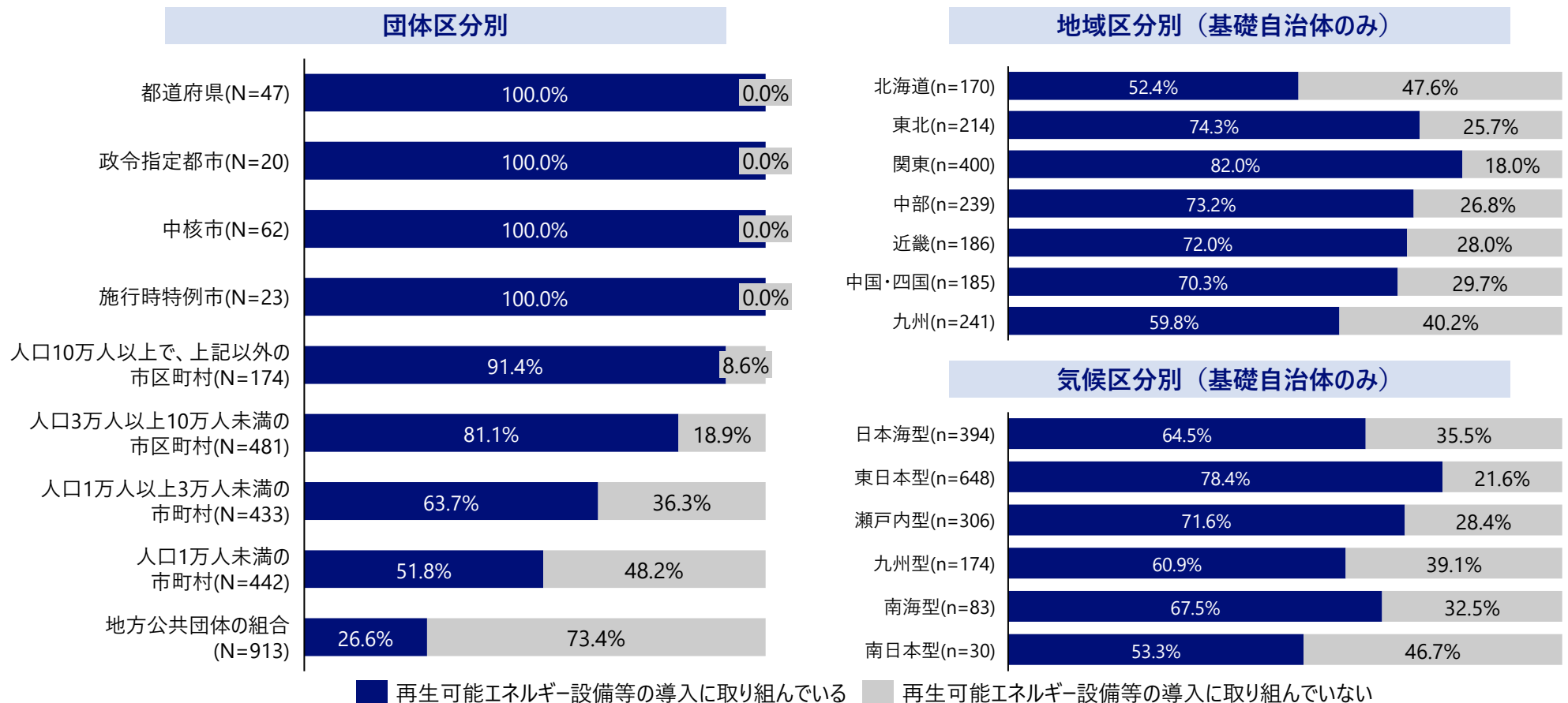
※令和3年度調査結果は「事務事業編策定団体」のみが対象。「不明」と回答のあった団体は「再エネ設備等の導入に取り組んでいない」として処理

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況

再生可能エネルギー設備導入状況 【Q1-4(1)①】

- 団体区分別にみると、施行時特例市以上は全団体が再エネ導入の取組を実施。
- 地域区分別にみると、関東（82.0%）、東北（74.3%）、中部（73.2%）では導入団体割合が高いが、北海道、九州では低い。
- 気候区分別にみると、東日本型、瀬戸内型、南海型気候圏内の団体は導入割合が高い。

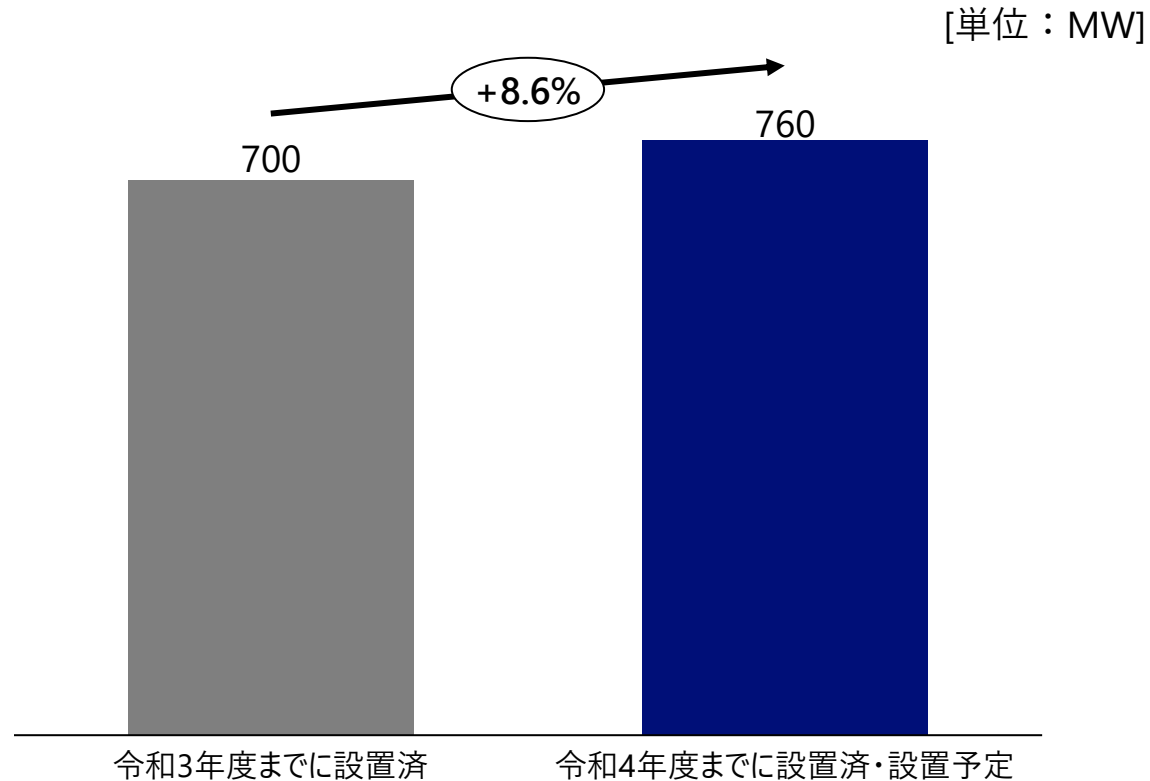
再エネ設備導入状況



(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入／④再生可能エネルギー電力調達の推進 公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

- 公共施設における太陽光発電設備容量実績（令和4年度に設置予定分も含む）は760MWで、令和3年度までに設置済の設備容量700MWから8.6%増加。

公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量）

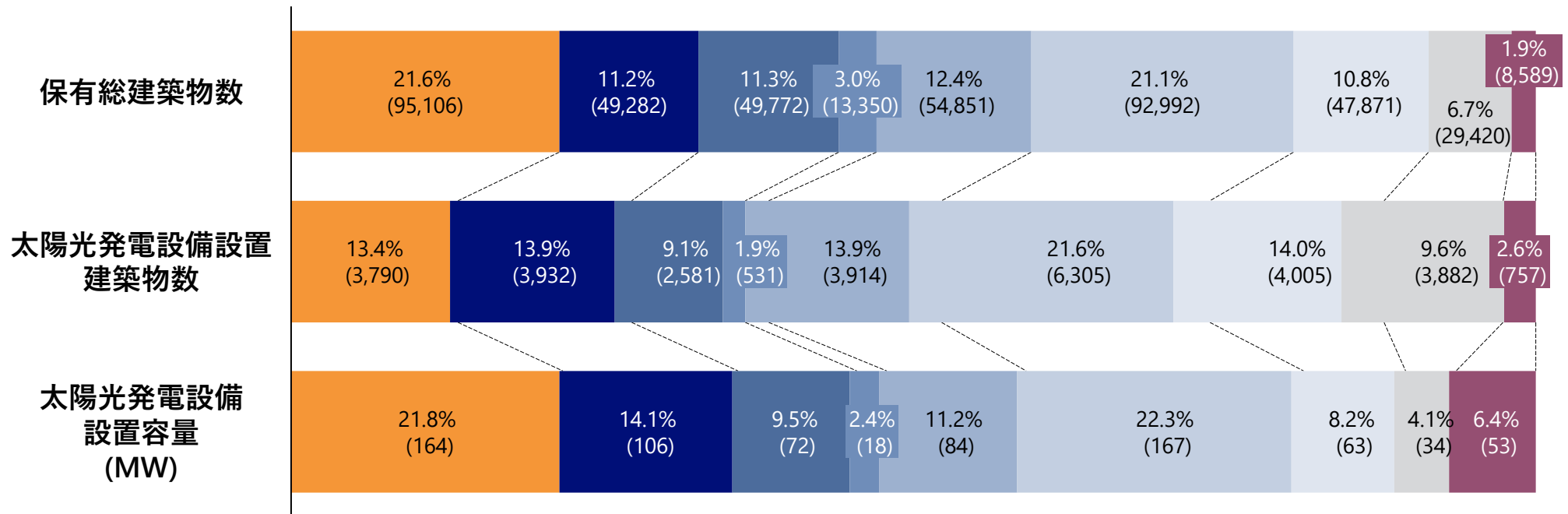


(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入／④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

- 都道府県は保有する建築物数に対する導入建築物数は少ないが、設備容量比率は大きい。
- 小規模市区町村においては建築物数（導入建築物数）割合に対する、設備容量が小さく、1建築物当たりの導入容量が小さい。

公共施設における太陽光発電設備容量実績



※令和4年度までに設置済・設置予定分

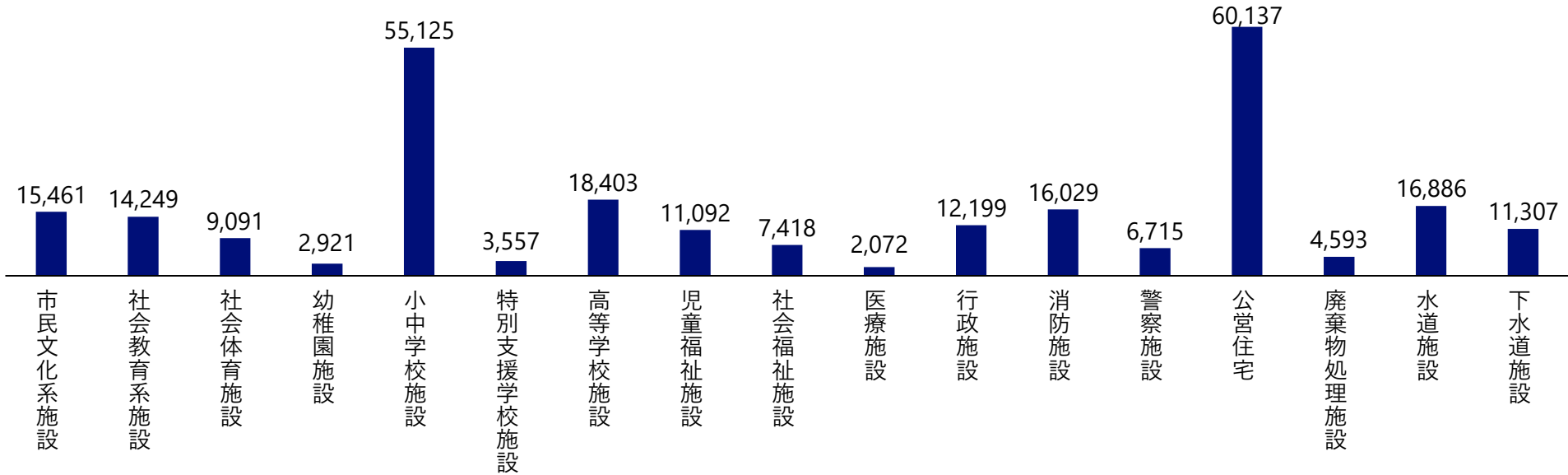
都道府県[n=46] 施行時特例市[n=23] 人口1万人以上3万人未満の市区町村[n=259]
 政令指定都市[n=20] 人口10万人以上で、上記以外の市区町村[n=156] 人口1万人未満の市区町村[n=224]
 中核市[n=62] 人口3万人以上10万人未満の市区町村[n=385] 地方公共団体の組合[n=241]

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入

地方公共団体が管理する建築物数 【Q1-4(1)②】

■ 廃棄物処理施設、水道施設、消防施設は組合管理の建築物数割合が高い。

Q1-4(1)② 地方公共団体が管理する建築物数 【施設分類別】



団体区分別建築物数内訳【施設分類別】

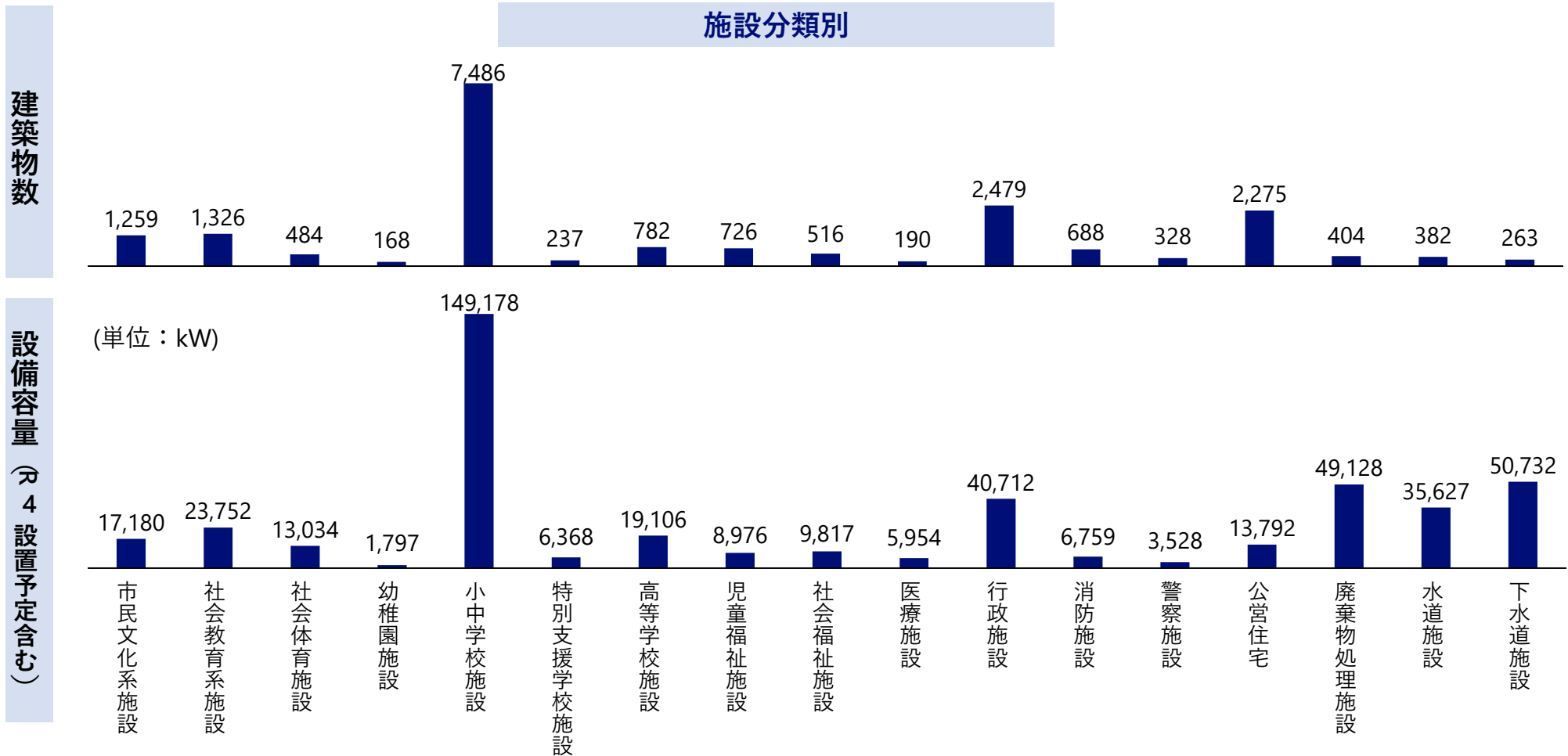
	総計	市民文化系施設	社会教育系施設	社会体育施設	幼稚園施設	小中学校施設	特別支援学校施設	高等学校施設	児童福祉施設	社会福祉施設	医療施設	行政施設	消防施設	警察施設	公営住宅	廃棄物処理施設	水道施設	下水道施設	その他施設
都道府県	21.6%	1.5%	9.3%	5.7%	0.0%	0.2%	91.3%	97.3%	1.8%	8.3%	23.6%	40.1%	2.7%	98.4%	20.2%	0.3%	1.9%	16.1%	15.6%
政令指定都市	11.2%	13.8%	14.3%	9.3%	22.7%	29.9%	6.0%	1.0%	15.1%	11.3%	5.2%	9.6%	13.4%	0.0%	16.5%	14.2%	4.3%	8.2%	12.3%
中核市	11.3%	12.9%	14.8%	11.3%	16.5%	15.4%	1.6%	0.7%	18.3%	10.4%	5.5%	8.3%	9.0%	0.0%	7.6%	10.9%	9.0%	14.2%	15.2%
施行時特例市	3.0%	2.6%	3.0%	2.3%	2.9%	3.6%	0.1%	0.1%	4.1%	2.9%	2.7%	1.7%	3.5%	0.0%	1.3%	2.9%	2.9%	2.3%	1.7%
人口10万人以上、上記以外の市区町村	12.4%	13.3%	14.3%	12.0%	15.4%	17.9%	0.6%	0.3%	18.9%	16.3%	10.3%	7.9%	12.1%	0.4%	9.0%	10.4%	10.1%	20.1%	11.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	21.1%	27.8%	24.5%	32.7%	29.4%	22.7%	0.2%	0.2%	28.8%	26.4%	23.5%	18.4%	30.1%	0.3%	17.9%	19.7%	29.2%	23.8%	21.0%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	10.8%	17.6%	12.9%	17.0%	10.6%	7.3%	0.1%	0.2%	9.0%	14.6%	13.9%	8.2%	11.5%	0.3%	15.5%	7.7%	13.8%	9.3%	9.8%
人口1万人未満の市区町村	6.7%	10.4%	6.7%	9.6%	2.4%	2.8%	0.0%	0.1%	3.8%	8.0%	10.4%	4.7%	6.2%	0.6%	12.0%	4.0%	8.9%	4.4%	11.9%
地方公共団体の組合	1.9%	0.1%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	1.8%	5.1%	1.1%	11.5%	0.0%	0.0%	29.9%	19.9%	1.5%	0.6%

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-4(1)②】

■ 小中学校施設、下水道施設、廃棄物処理施設における設備容量が大きい。

公共施設における太陽光発電設備容量実績

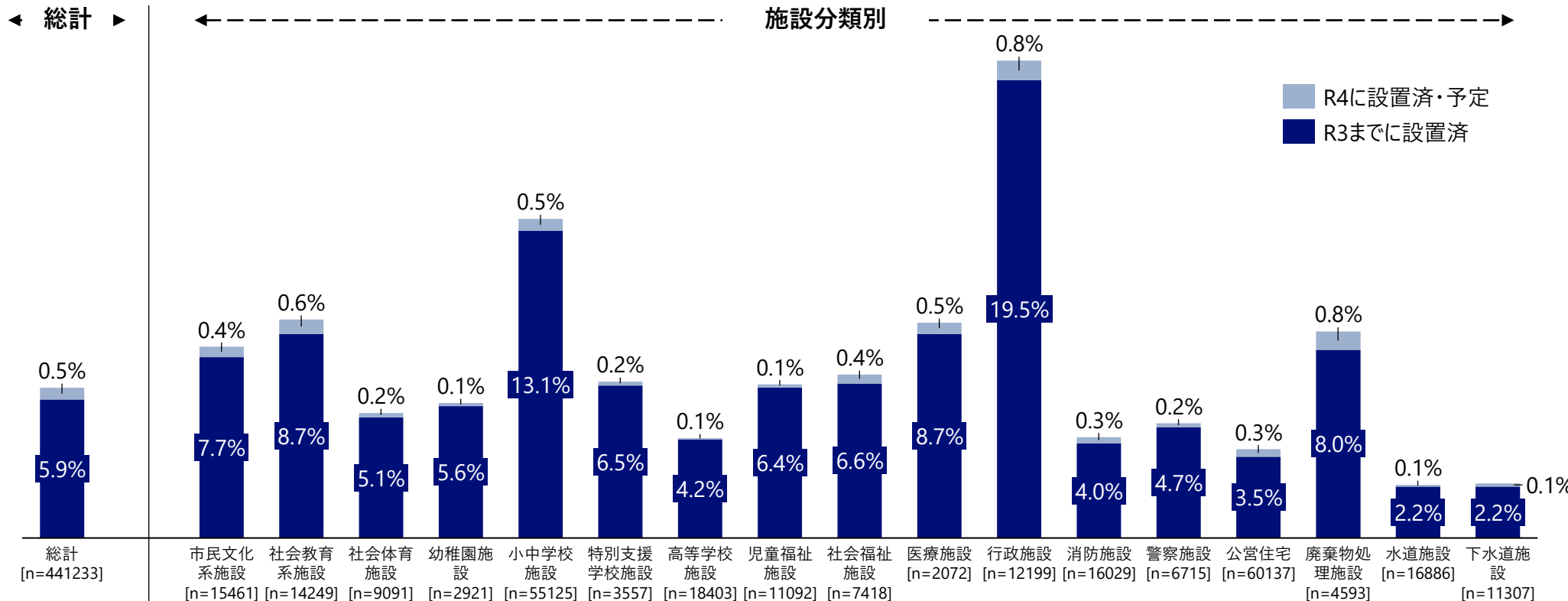


(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備導入施設割合【Q1-4(1)②】

- 回答団体における建築物数441,233施設において、令和3年度までに太陽光発電設備が導入されている建築物数割合は6.2%、令和4年度に新たに設置済・設置予定の建築物数割合は0.5%。
- 建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合を施設分類別にみると、庁舎等の行政施設や小中学校施設では10%以上となっており、設備導入が進んでいるといえる。
- その他、社会教育系施設、医療施設、廃棄物処理施設、市民文化系施設における導入割合が高い。

建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合【施設分類別】

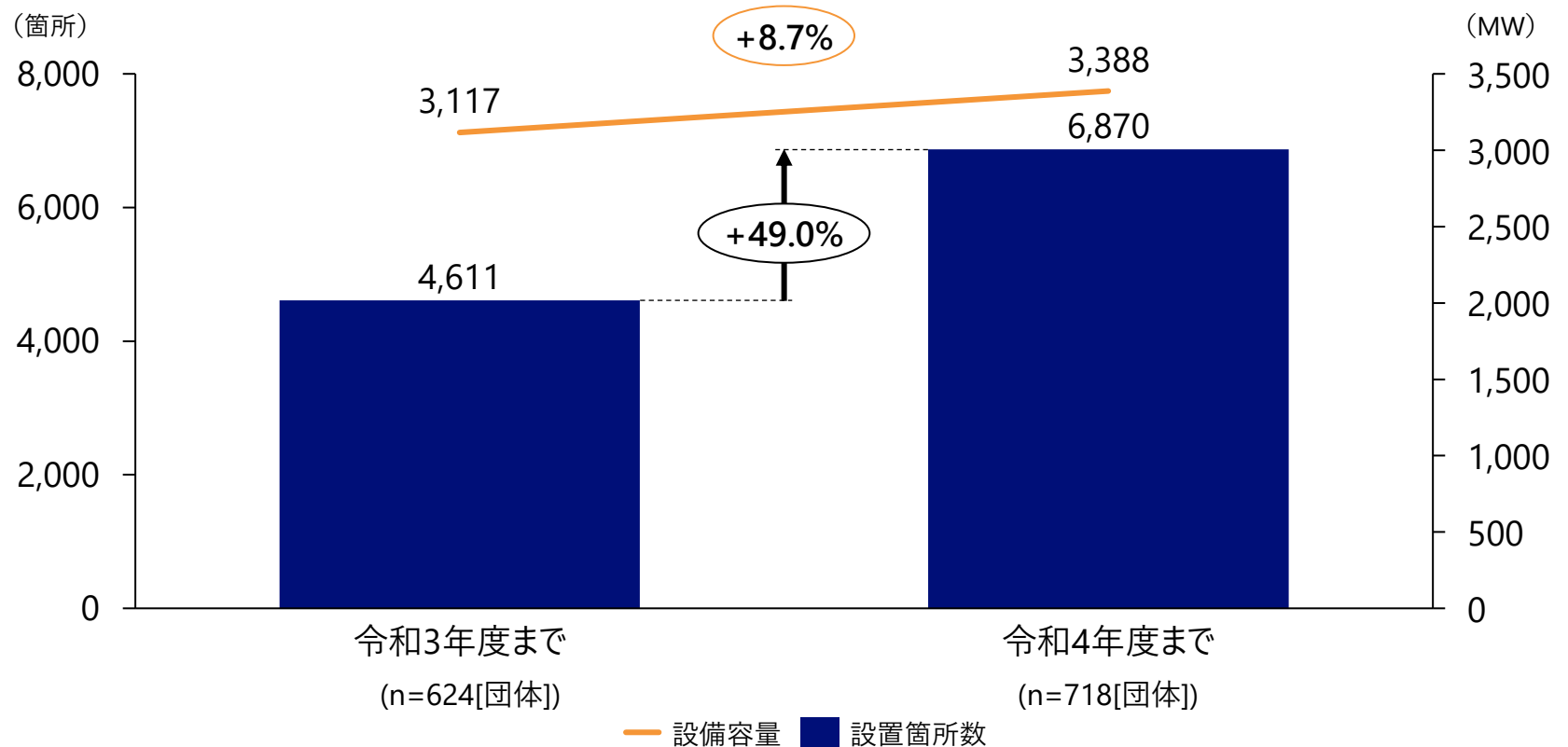


(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ①太陽光発電の最大限の導入

再生可能エネルギー導入状況【Q1-4(1)⑤】公有地における太陽光発電設備設置状況

- 公有地における太陽光発電設備の導入は増加傾向にあるが、設備容量の伸び率は設置箇所数の伸び率よりも低く、一か所あたりの設備容量が小さいと考えられる。

太陽光発電設備を導入している公有地の箇所数とその設備容量



※n数は0より大きい回答のあった団体数

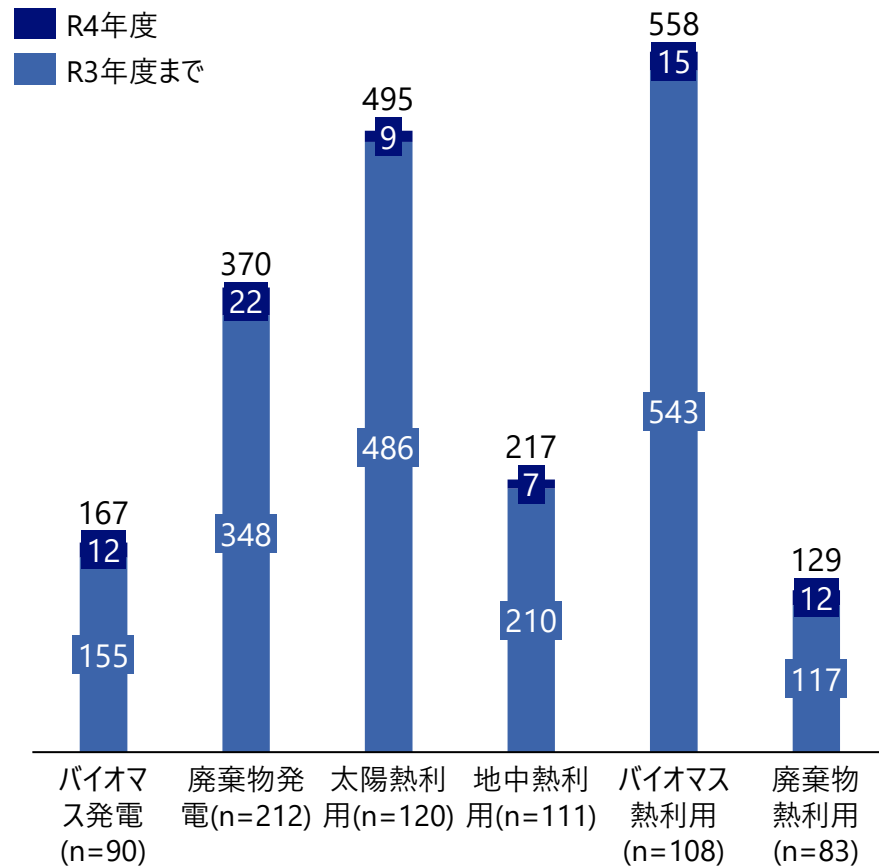
(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)④】

■ バイオマス熱利用を導入している建築物が多く、ついで太陽熱利用をしている建築物が多い。

- 一方で設備容量は廃棄物発電が多くなっており、バイオマス熱利用は小規模な設備、廃棄物発電は大規模な設備が多いことがわかる。

再エネを導入している建築物数



再エネの設備容量・設備性能

再エネ設備等		設備容量・設備性能の合計値			
		R3年度までに設置		R4年度に設置済・予定	
電気系	バイオマス発電	84,867.9	kW	2,651.5	kW
	廃棄物発電	11,857,055.3	kW	93,796.6	kW
熱系	太陽熱利用	41,536.2	m ²	981.1	m ²
	地中熱利用	813,651.3	MJ/h	626.1	MJ/h
	バイオマス熱利用	895,232.8	MJ/h	3,674.5	MJ/h
	廃棄物熱利用	70,621,505.1	MJ/h	107,318.4	MJ/h

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)④】

- 再エネ導入済設備容量の団体区分別内訳をみると、廃棄物発電、廃棄物熱利用は組合における導入率が高い。
- 地中熱利用、バイオマス熱利用は人口1万人以上10万人未満の市区町村における導入率が高い。

再エネ導入済設備容量_団体区分別内訳

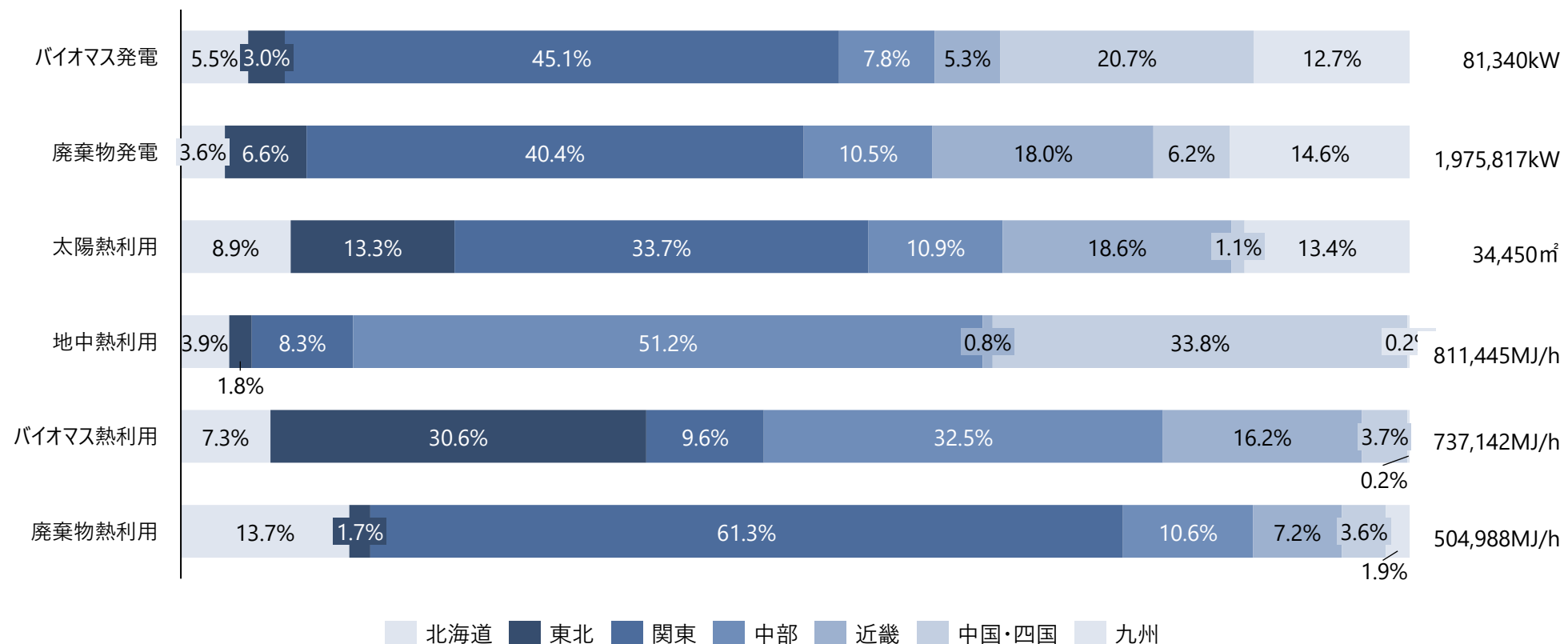
団体区分	バイオマス発電 (kW)	廃棄物発電 (kW)	太陽熱利用 (㎡)	地中熱利用 (MJ/h)	バイオマス 熱利用 (MJ/h)	廃棄物熱利用 (MJ/h)
計	87,519	11,950,852	42,517	814,277	898,907	985,845
都道府県	17.1%	0.1%	20.2%	8.4%	4.2%	2.5%
政令指定都市	26.9%	5.3%	20.9%	0.0%	35.3%	5.8%
中核市	10.8%	2.9%	11.5%	0.5%	4.6%	5.7%
施行時特例市	1.4%	0.5%	1.4%	0.0%	0.0%	1.1%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8.1%	84.3%	12.2%	33.9%	1.6%	4.9%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	15.3%	0.2%	20.8%	51.6%	7.7%	4.5%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	18.0%	0.0%	2.1%	4.0%	40.1%	0.0%
人口1万人未満の市区町村	1.6%	0.0%	7.1%	1.5%	5.9%	0.0%
地方公共団体の組合	0.7%	6.7%	3.8%	0.1%	0.7%	75.6%

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

再生可能エネルギー導入状況 【Q1-4(1)④】太陽光発電以外の再生可能エネルギー
設備容量・設備性能

- 人口の多い関東地方では、廃棄物も多いためと考えられるが、廃棄物発電の設備容量が高くなっている。
- 地中熱発電は、中部地方の設備容量が全体の約5割を占める。

導入している再エネ別の設備容量・設備性能割合【環境省地方環境事務所管轄地域区分別】



(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ②建築物における省エネルギー対策の徹底

ZEBの実現状況 【Q1-4(2)】

- ZEBの各種認証を取得済の団体数は令和3年度調査の23団体から80団体へと増加（建築物数ベース*では115）。
- 認証種別に見ると、ZEB Readyが59と最も多い。

ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数 【Q1-4(2)】

ZEBの各種認証別建築物数



団体区分	建築物数
ZEB	31
Nearly ZEB	13
ZEB Ready	59
ZEB Oriented	12

ZEBの各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合

団体区分	団体数	%
都道府県	7	16.3%
政令指定都市	4	21.1%
中核市	6	9.7%
施行時特例市	1	4.3%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	8.0%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	4.5%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	10	2.4%
人口1万人未満の市区町村	9	2.0%
地方公共団体の組合	7	0.5%

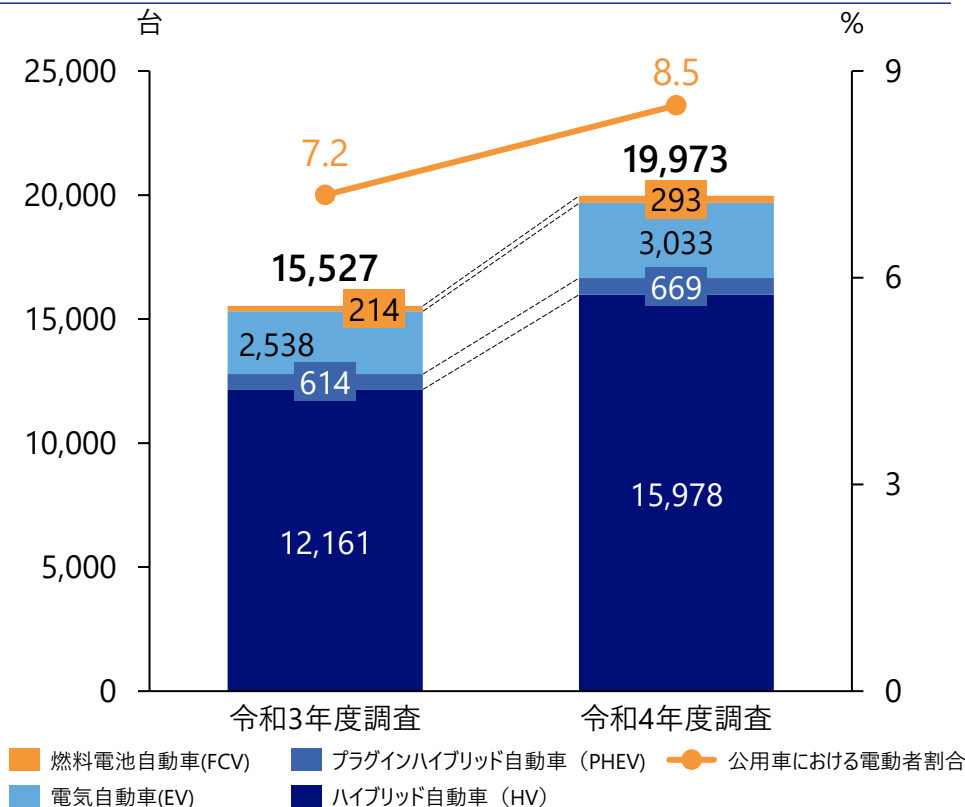
(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ③電動車の導入

一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- 一般公用車*における電動車**導入割合は8.5%で、令和3年度調査の7.2%から1.3ポイント増加。
台数ベースでは19,973台で、同15,527台から28.6%増加。

- 種類別内訳をみると、ハイブリッド自動車（HV）が6.8%、電気自動車（EV）が1.3%となっている。

一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合



一般公用車における電動車導入割合（種類別）

種類	台数	割合
全公用車	236,320	—
電動車計	19,973	8.5%
電気自動車 (EV)	3,033	1.3%
燃料電池自動車 (FCV)	293	0.1%
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	669	0.3%
ハイブリッド自動車 (HV)	15,978	6.8%
その他（ガソリン車、ディーゼル車等）	216,347	91.5%

*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外とする。

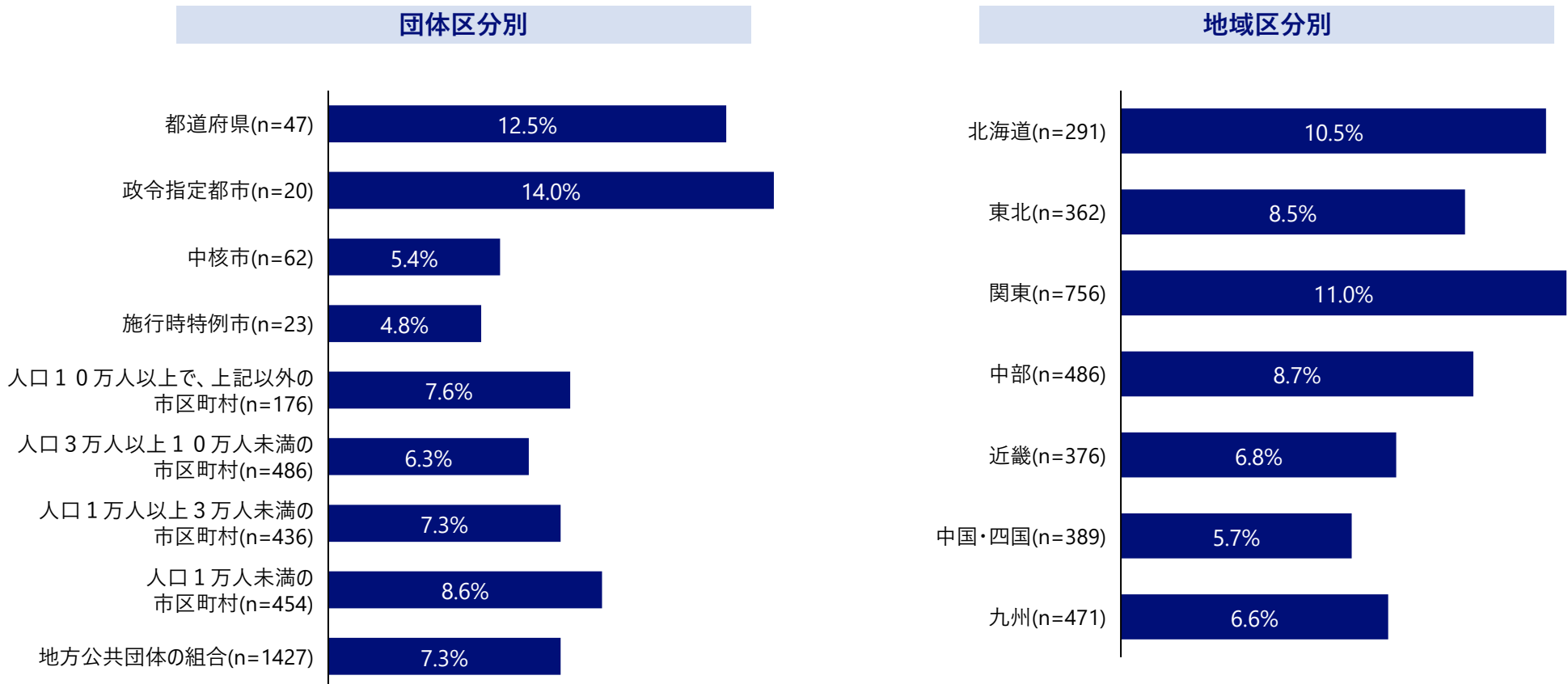
**電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象とする。

(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ③電動車の導入

一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- 都道府県、政令指定都市では、公用車の10%以上が電動車化。
- 地域区分別にみると、関東（11.0%）、北海道（10.5%）の電動車割合が高い。

一般公用車における電動車導入割合（%）

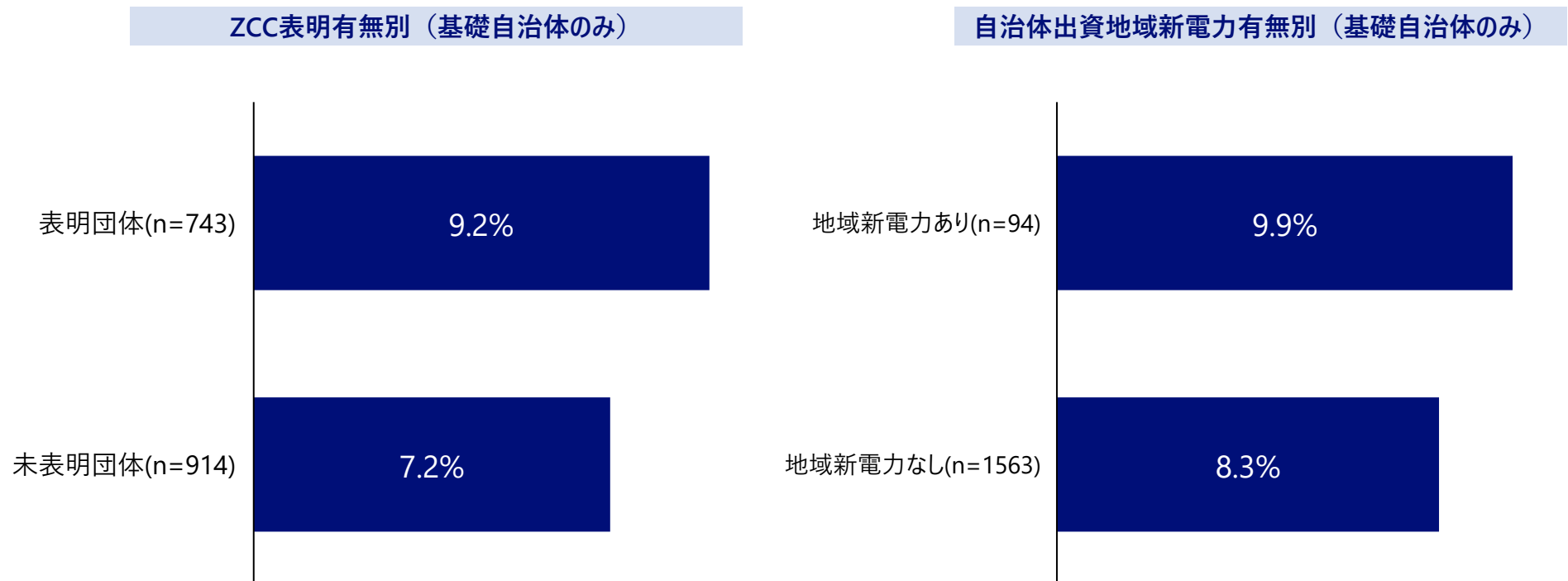


(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ③電動車の導入

一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

- ZCC表明団体や自治体出資地域新電力を有する市区町村においては、電動車導入割合が高く、公用車の電動車化に向けた取組が進められてきているといえる。

一般公用車における電動車導入割合（％）



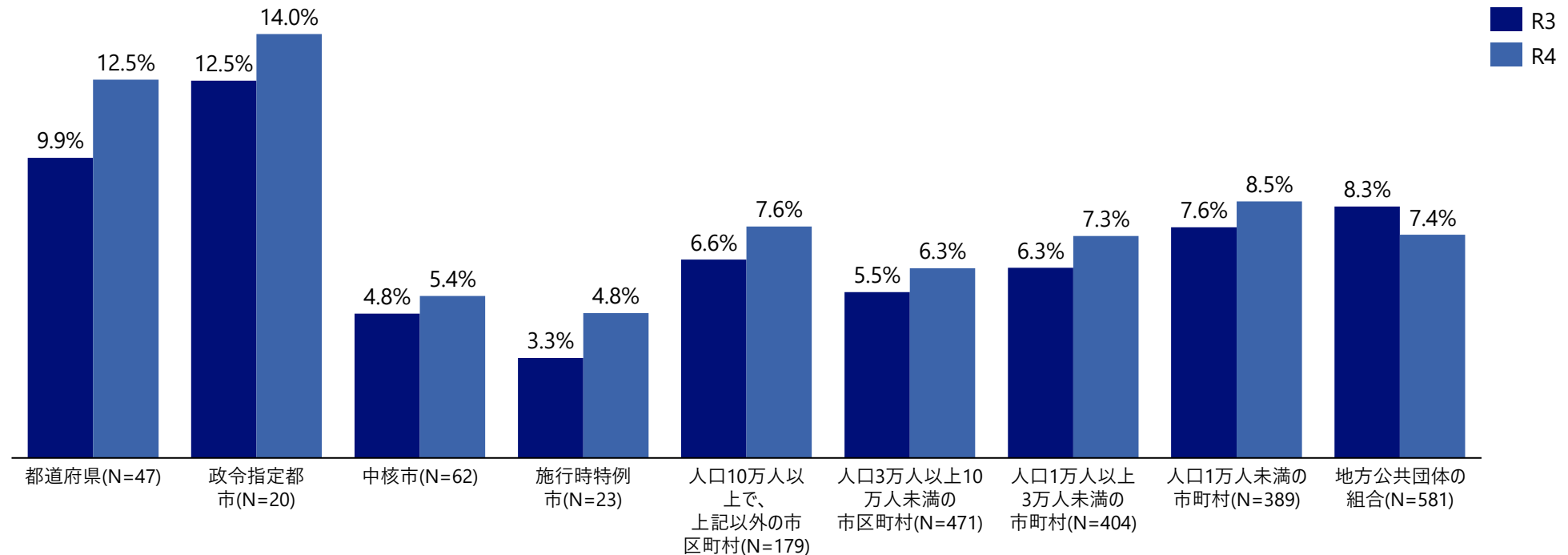
(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ③電動車の導入

一般公用車の電動車導入状況 【Q1-4(3)】

■ 団体区分別に見ると、都道府県では2.6ポイントと特に電動車の導入が進んでいる。

- 前年度と比較すると、組合以外の団体区分では1~2ポイントずつの増加となっている。

一般公用車における電動車の導入台数割合（団体区分別・年度比較）

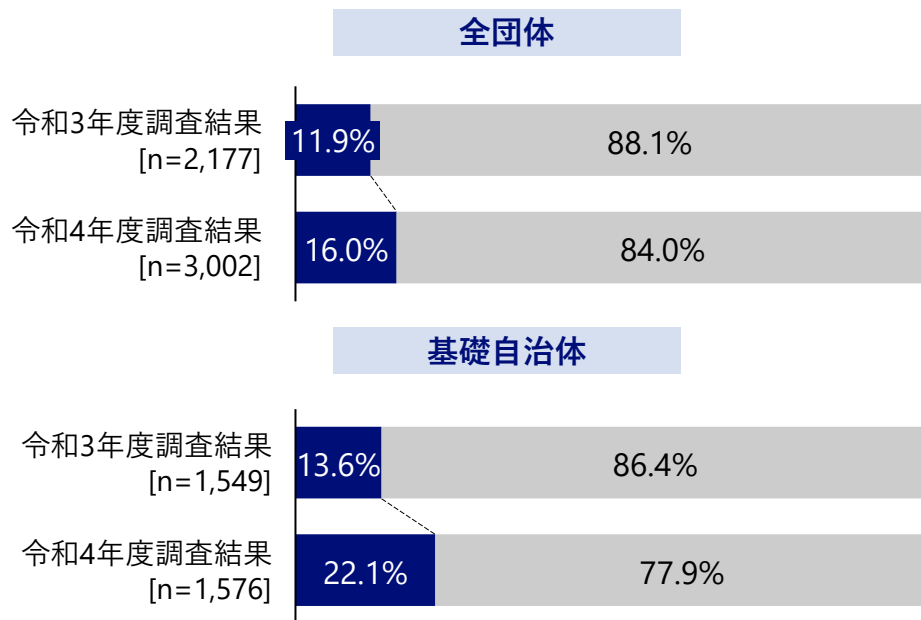


(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(1)③】

- 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体の割合は16.0%で、令和3年度調査結果の11.9%より4.1%増加。基礎自治体に限ると22.1%で、同13.6%から8.5%増加。
- 公共施設における全消費電力のうち再エネ由来電力が占める割合について、「1~40%」と回答している団体が最も多い。「100%」と回答した団体も11団体確認される。

公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体割合



■ 再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている
 ■ 再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っていない

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

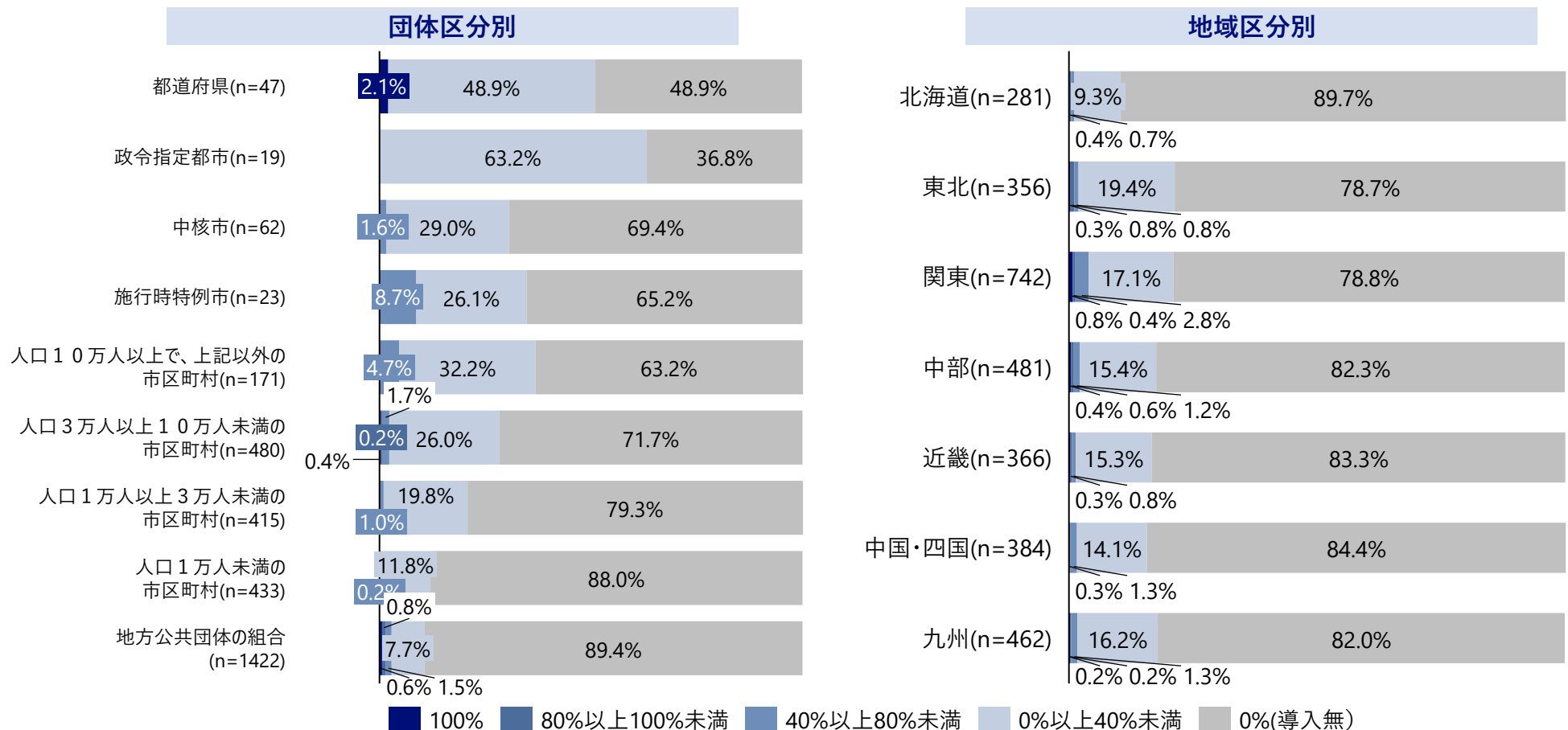
調達電力量割合	%	団体数
100%	0.4%	11
80%以上100%未満	0.4%	13
40%以上80%未満	1.5%	46
0%以上40%未満	15.7%	481
0%（不明含む）	82.1%	2,521

(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(1)③】

- 都道府県、政令指定都市では、50%以上の団体が再エネ由来電力メニューによる電力調達を実施。
- 地域区分別にみると、東北、関東では再エネ由来電力メニューによる電力調達実施団体割合が高い。

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

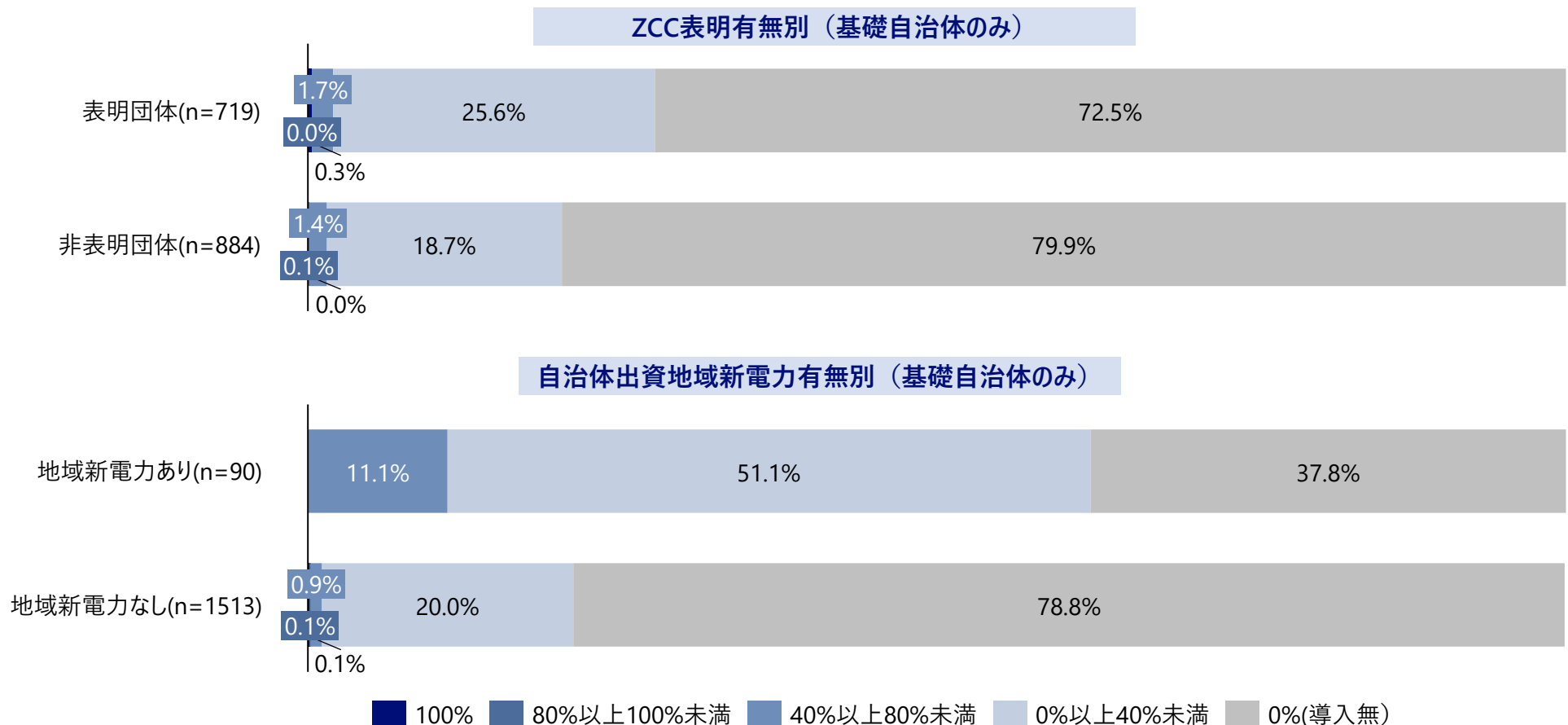


(3) 政府実行計画に準じた措置の設定状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(1)③】

- ZCC表明団体や自治体出資の地域新電力を有する基礎自治体においては、再エネ由来電力メニューによる電力調達実施団体割合が高く、再エネ由来電力メニューによる電力調達への取組が積極的に行われているといえる。

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

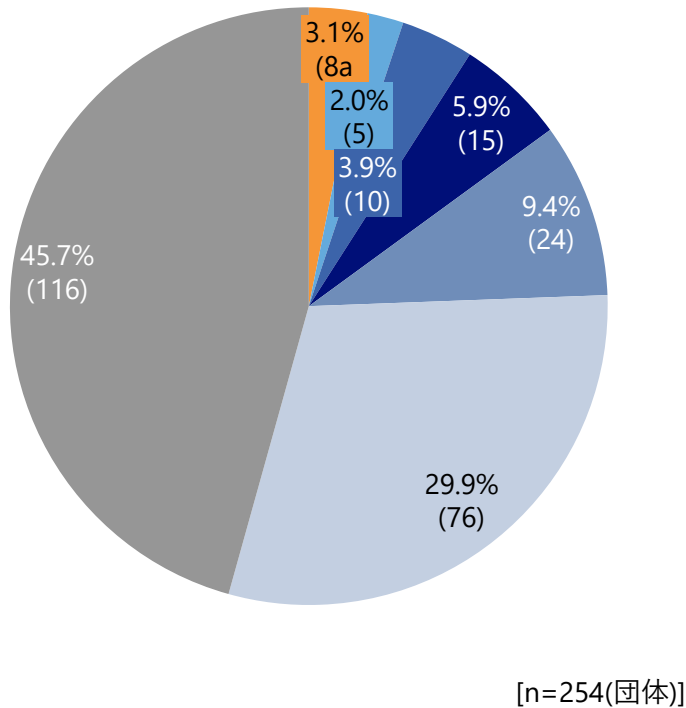


(3) 事務事業に関する再生可能エネルギー導入に向けた取組状況 ③再エネ由来電気メニューの契約状況

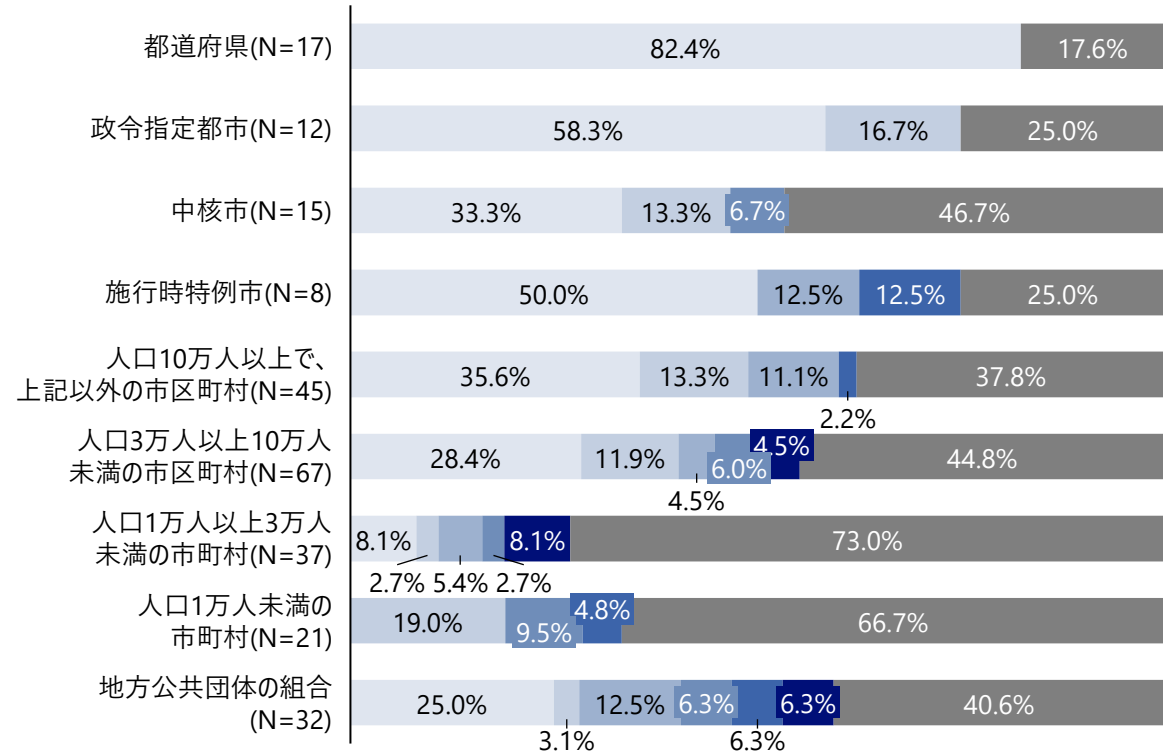
公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量【Q1-4(1)③】

- 公共施設における全消費電力のうち再エネ由来電力が占める割合について、29.9%が「0~20%」と最も多い。100%と回答した団体は8団体。

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合



公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合【団体区分別】



100% 80%以上100%未満 60%以上80%未満 40%以上60%未満 20%以上40%未満 0%以上20%未満 わからない

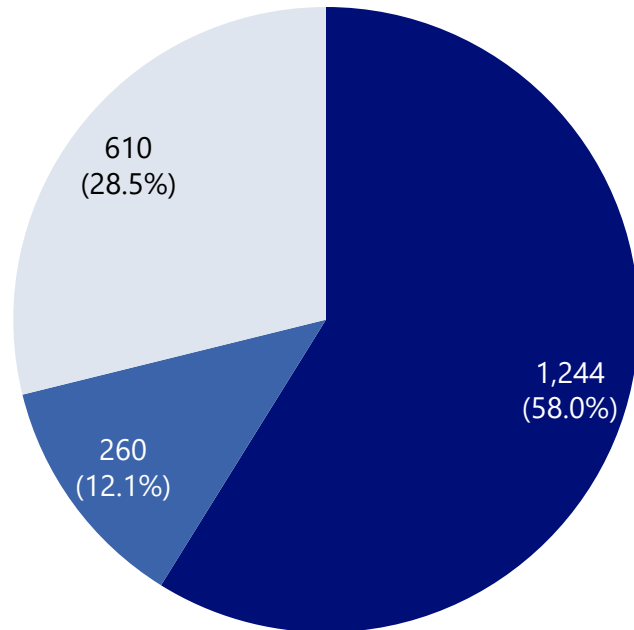
(4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

実行計画（事務事業編）の点検実施状況 【Q1-6(1)】

- 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は58.0%。未点検団体も28.5%確認される。

- 人口10万人以上の規模の団体ではほぼ一年に一回以上のペースで点検している。

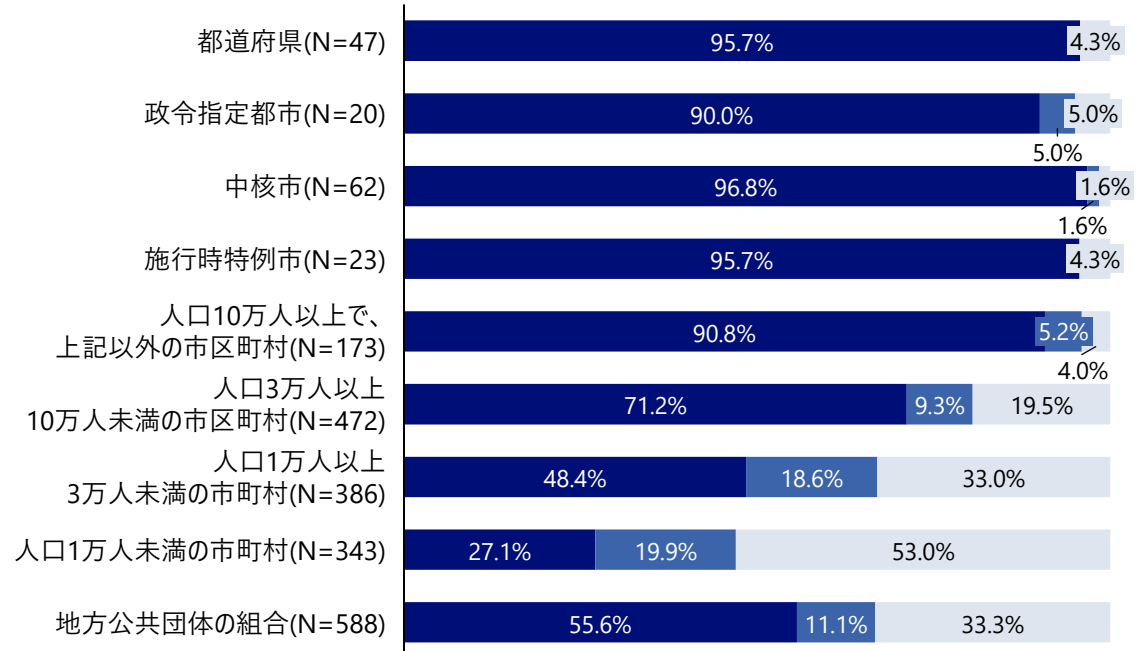
事務事業編に関する点検実施状況



[n=2,114(団体)]

- 一年に一回以上のペースで点検している
- 毎年ではないが点検している
- 点検していない

事務事業編に関する点検実施状況 【団体区分別】

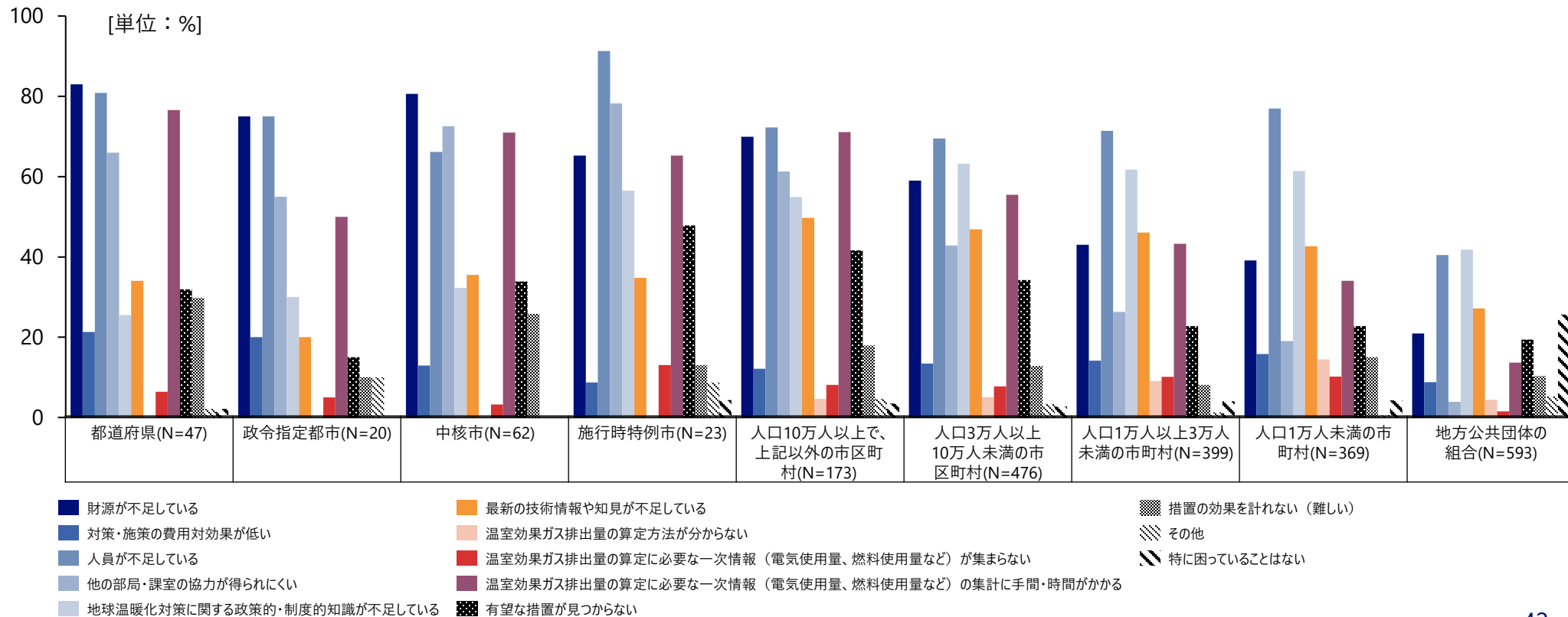


(4) 実行計画（事務事業編）の点検実施状況

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【Q1-6(4)】

- 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「最新の技術情報や知見が不足している」と続く。
- 地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、特に小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割合が高い。

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題（団体区分別）【Q1-6(4)】



1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

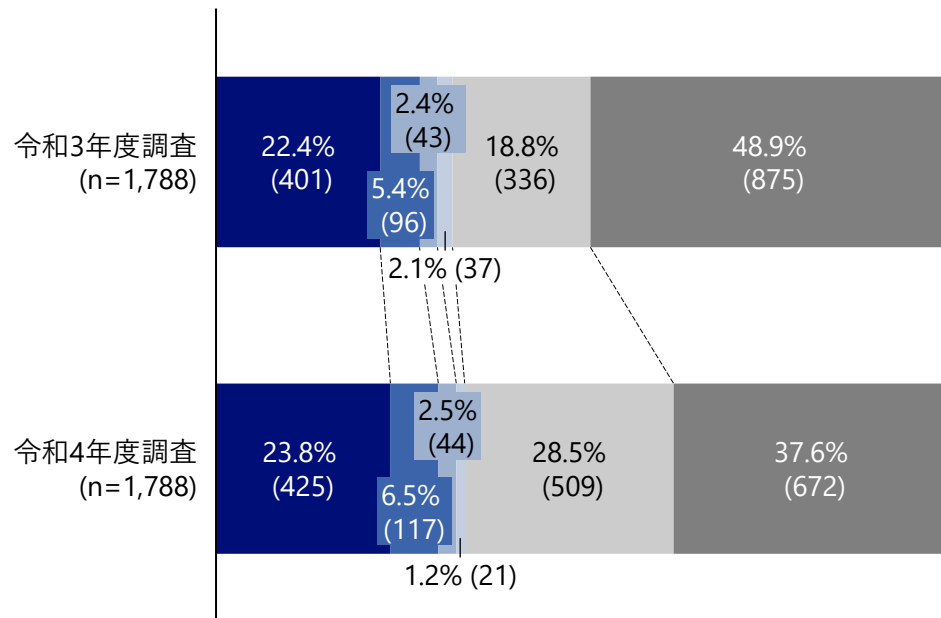
4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済み、かつ計画期間中の団体は、542団体（昨年度497団体から45団体増）。
- 1,181団体が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であるが、“未策定かつ策定予定なし”の団体数は令和3年度調査の875団体（48.9%）から672団体（37.6%）と減少しており、未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んできているものと想定される。

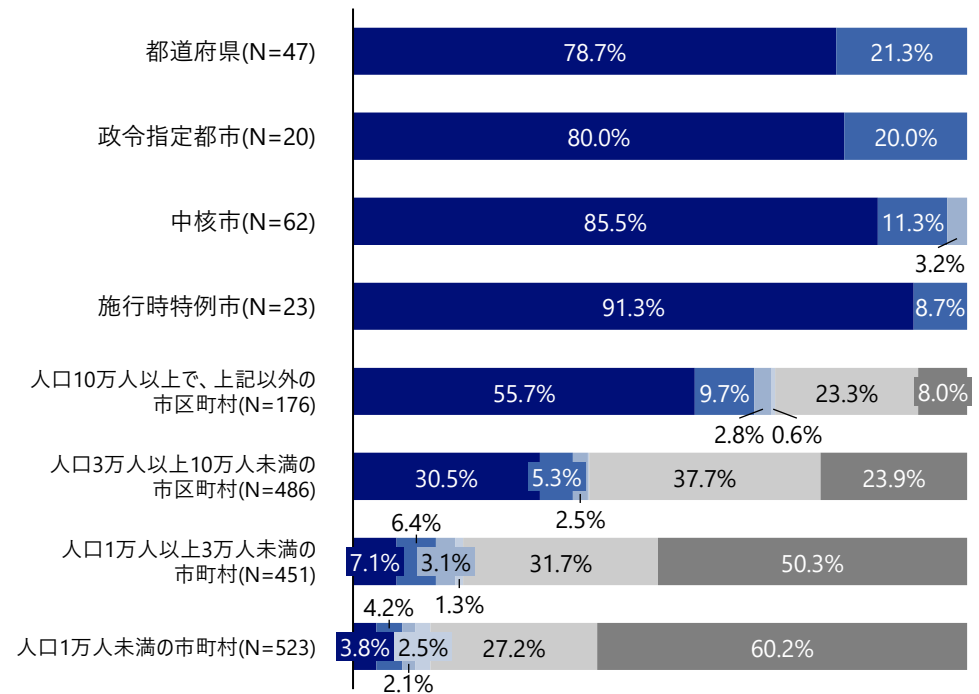
2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



*令和3年度調査においては、2021年10月1日時点の回答

- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある

2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



- 既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない

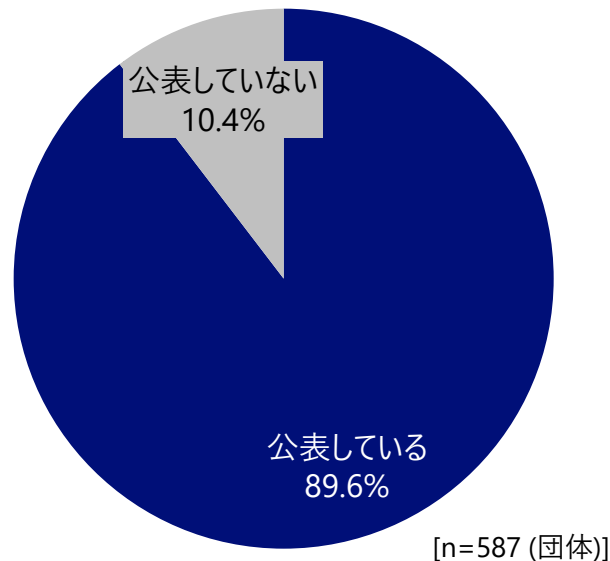
*施行状況調査に対し未提出の団体については、昨年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改訂・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては更新状況を確認した。

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ②区域施策編の公表状況

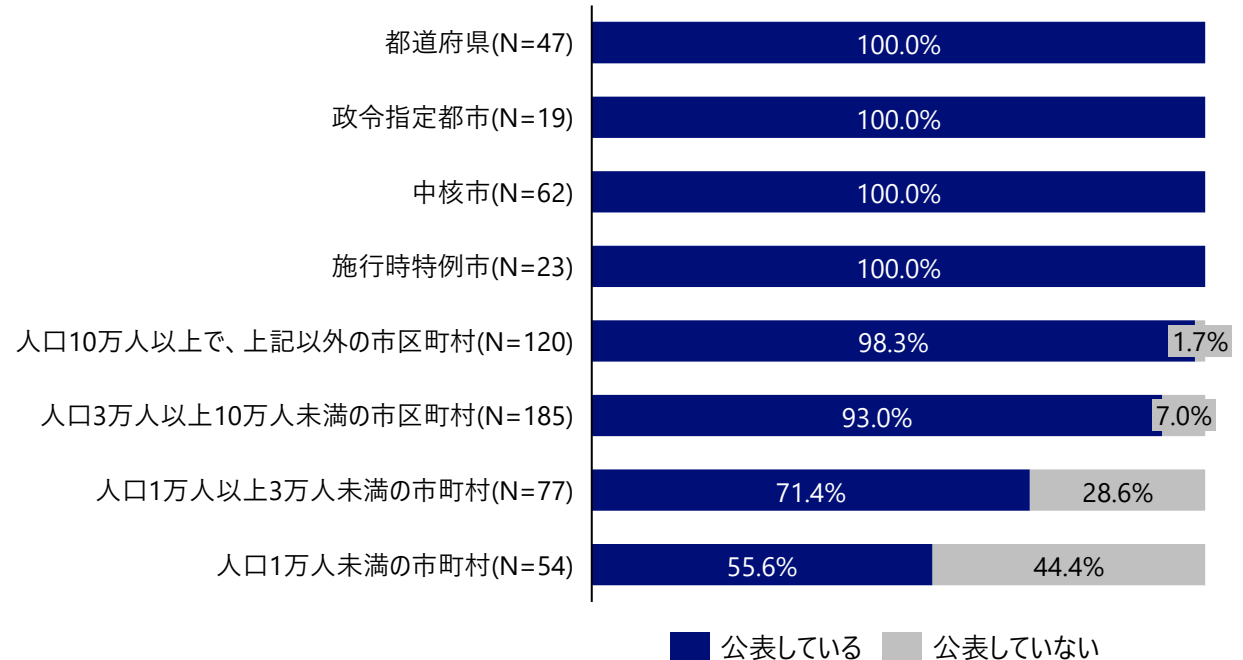
区域施策編の公表状況【Q2-1(2)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画を公表している団体は89.6%で、10.4%の団体は公表に至っていない。
- 施行時特例市以上の団体は公表率100%。

策定した実行計画（区域施策編）の公表状況



策定した実行計画（区域施策編）の公表状況【団体区分別】

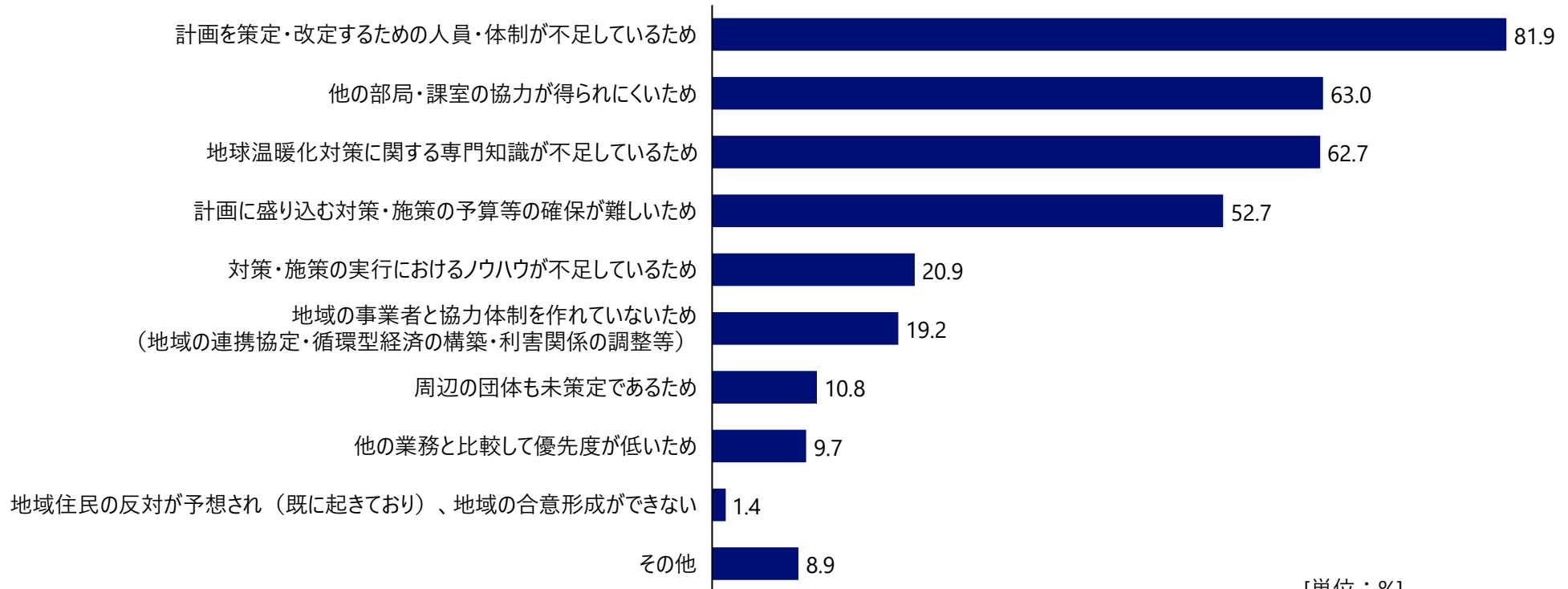


(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」、「地域の事業者と協力体制を作れていないため」と続く。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】



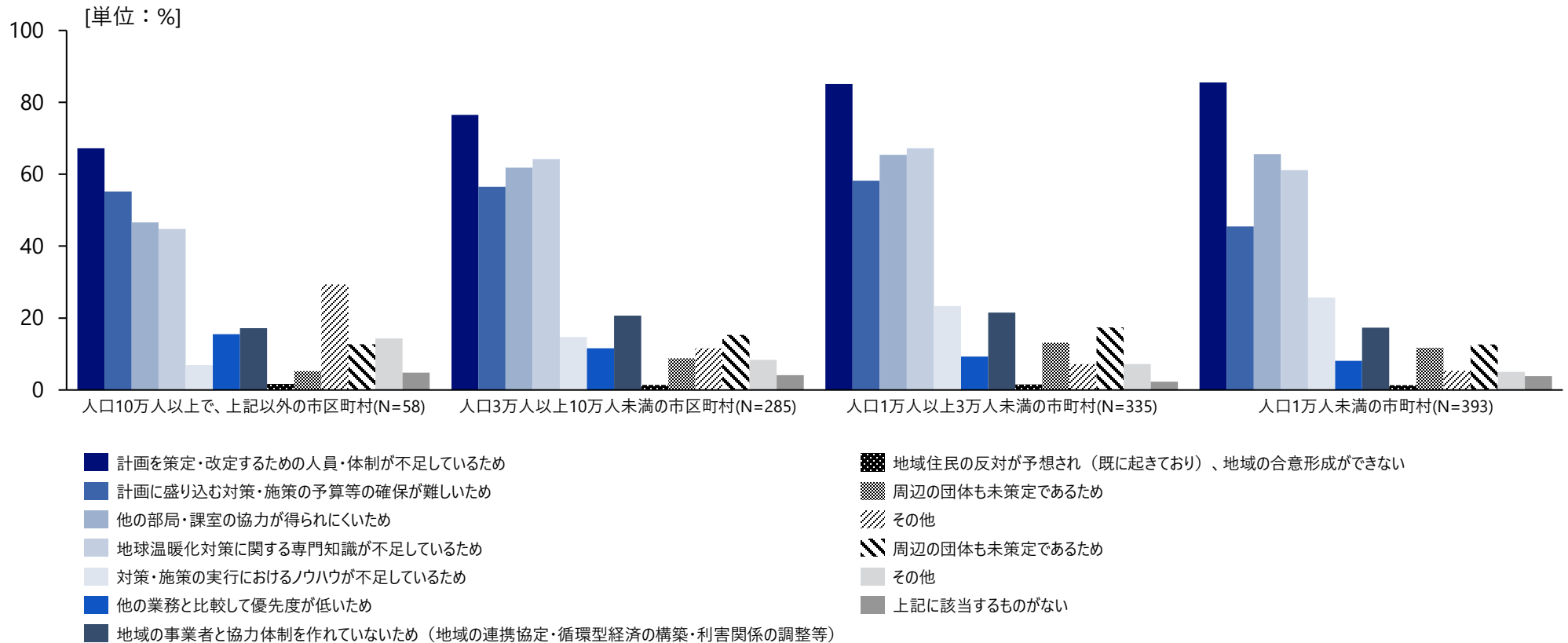
[単位：%]
[n=1,107 (団体)]

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 人口規模が小さくなるほど、「人員・体制が不足しているため」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「他の部局・課室の協力が得られにくい」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

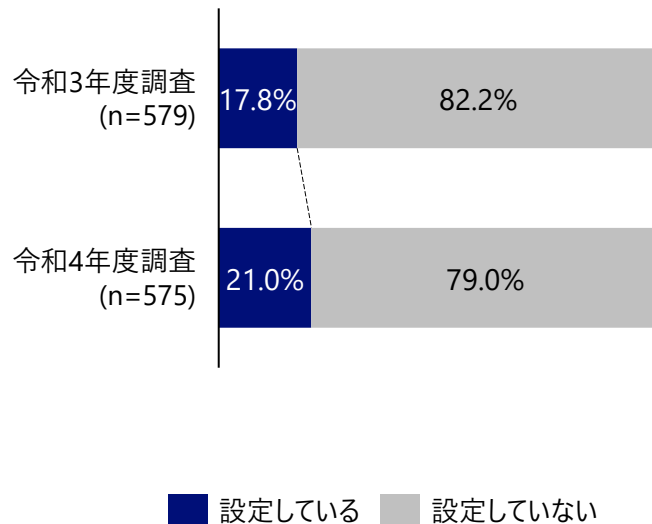
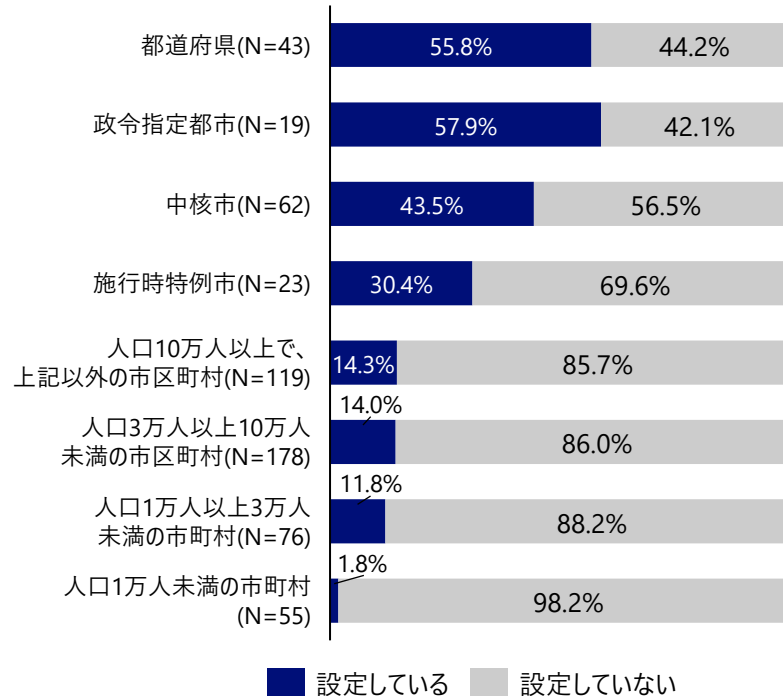
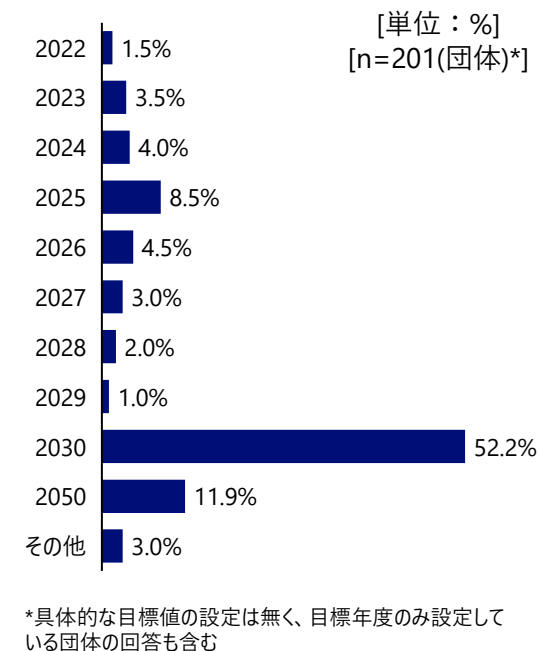
区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



(2) 実行計画（区域施策編）における再エネ導入に係る目標設定状況

実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入量目標【Q2-2(2)】

- 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量に係る目標を設定している団体は21.0%で、昨年度17.8%より3.2%増。
 - 区分別にみると、都道府県で55.8%、政令指定都市で57.9%、中核市で43.5%、施行時特例市で30.4%
- 目標年度としては「2030年」が最も多く、「2025年」が続く。

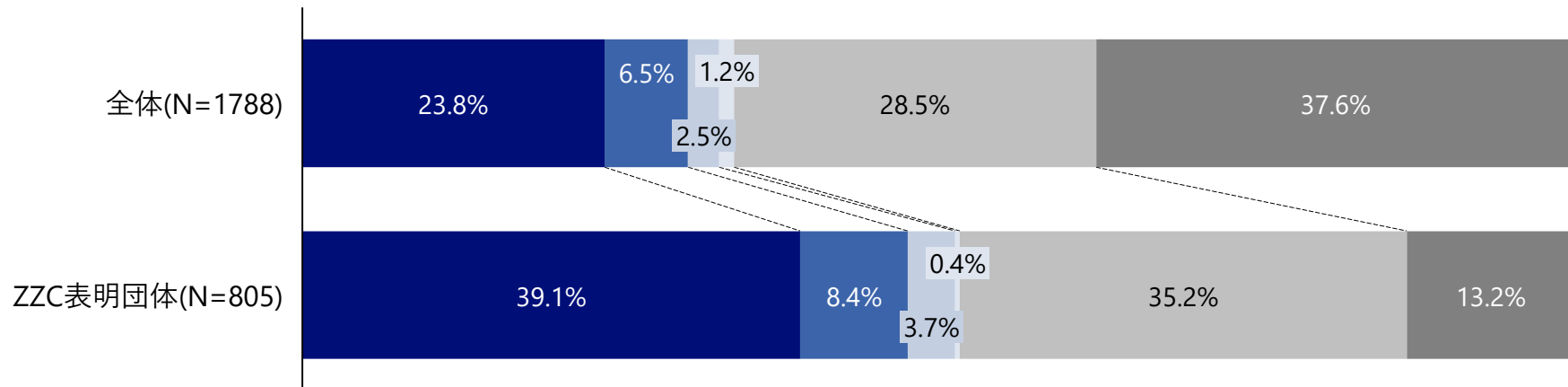
区域における再エネ
導入量目標設定状況区域における再エネ導入量目標
設定状況【団体区分別】区域における再エネ導入量目標
設定年度

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①2022年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 全団体とZCC表明団体とを比較すると、ZCC表明をしている団体ほど未策定の割合が低く、未策定でも策定予定である割合が高い。

令和4年12月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



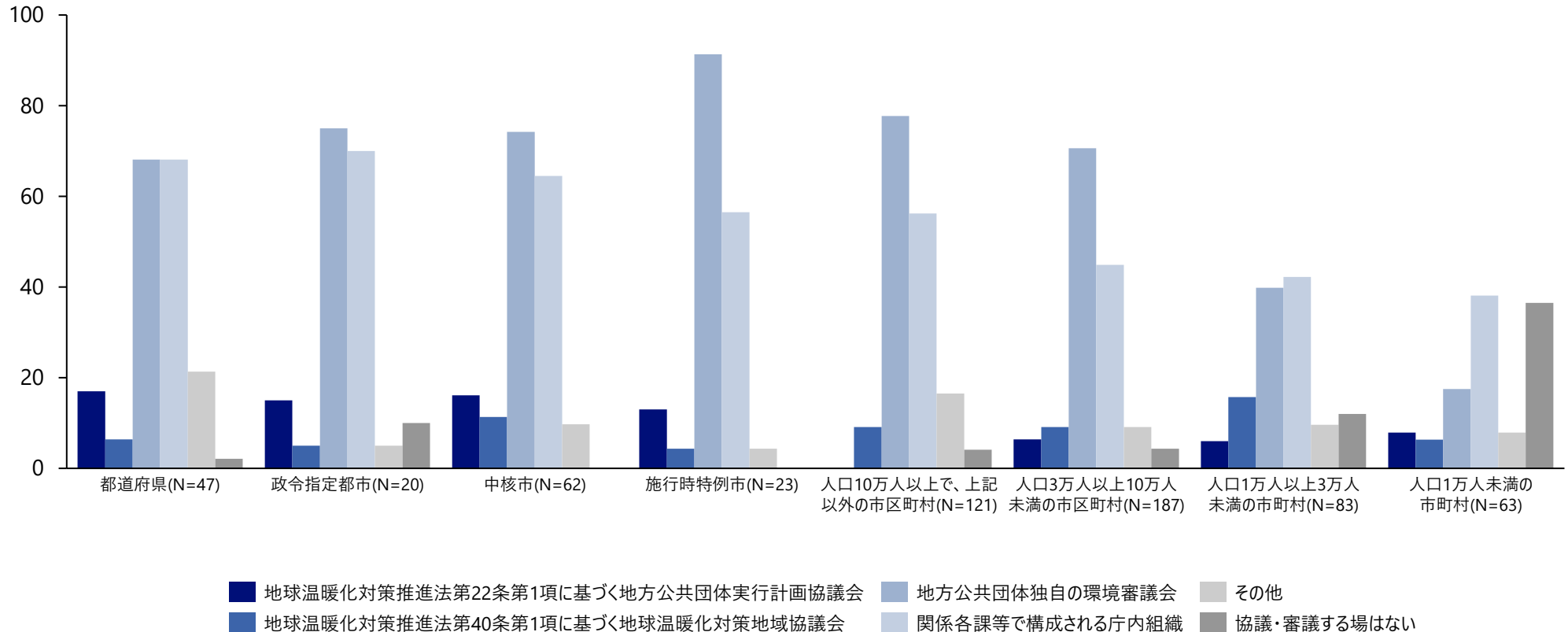
- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しており、2022年12月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を経過しているが、2022年12月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2022年12月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2022年12月1日以降も策定する予定はない

(3) 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組み

区域施策編の進捗管理の仕組み【Q2-3】

- 区域施策編策定済団体における、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては「環境審議会」、「関係各課等で組織される庁内組織」が多い。

区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【団体区分別】

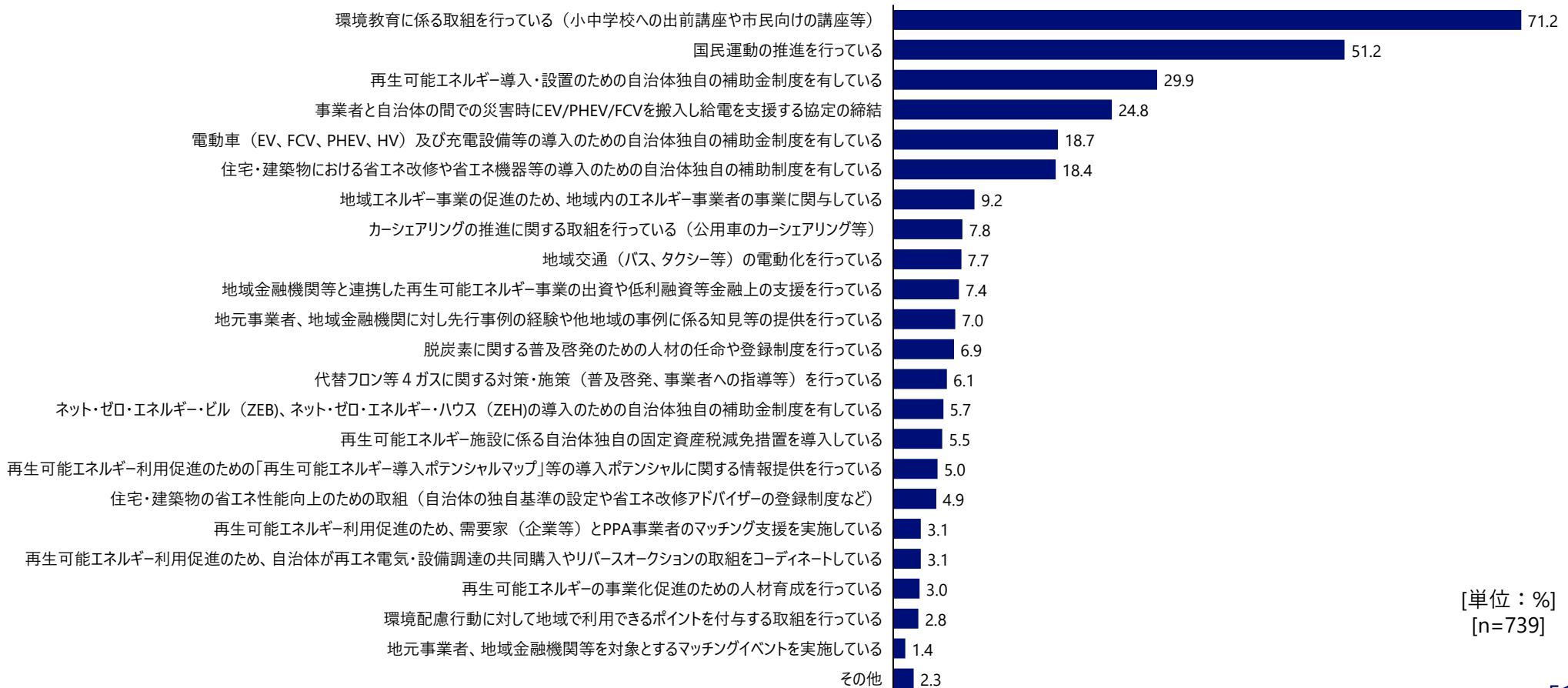


(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)】

- 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している事業者向けの取組としては、環境教育に係る取組や国民運動の推進といった意識啓発に資する取組や、設備設置のための自治体独自の補助金やEV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結等が確認される。

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況＜事業者向け＞【Q2-4(1)】



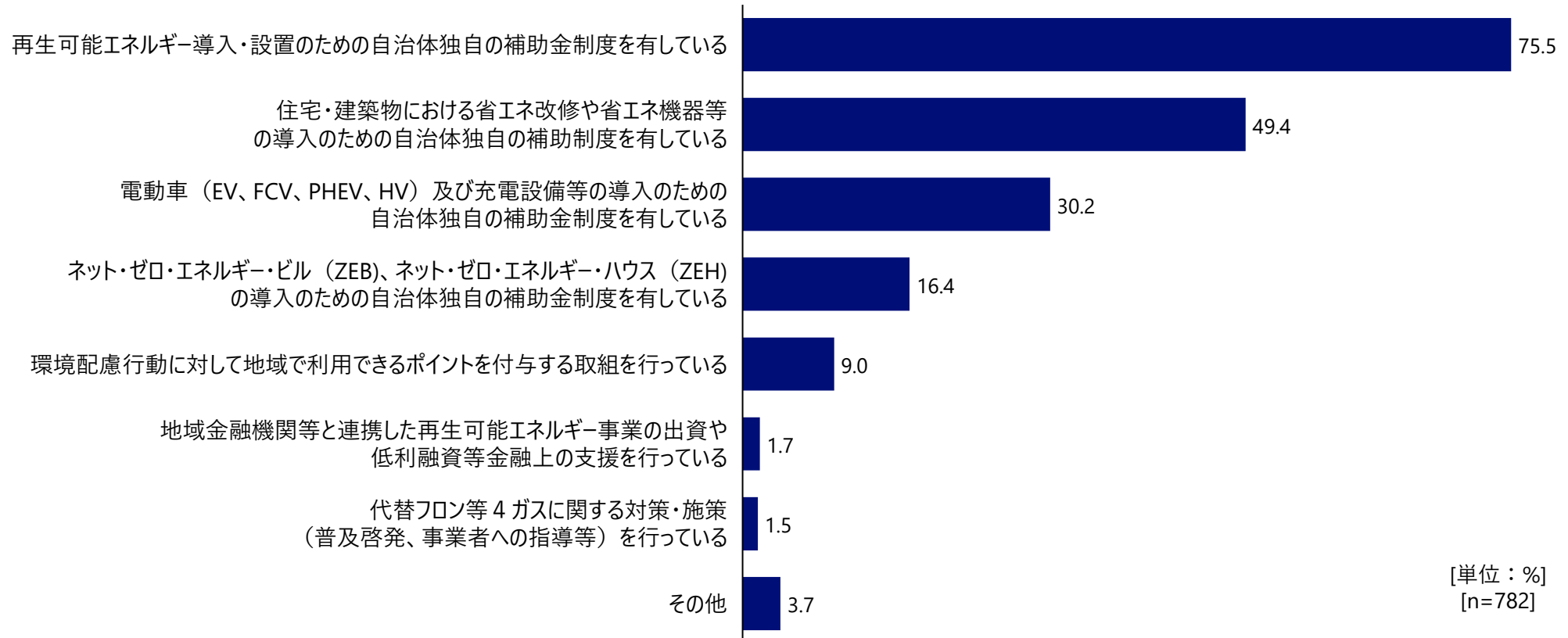
[単位：%]
[n=739]

(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)】

- 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している個人向けの取組としては、設備設置のための自治体独自の補助金や、省エネ改修や省エネ機器導入のための補助制度、EV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結等が確認される。

区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況＜個人向け＞【Q2-4(1)】

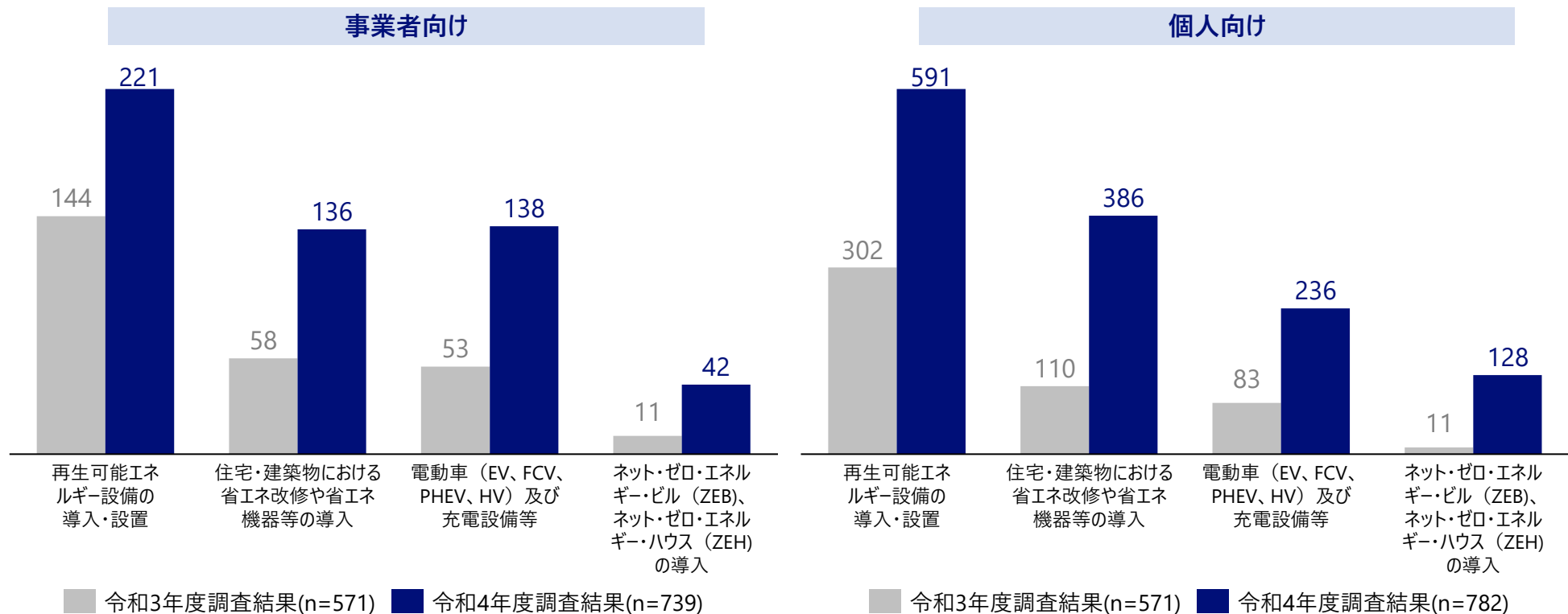


(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)】

- 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは221団体（令和3年度調査では144団体）、個人向けでは591団体（同302団体）と導入団体が大きく増加している*。
- 同様に、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入や電動者及び充電設備、ZEB/ZEH導入に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況 【Q2-4(1)】



*令和3年度調査では区域施策編を策定済の団体が回答対象、令和4年度調査では全都道府県と市町村が回答対象となっている。

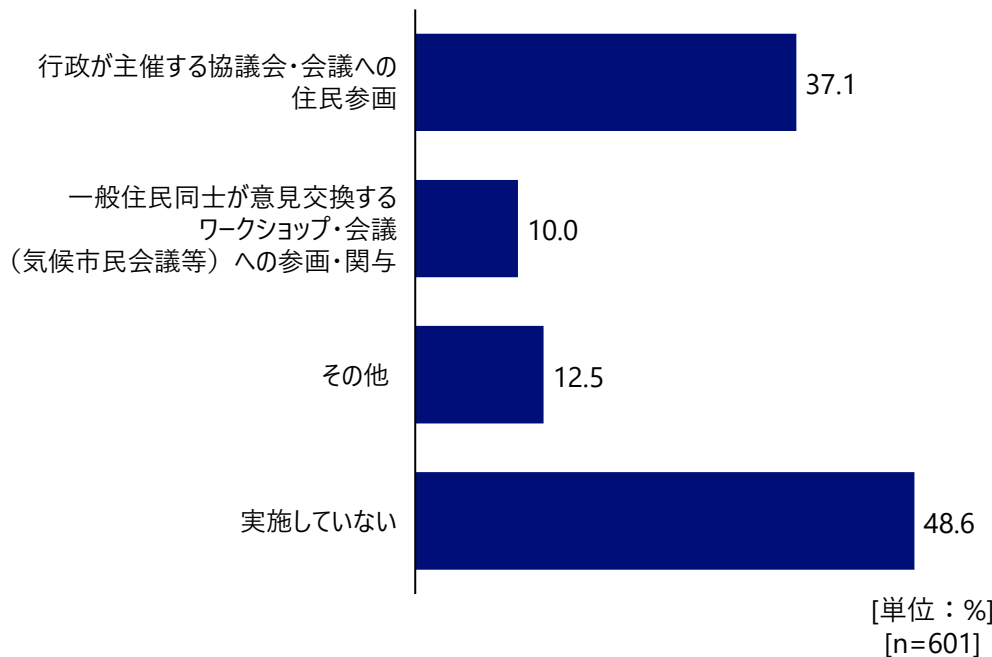
(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ②地域住民の参画と協力を得るための取組

地域の住民参画に係る取組【Q2-4(2)】

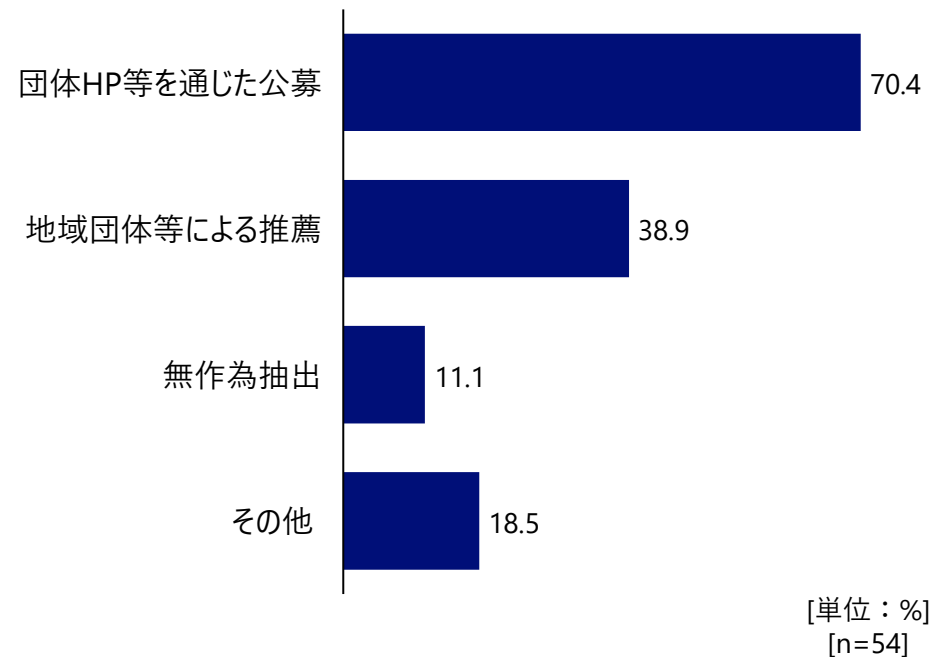
■ 区域施策編策定済団体において、地域住民の参画と協力を得るための取組として、行政が主催する協議会・会議に住民参画を求めている団体は37.1%、住民同士で意見交換を行うワークショップ・会議を開催している団体は10.0%。

- 協議会・ワークショップを開催している団体における住民の選定方法は、団体HPを通じた公募を実施している団体は70.4%、地域団体の推薦による選定を行っている団体が38.9%と回答されている。

地域住民の参画と協力を得るための取組【Q2-4(2)②】



協議会・ワークショップに参画する住民の選定方法【Q2-4(2)②】

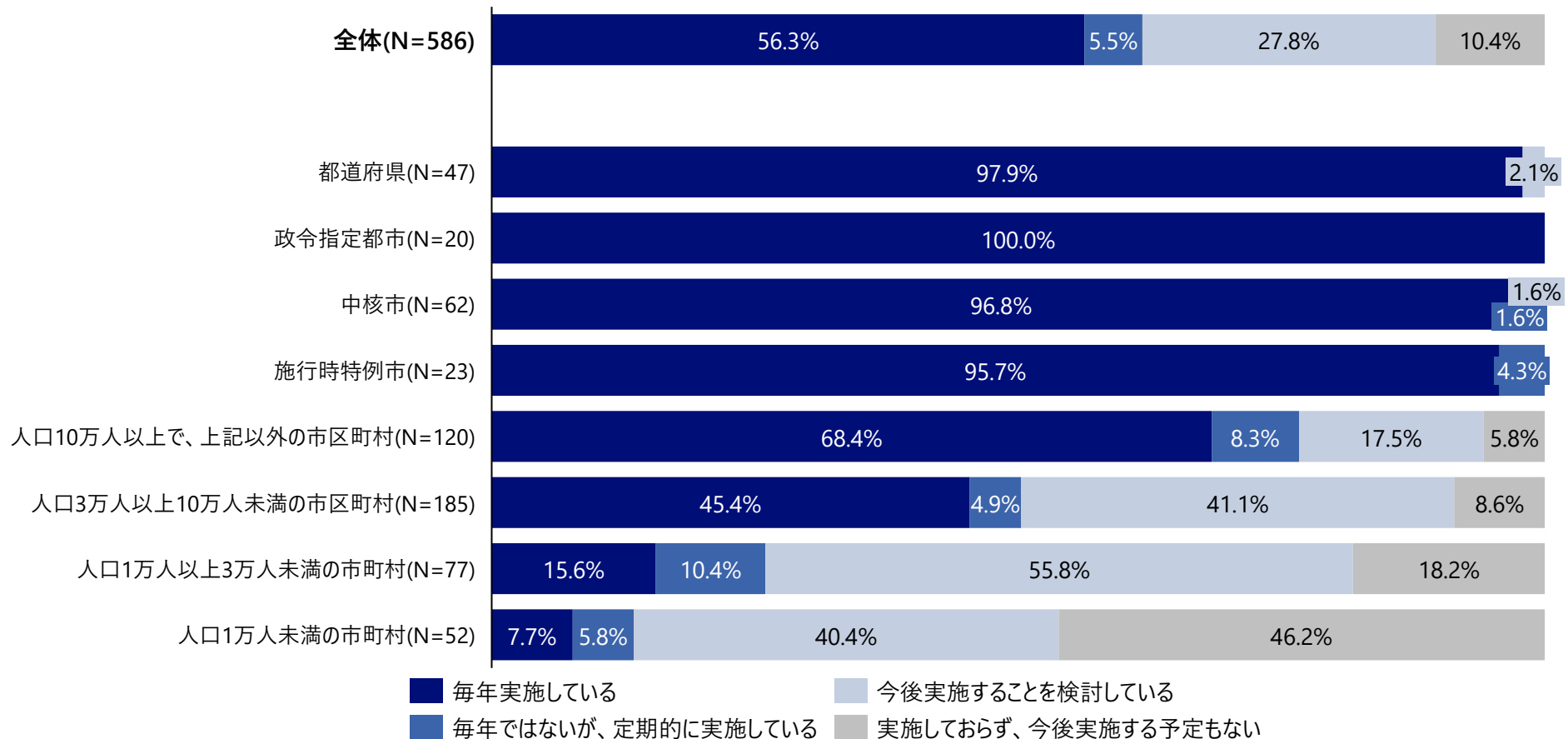


(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ①区域施策編の点検実施状況

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況【Q2-5(1)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では95%以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下し、人口3万人未満の小規模団体では20%未満に留まる。

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況

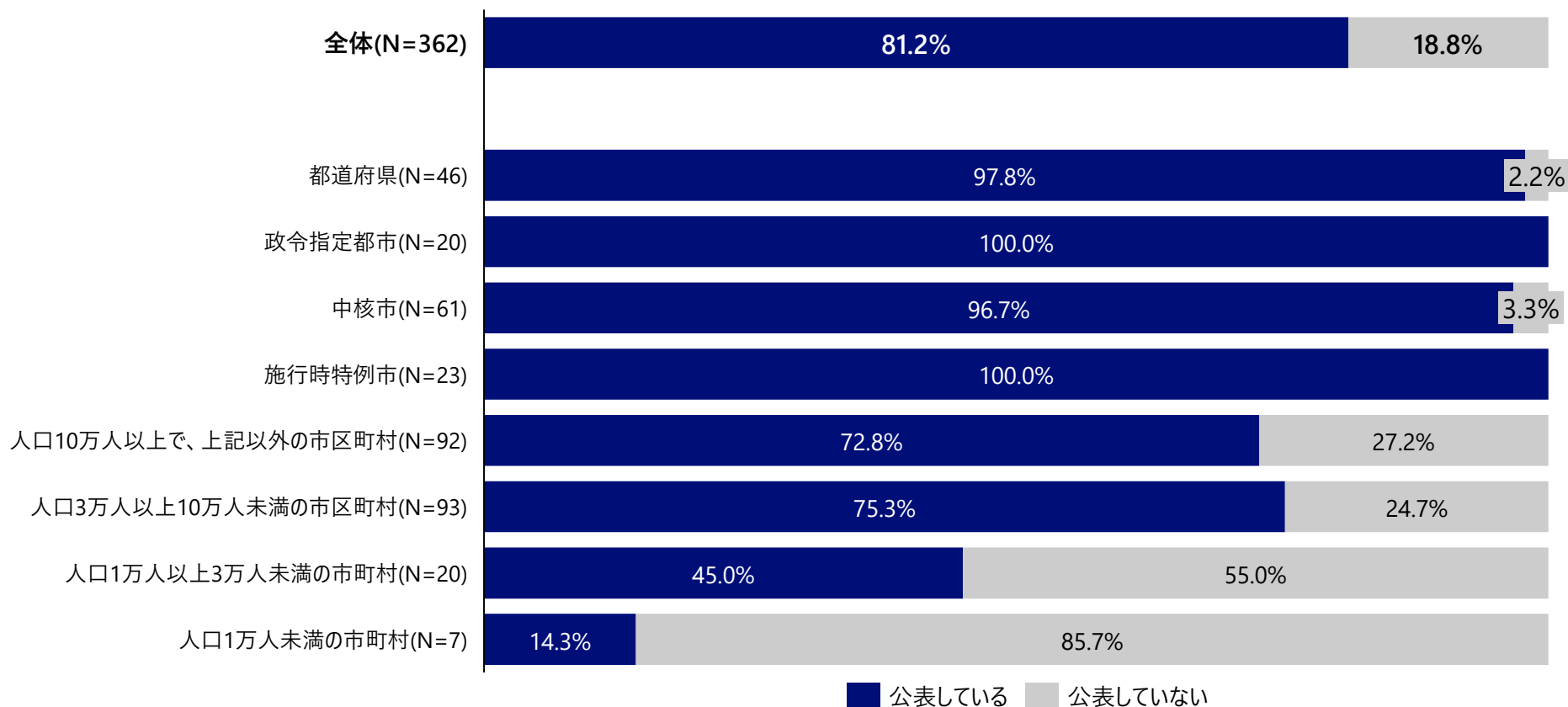


(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ②区域施策編の進捗評価結果の公表状況

区域施策編の進捗評価結果の公表状況【Q2-5(2)】

- 区域施策編を策定済、かつ点検実施済団体における進捗評価結果の公表状況について地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では95%以上が「公表している」と回答。

区域施策編の策定済・点検済団体における進捗評価結果の公表状況

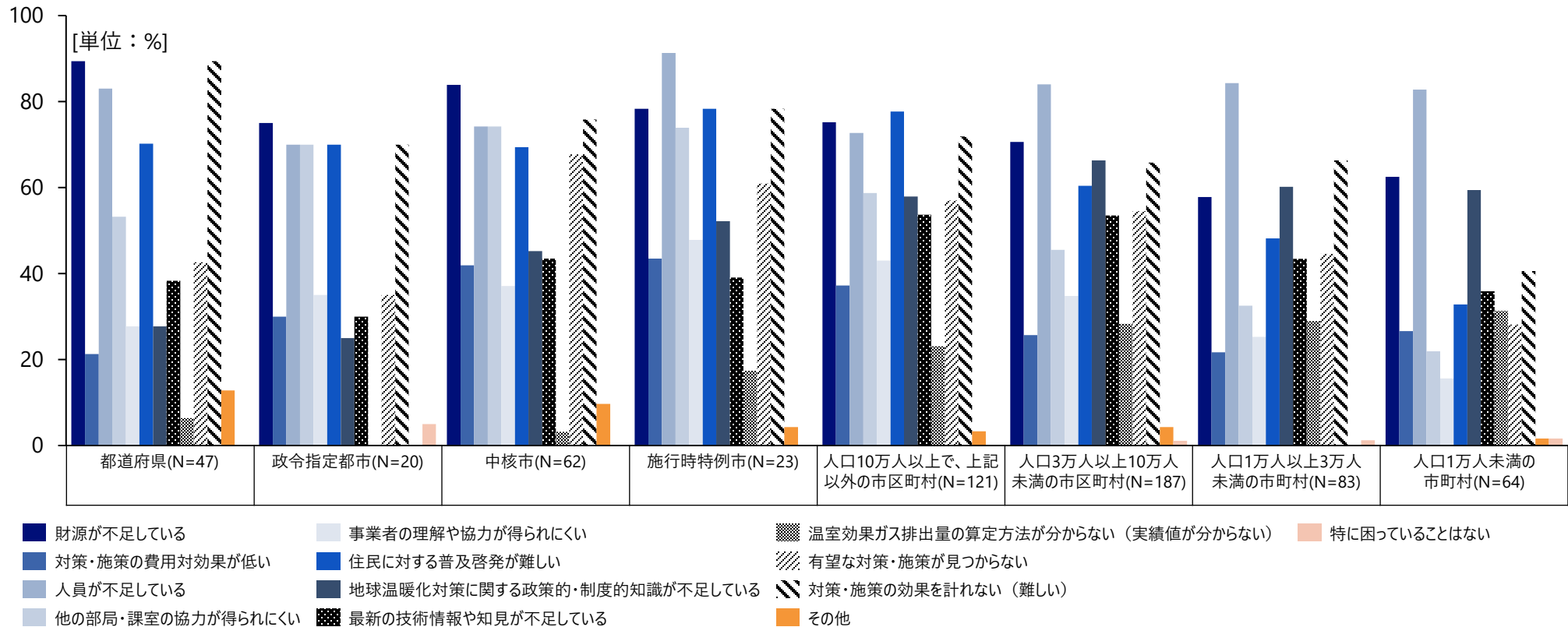


(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ③区域施策編の推進過程における課題

区域施策編の推進過程における課題【Q2-5(4)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では財源不足に加え、対策・施策の効果計測や住民への普及啓発に課題意識を有している。人口10万人未満の小規模団体では財源不足に加え、人的リソース不足や有望な対策施策とその効果計測、政策的・制度的知識、技術情報・知見の不足が障壁・課題となっている傾向にある。

実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】



(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ①都道府県基準の策定状況

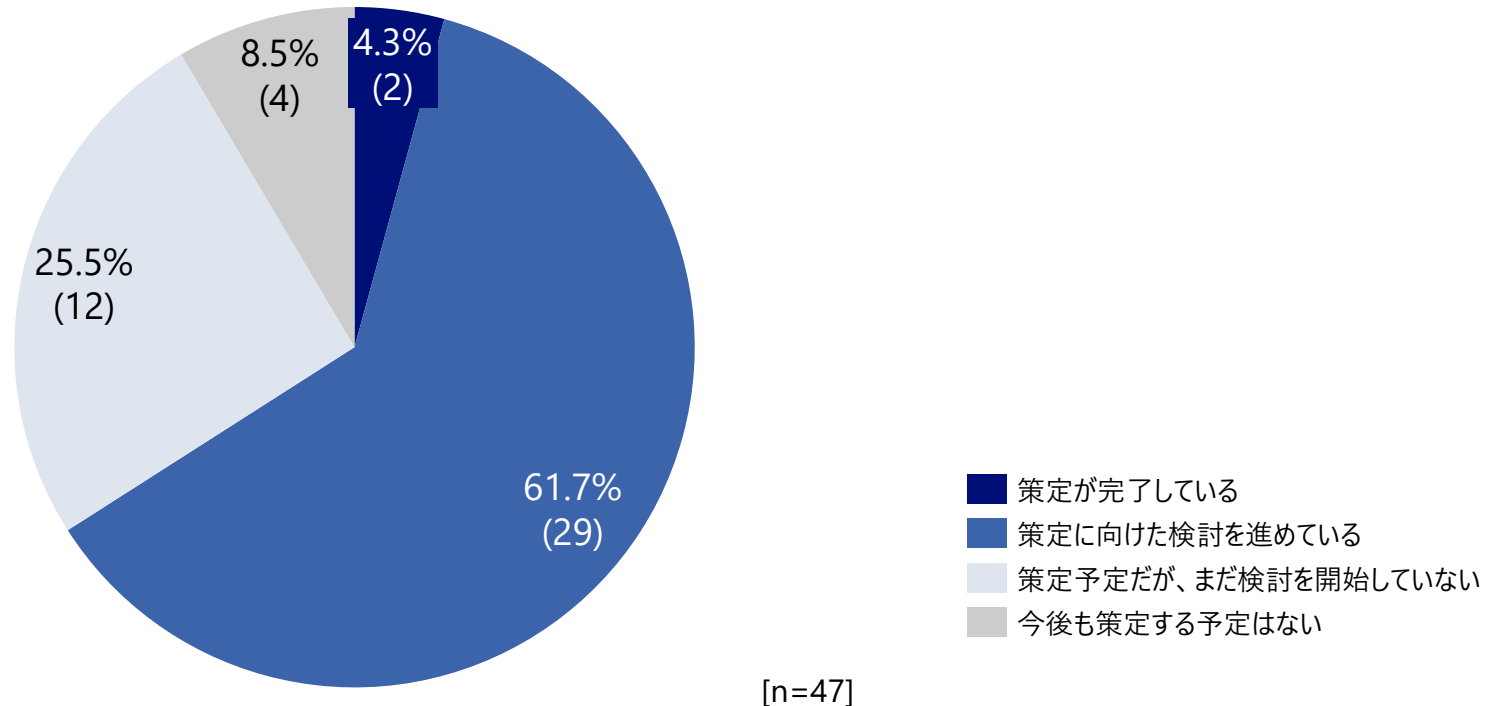
都道府県基準の策定状況 【Q2-6(2)①】

■ 都道府県基準の策定が完了しているのは長野県、徳島県の2県。

- 長野県は令和4年5月に「促進区域の設定に関する基準」を、徳島県は「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を策定・公表済。

■ 策定に向けた検討を進めている都道府県は29団体。

都道府県基準の策定状況

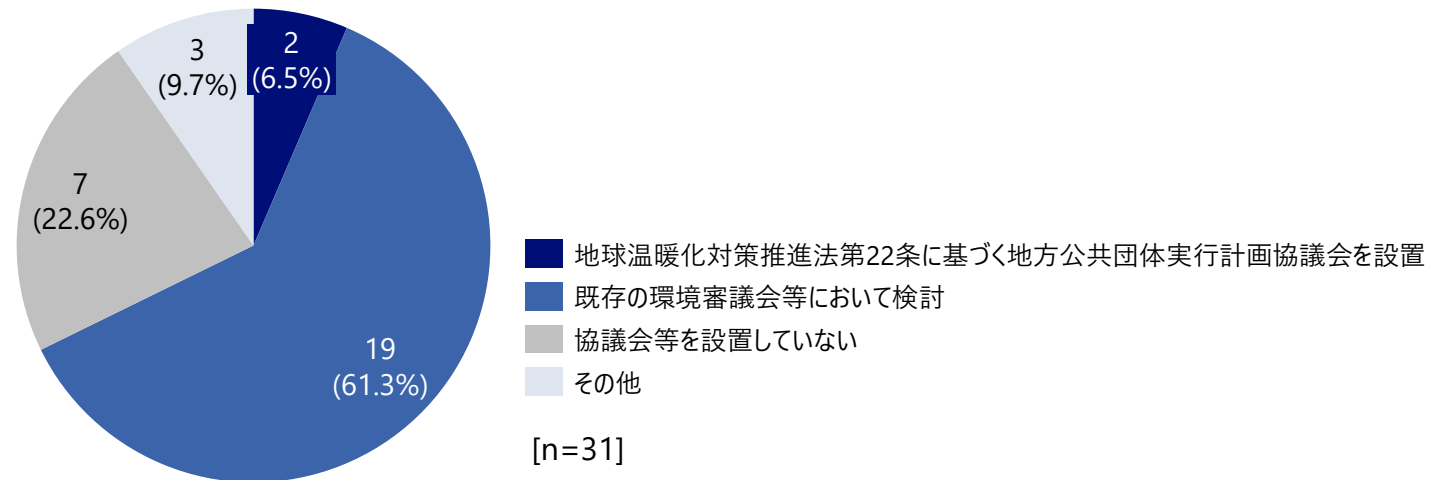


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ①都道府県基準の策定における協議会の設置状況

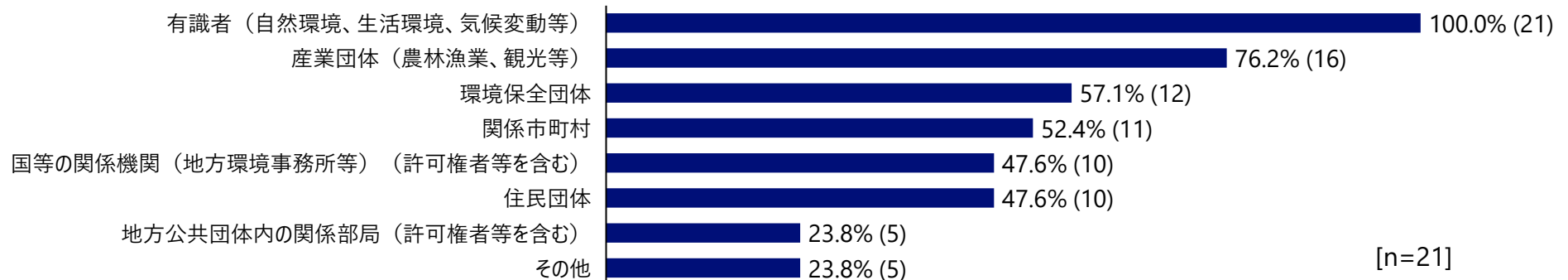
都道府県基準の策定における協議会等の設置状況 【Q2-6(2)③、④】

- 都道府県基準を策定している、または検討を進めている31都道府県においては、19団体が既存の環境審議会での検討、地球温暖化対策推進法第22条に基づく協議会を設置している団体が2団体。

都道府県基準の設定における協議会等の設置状況 ※都道府県基準を策定している、検討を進めている都道府県のみ



協議会の構成員 ※協議会設置都道府県のみ

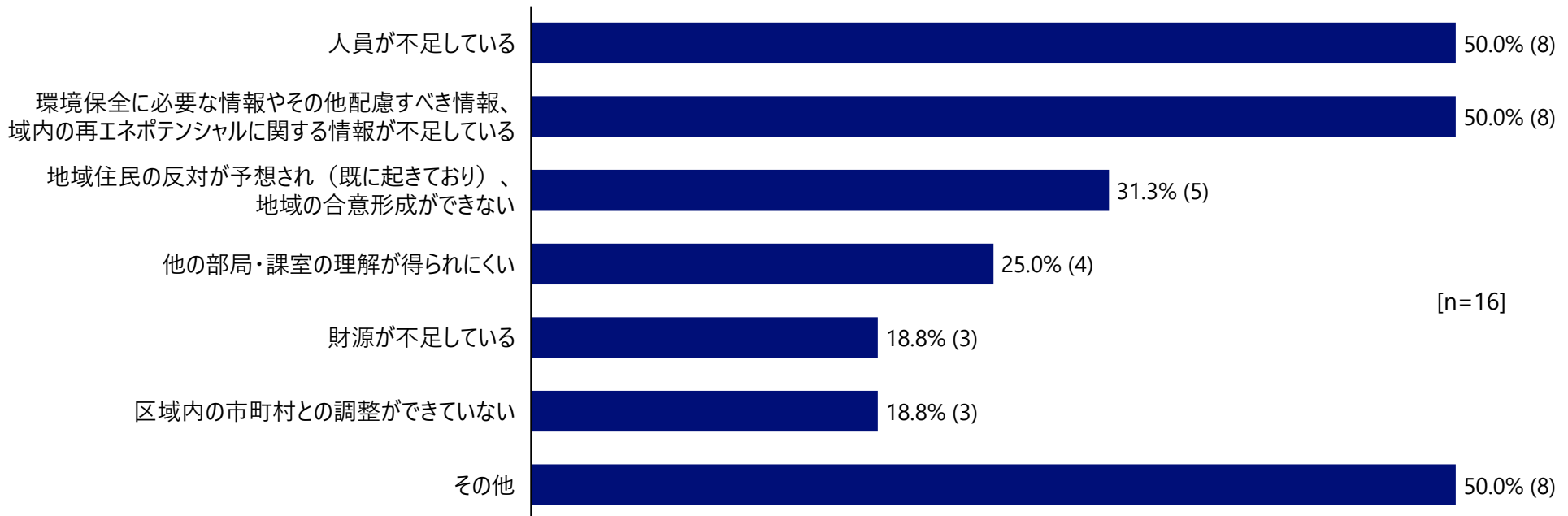


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題

都道府県基準の策定に向けた検討を開始できていない理由 【Q2-6(2)②】

- 策定に向けた検討を開始できていない理由としては、「人員が不足している」と「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報、域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の理解が得られにくい」、「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」が続く。
 - その他の回答として、「県基準を設定するに当たり、先行して制定している他の条例との整合を図る必要がある」、「来年度末の実行計画の改定に合わせ、基準策定を検討している」、「県内市町に促進区域設定の意向がなく、今後設定するかについても含めて市町とよく調整を図っていく必要がある」といった回答が確認される。

都道府県基準の検討を開始できていない理由

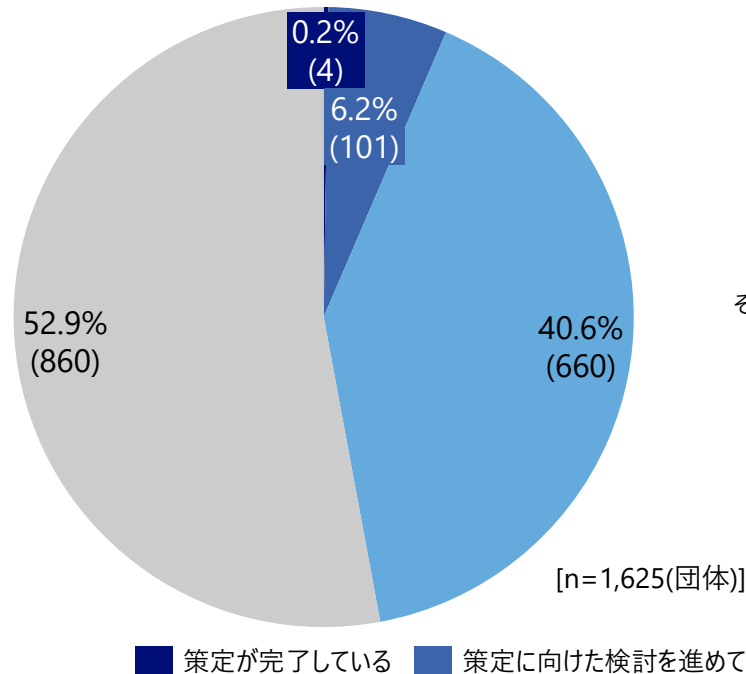


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市町村における検討状況

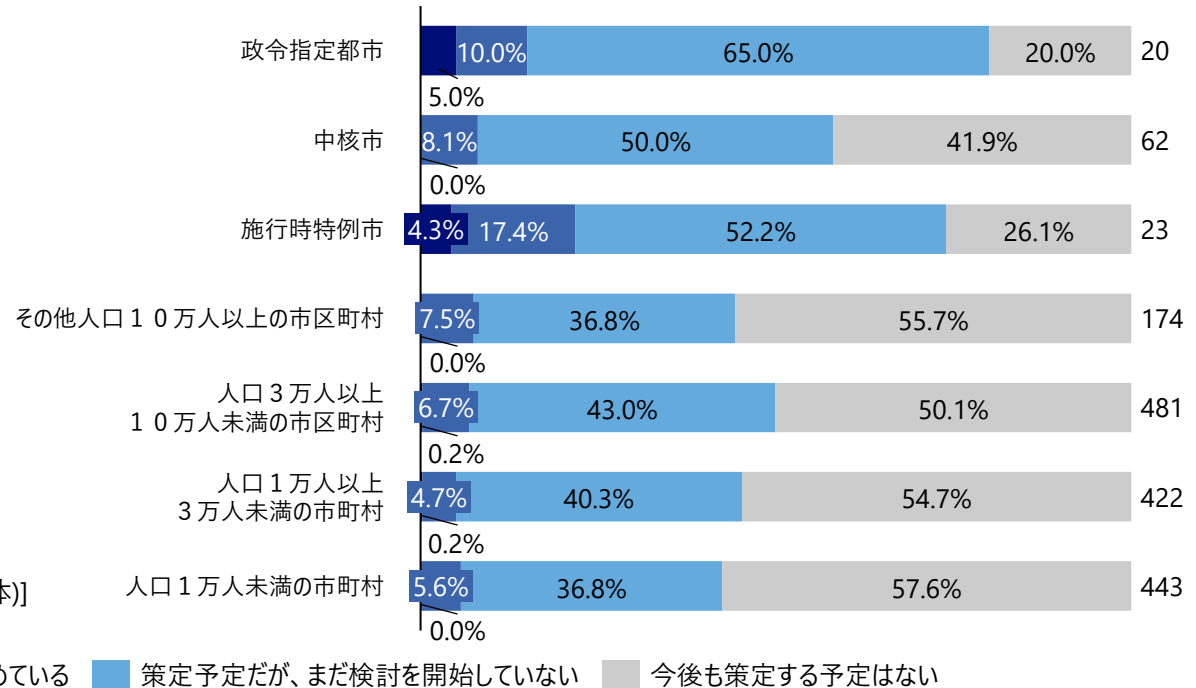
地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)①】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定、または策定に向けた検討を進めている団体は6.4%（105/1,625団体）に留まる。一方、策定の予定がない市町村は52.9%（860/1,625団体）を占める。
- 団体区分別にみると、政令指定都市・中核市・施行時特例市においては、約1割～2割の団体が「策定完了」または「検討中」と回答し、それ以外の団体と比較して検討が進んでいる状況である。
- 全市町村の94%を占める、上記以外の団体区分では、約4割～5割の団体が「策定完了」「検討中」「策定予定」と回答している。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定状況



区域施策編における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定状況【団体区分別】



(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市町村における検討状況

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)① × Q2-1(1)①】

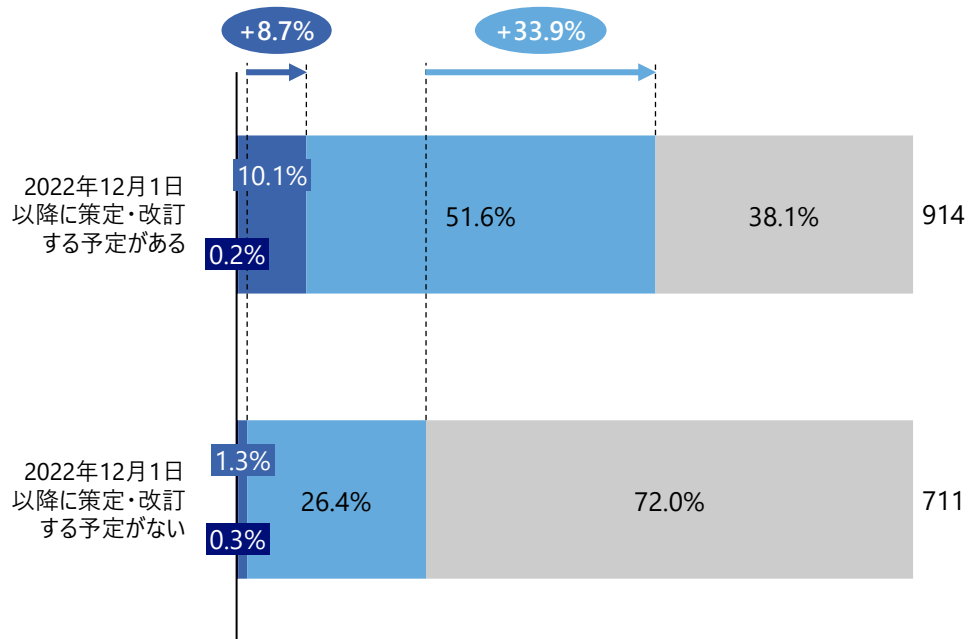
- 区域施策編の改定予定別にみると、2022年12月1日以降に策定または改定の予定がある団体は、その他の団体と比較して、「策定完了」または「検討中」の割合が8.7%高い。「策定予定」も含めると、33.9%高い。

- 区域施策編の改定に合わせて策定する団体が多いことが原因と推察される。

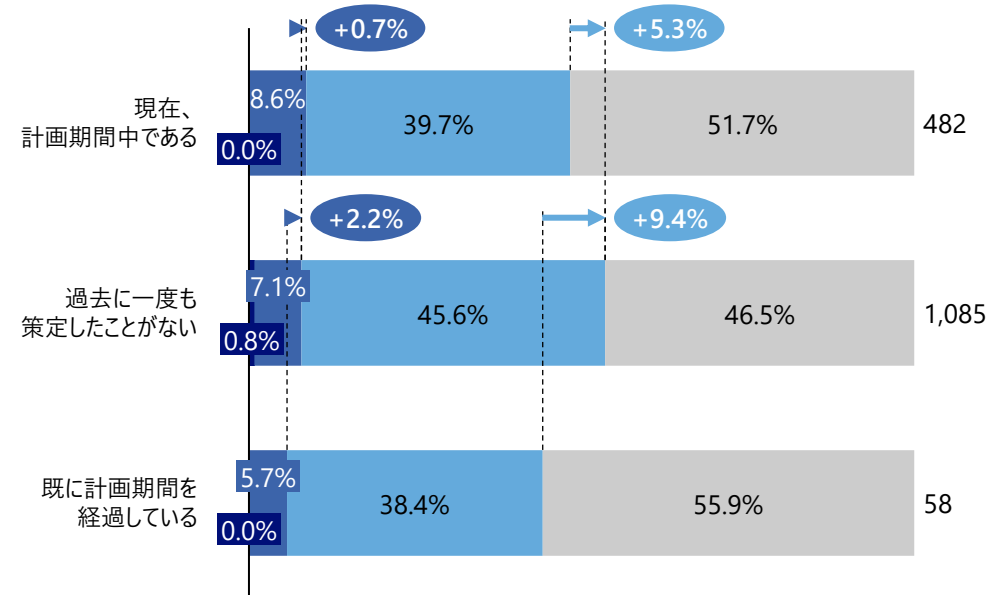
- 策定状況別にみると、計画期間中の団体は、「策定完了」「検討中」「策定予定」である割合が最も高い。「策定予定」も含めると、計画期間中の団体が最も高い。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定状況【区域施策編策定状況別】

区域施策編の改定予定



区域施策編の策定状況



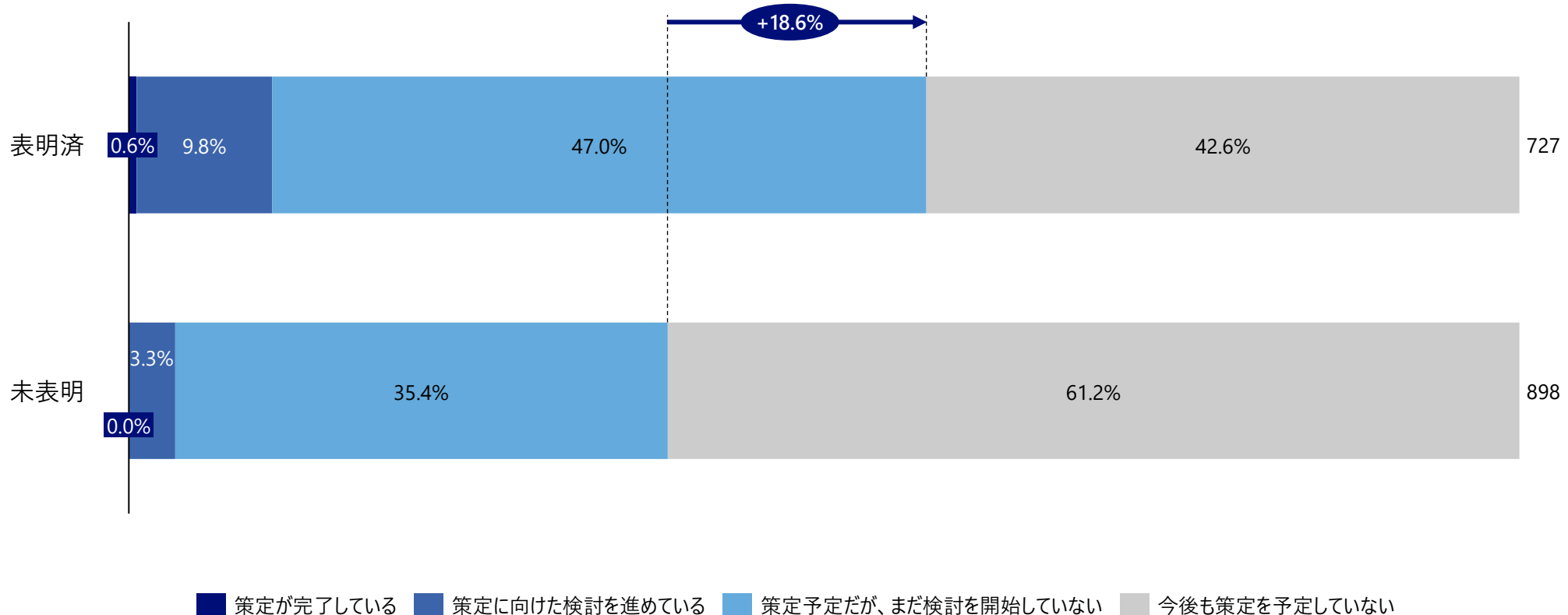
■ 策定が完了している ■ 策定に向けた検討を進めている ■ 策定予定だが、まだ検討を開始していない ■ 今後も策定を予定していない

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市町村における検討状況

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)①】

■ ZCC表明済の団体は、未表明の団体と比較し、「策定完了」「検討中」「策定予定」の割合が18.6%高い。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定状況【ZCC表明の有無】



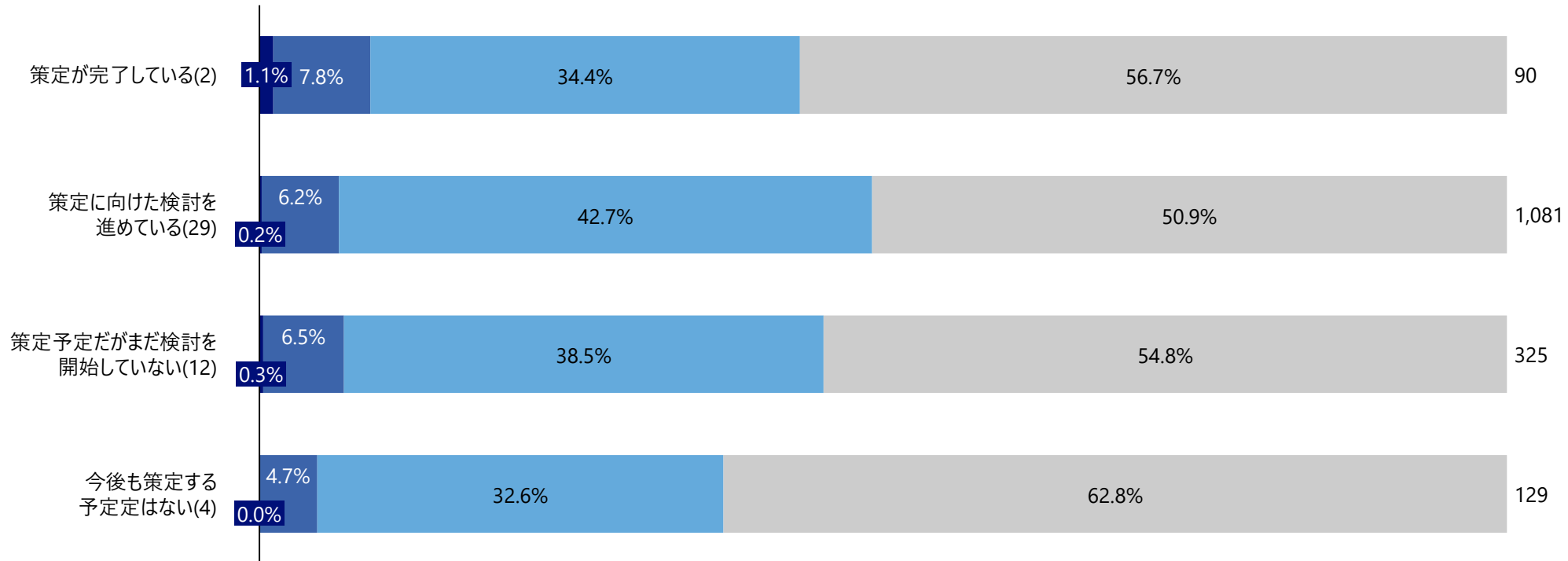
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市町村における検討状況

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)① × Q2-6(2)①】

- 所属する都道府県における、都道府県基準の策定状況別にみると、策定が完了している都道府県内では、市町村における促進事業を「策定完了」「策定に向けた検討を進めている」割合が高い。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定状況【都道府県基準策定状況別】

(項目括弧内は対象都道府県数)



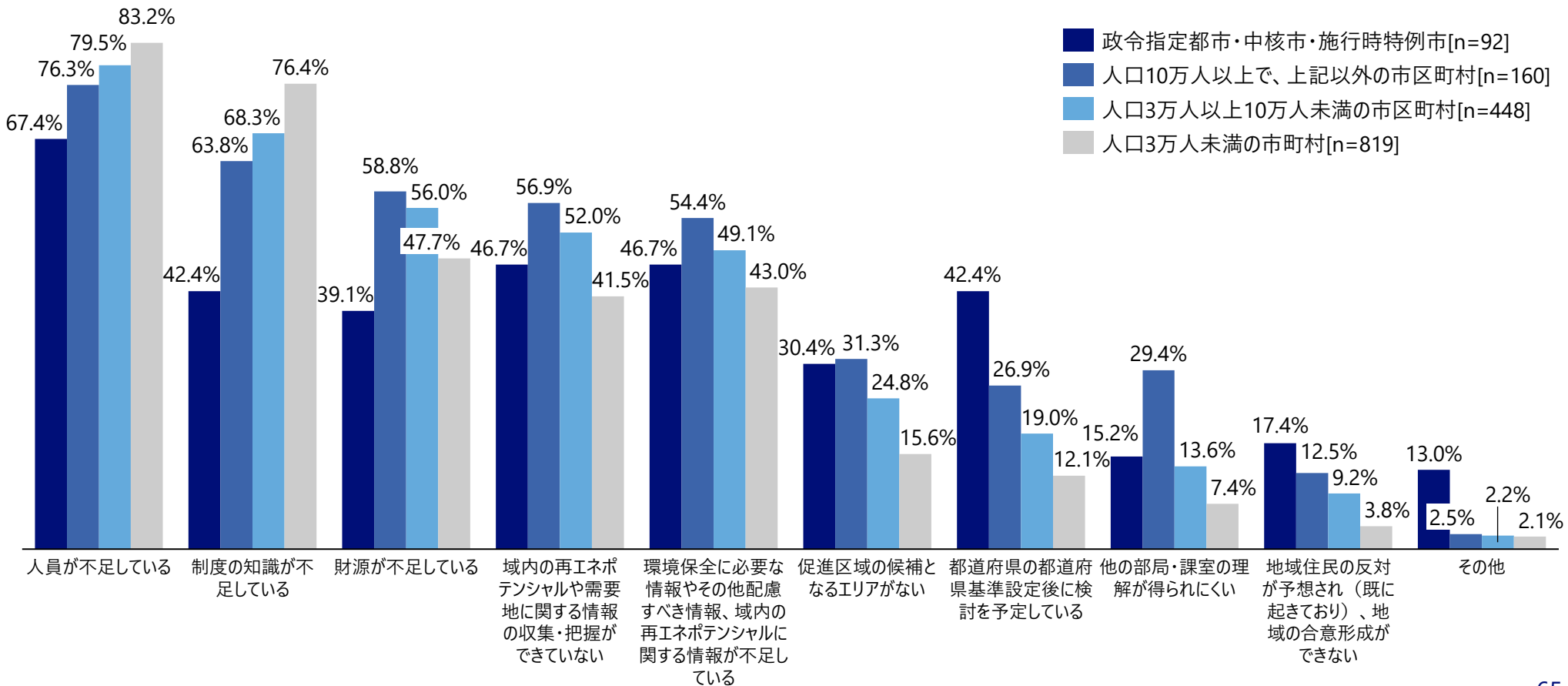
■ 策定が完了している ■ 策定に向けた検討を進めている ■ 策定予定だが、まだ検討を開始していない ■ 今後も策定を予定していない

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ④策定に係る障壁・課題

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由 【Q2-6(1)⑤】

- 全自治体において、人員・財源のほか、制度に関する知識、域内の再エネポテンシャルや需要地・環境保全に関する情報不足を障壁とする団体の割合が高い。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】



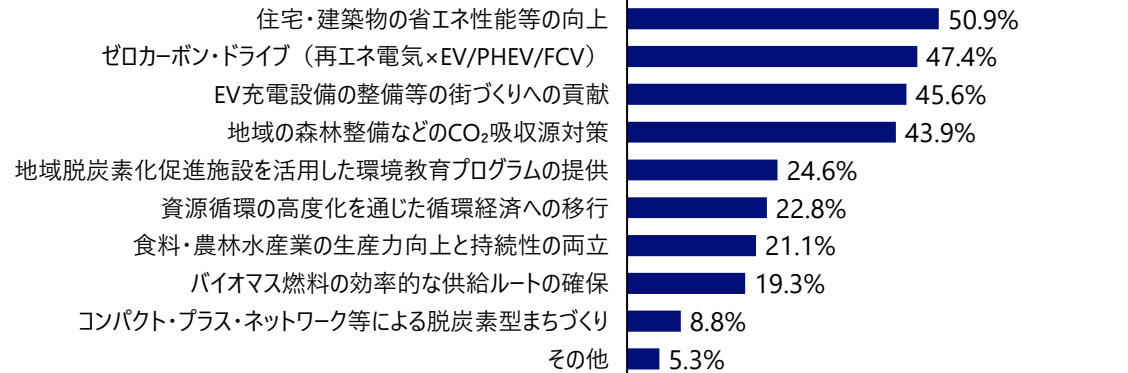
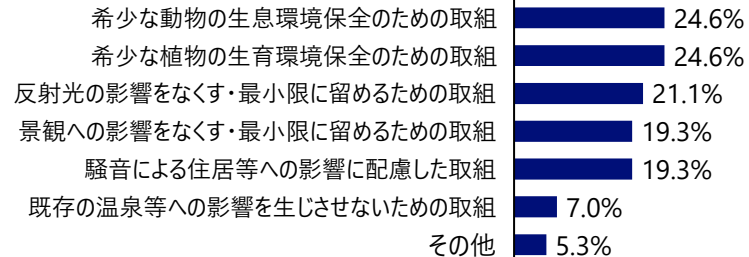
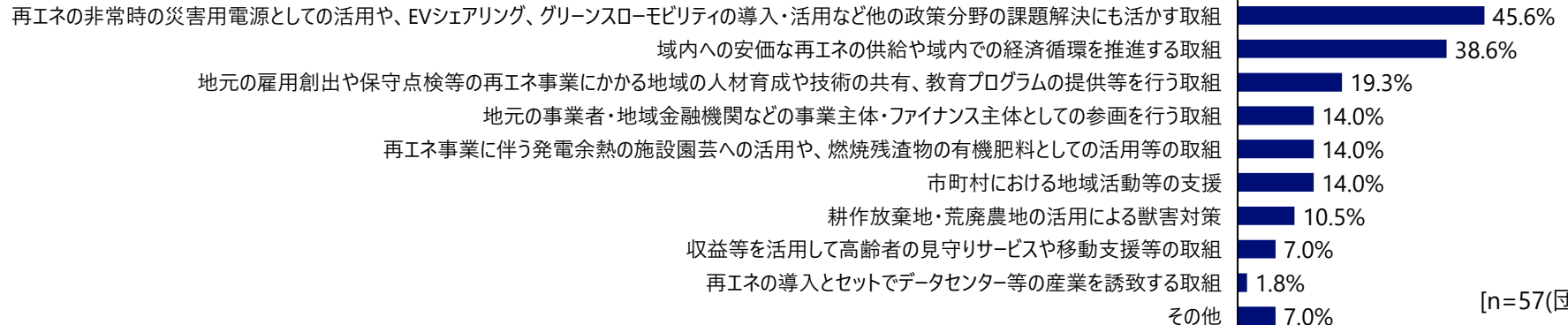
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑥地域脱炭素化促進事業に係る取組内容

市町村における地域脱炭素化促進事業に係る取組内容 【Q2-6(1)③】

■「地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組」が68.4%と最も多い。
地域脱炭素化促進事業に係る取組の具体的な検討内容

地域の脱炭素化
のための取組

地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）

地域の環境の
保全
のための取組地域の経済及び
持続的発展に
資する取組

[n=57(団体)]

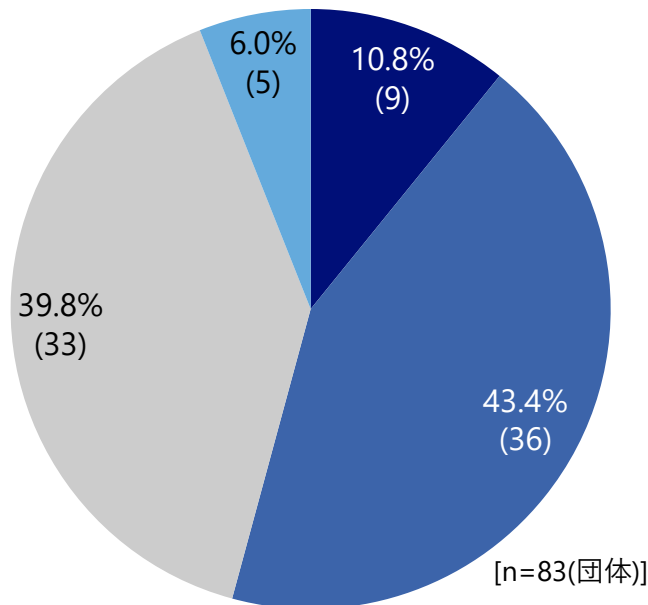
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑦策定に向けた検討体制

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会等の設置状況

【Q2-6(1)⑥】

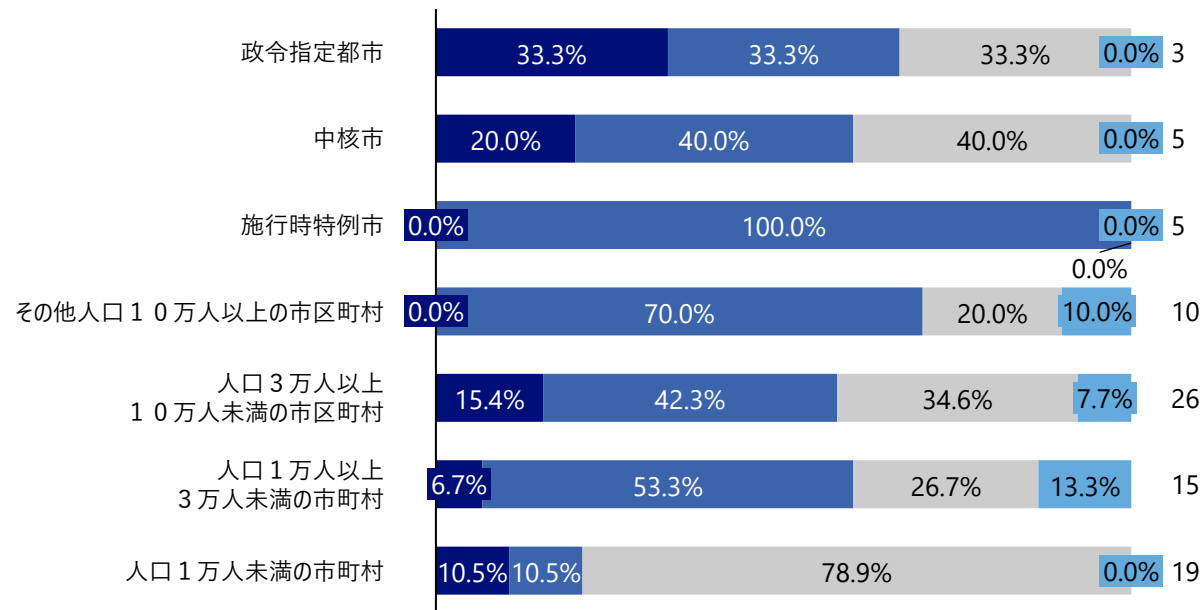
- 温対法に基づいて協議会を設置している団体の割合は10.8%（9/83団体）に留まる。
既存の環境審議会等を含めると、設置している団体の割合は54.2%（45/83団体）である。
- 団体区分別にみると、規模が大きくなるにつれて、協議会又は既存の環境審議会において検討を行っている団体の割合は増加する傾向にある。

地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の設置状況



■ 地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
 ■ 既存の環境審議会等において検討
 ■ 協議会等を設置していない
 ■ その他

地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の設置状況【団体区分別】



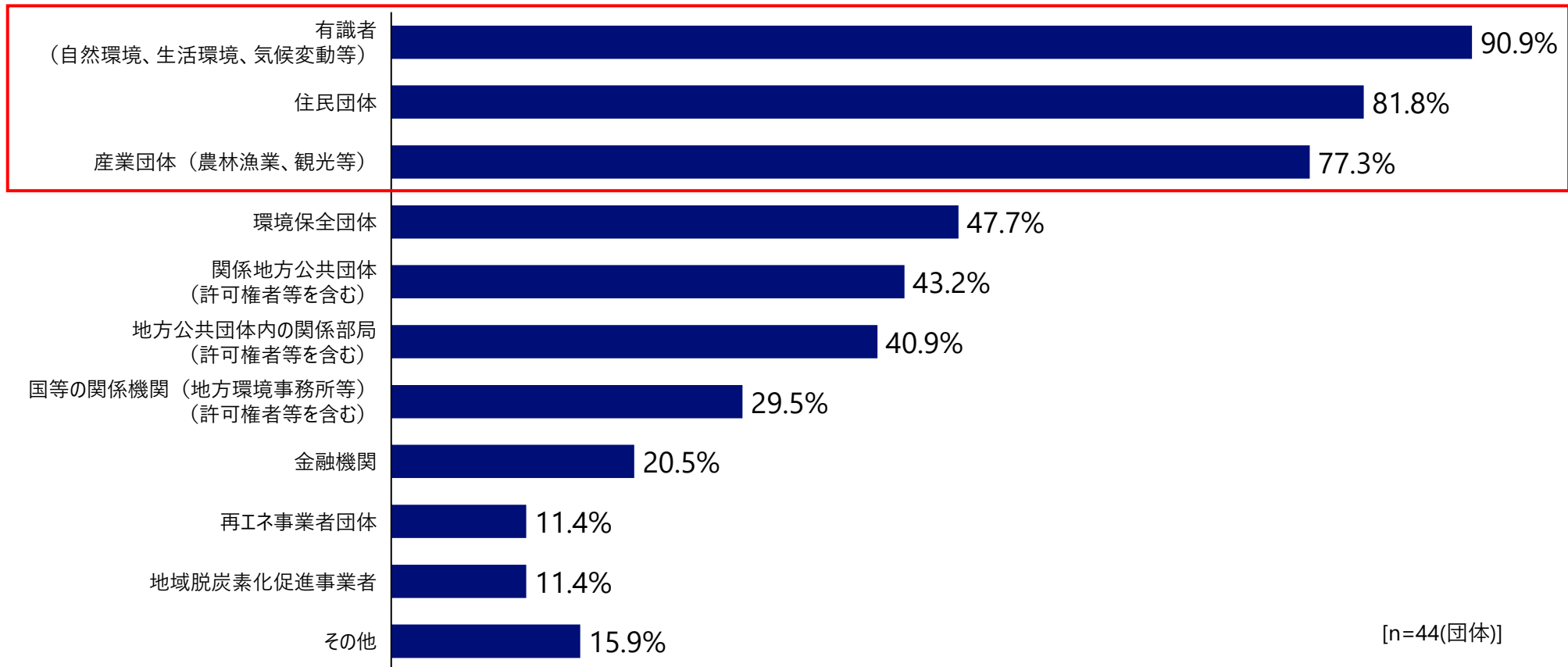
■ 地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置
 ■ 既存の環境審議会等において検討
 ■ 協議会等を設置していない
 ■ その他

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑦策定に向けた検討体制

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会等の構成員
【Q2-6(1)⑦】

- 温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において促進事業を検討している団体のうち、90.9%（40/44団体）が有識者を、81.8%（36/44団体）が住民団体を、77.3%（34/44団体）が産業団体を構成員としている。

地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の構成員



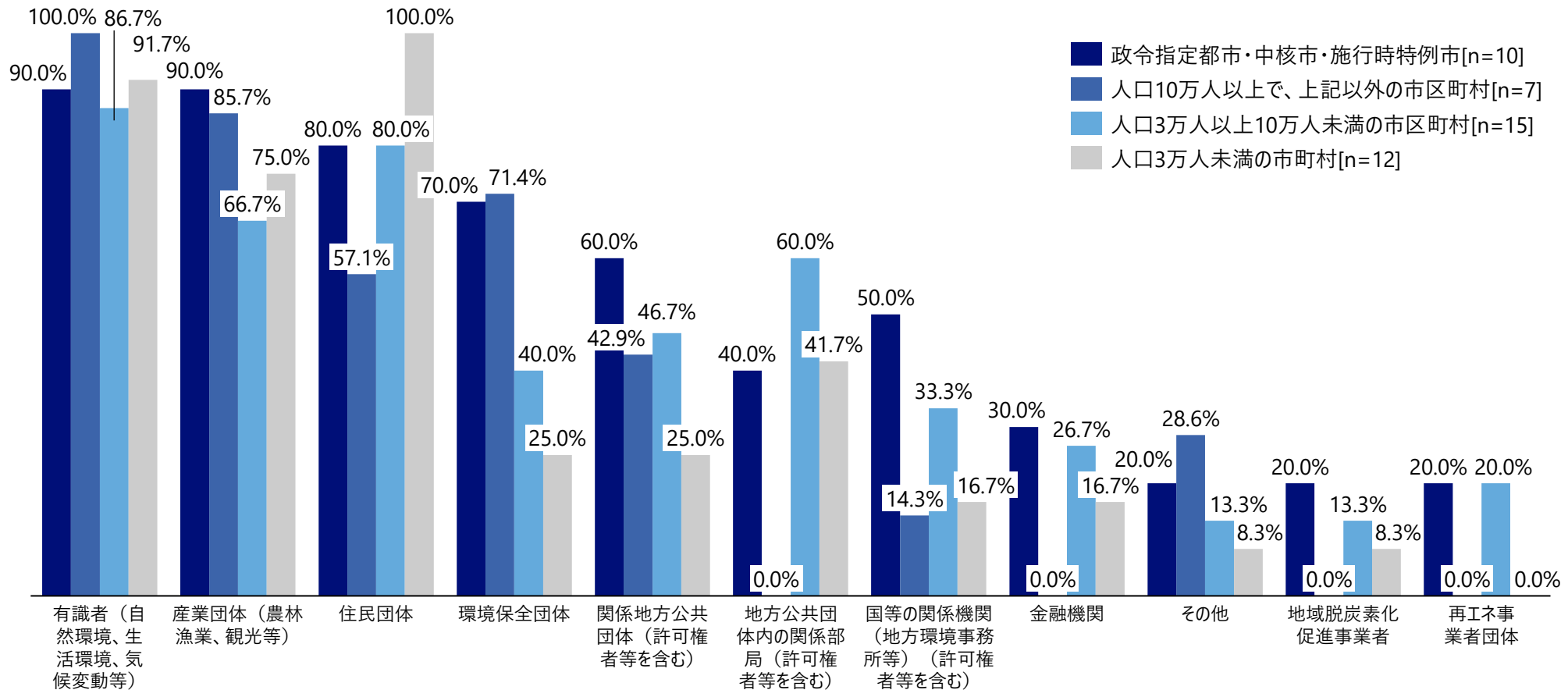
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑦策定に向けた検討体制

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定における協議会の構成員

【Q2-6(1)⑦】

- 団体区分に関わらず、「有識者」「住民団体」「産業団体」を構成員とする団体の割合が高い傾向にある。

地域脱炭素化促進事業の促進に係る協議会の構成員【団体区分別】



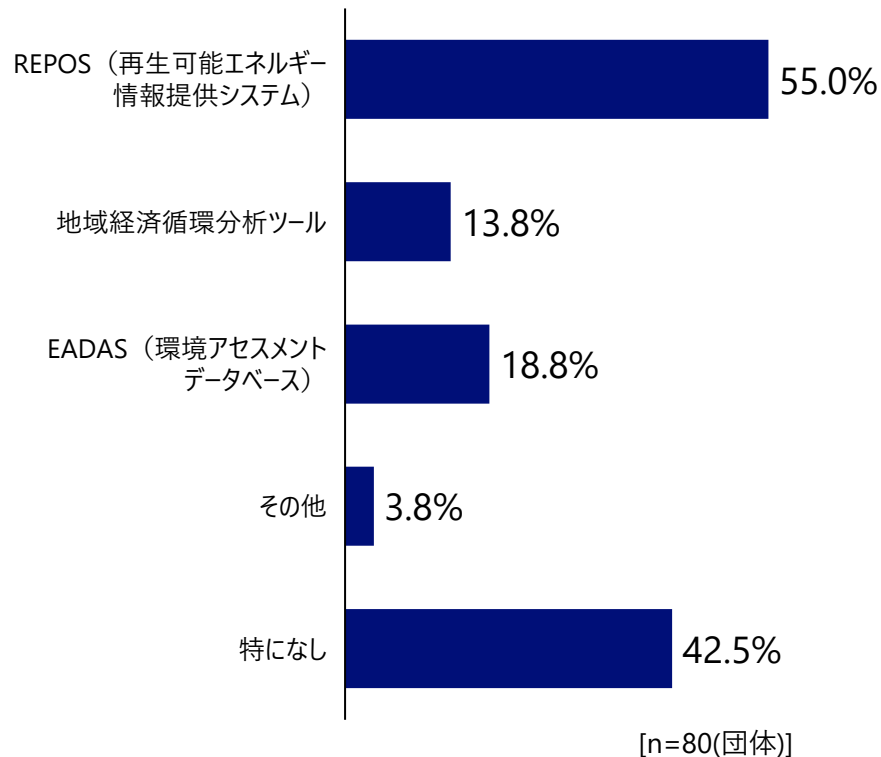
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑧検討ツール

促進区域の検討において使用しているツール 【Q2-6(1)④】

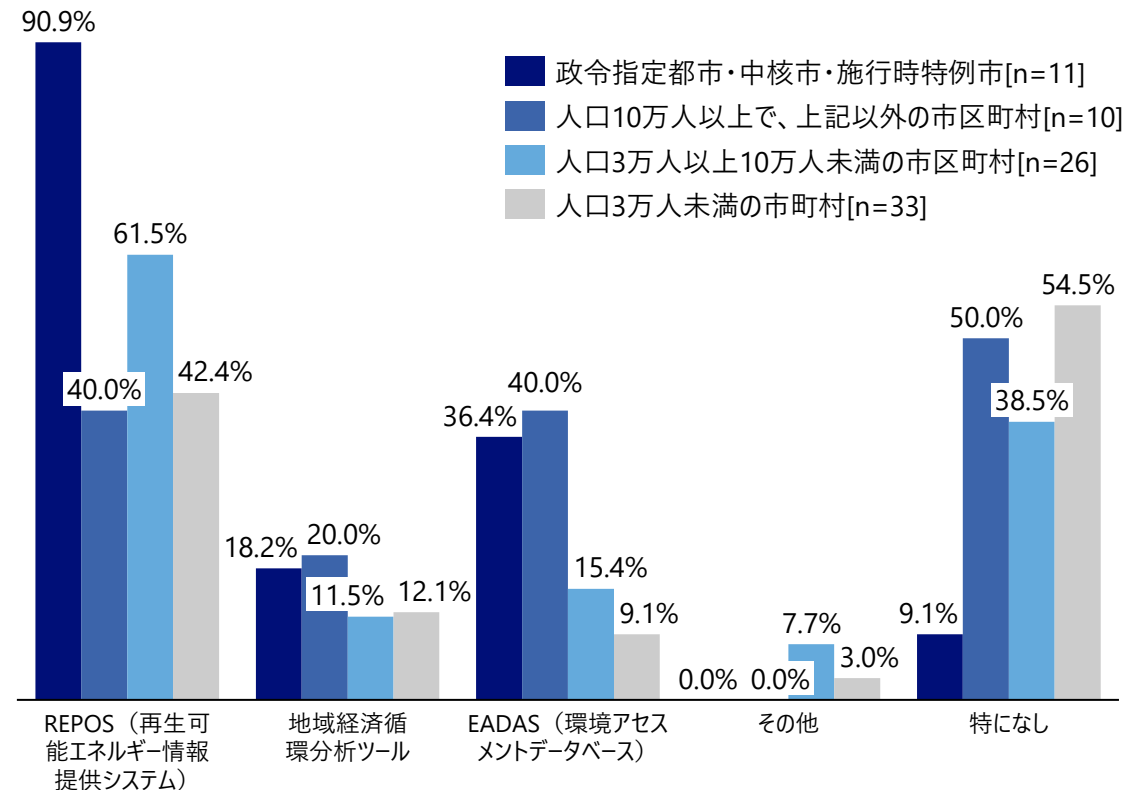
■ 促進区域の設定にあたり、REPOSを検討ツールとして利用している団体は55.0%（44/80団体）。ツールを使用していない団体は、42.5%（34/80団体）を占める。

- 規模が大きい団体では特にREPOSの利用割合が高い。一方で、規模が小さい団体ではツールを使用していない団体の割合が高い。

促進区域の検討において使用しているツール



促進区域の検討において使用しているツール【団体区分別】

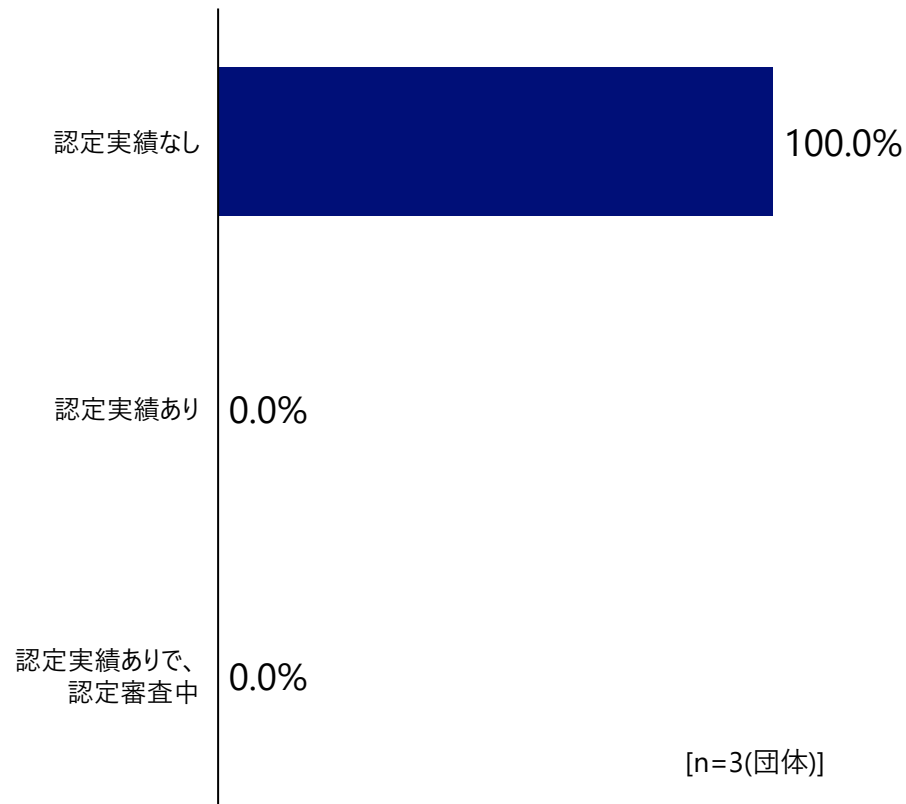


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑨地域脱炭素化促進事業計画の申請・認定状況

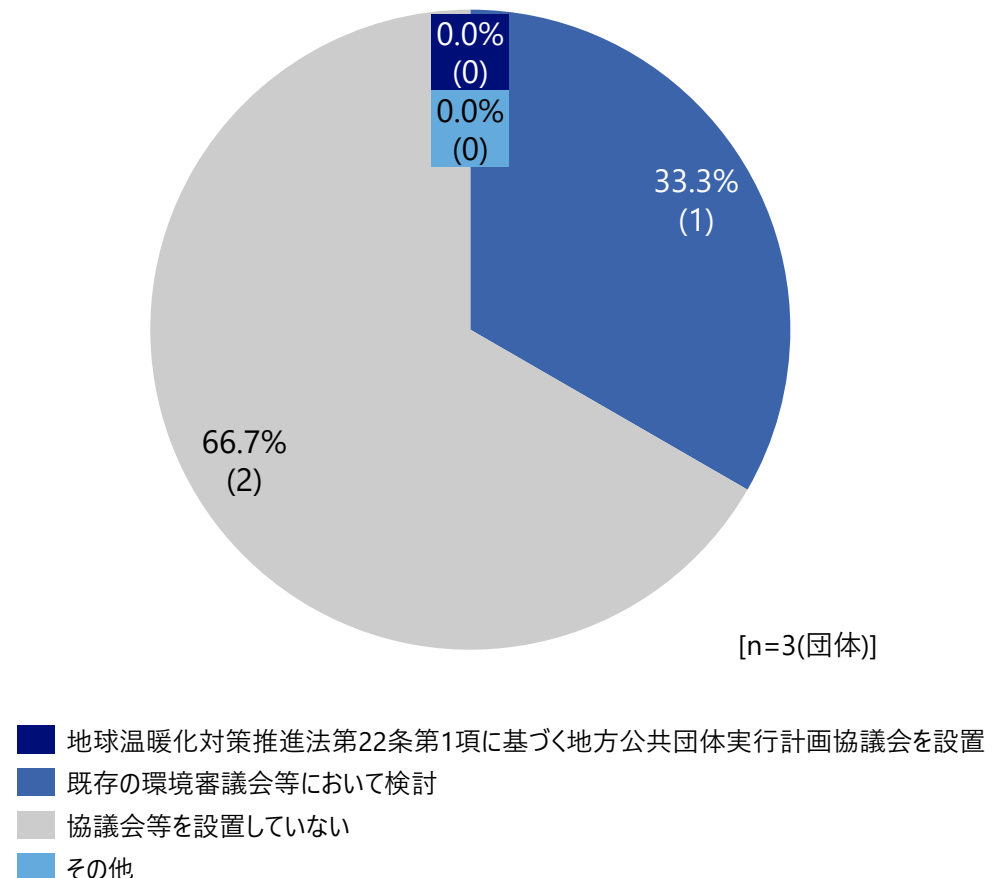
地域脱炭素化促進事業計画の申請・認定状況 【Q2-6(1)⑧、⑨】

- 2022年12月1日時点においては、促進事業計画の認定実績がある、及び計画の認定の下で協議会を設置していると回答した団体はなかった。

計画の申請・認定状況



計画の認定における協議会の設定状況



1. 調査結果サマリ

2. 事務事業に関する事項

3. 区域施策に関する事項

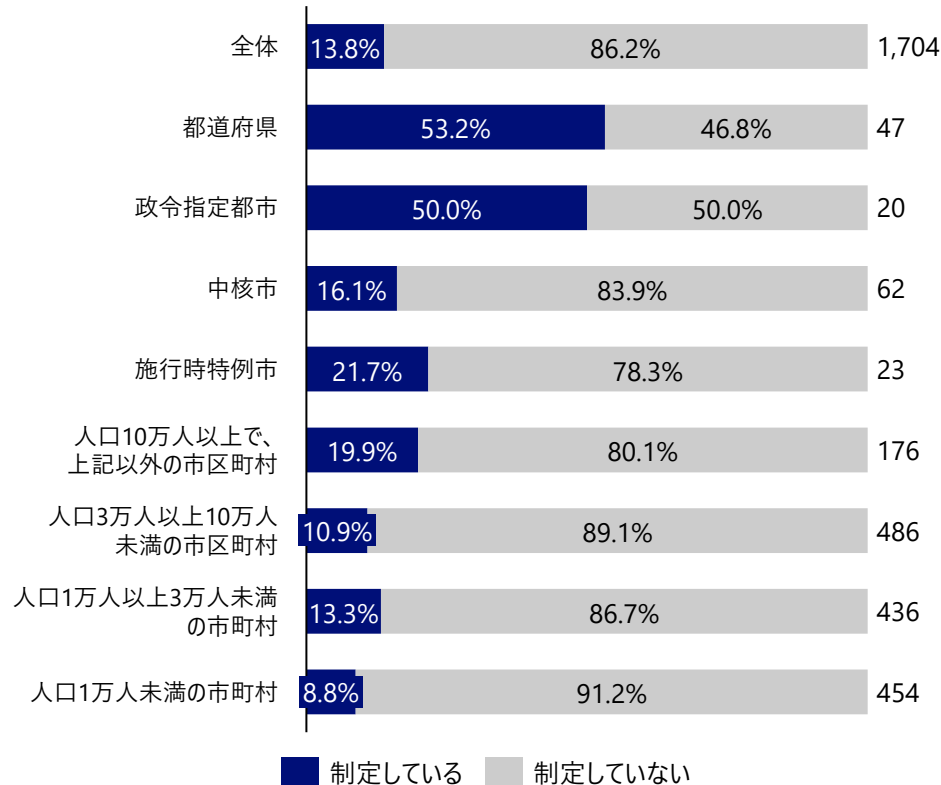
4. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

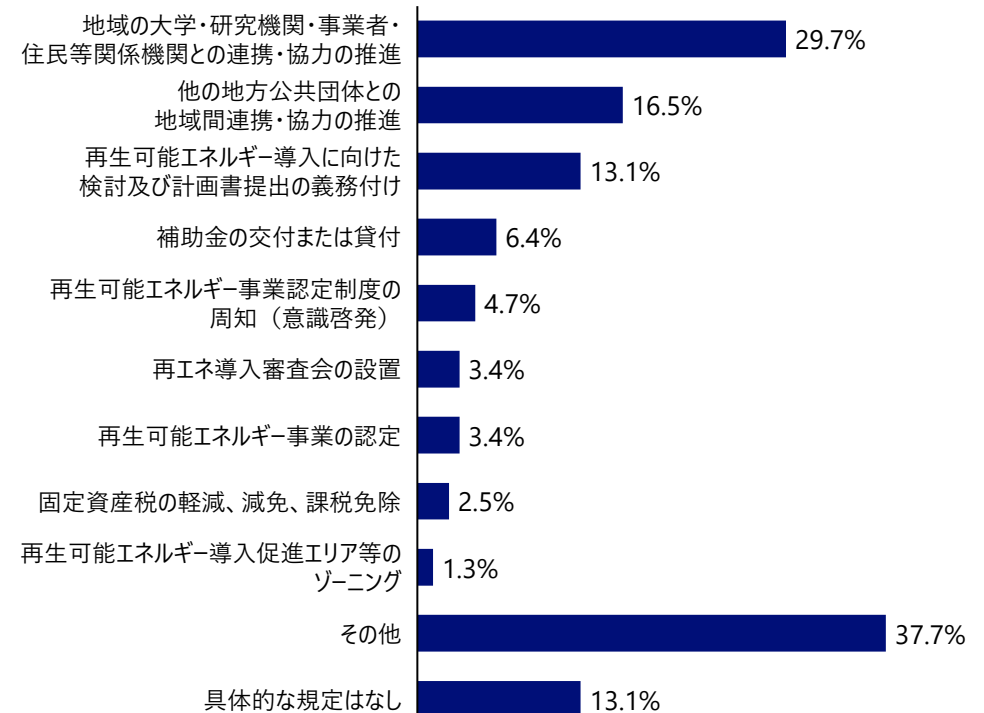
「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況 【Q3-2(1),(2)】

- 「再エネ利用の促進」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、都道府県・政令指定都市では約50%を占めたが、それ以外の団体では20%前後またはそれ以下となった。
- 「再エネ利用の促進」に向けた条例の内容としては、「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」が29.7%（70/236団体）と最も多い。

「再エネ利用の促進」に向けた条例制定状況【Q3-2(1)】



「再エネ利用の促進」に向けた条例制定内容【Q3-2(2)】



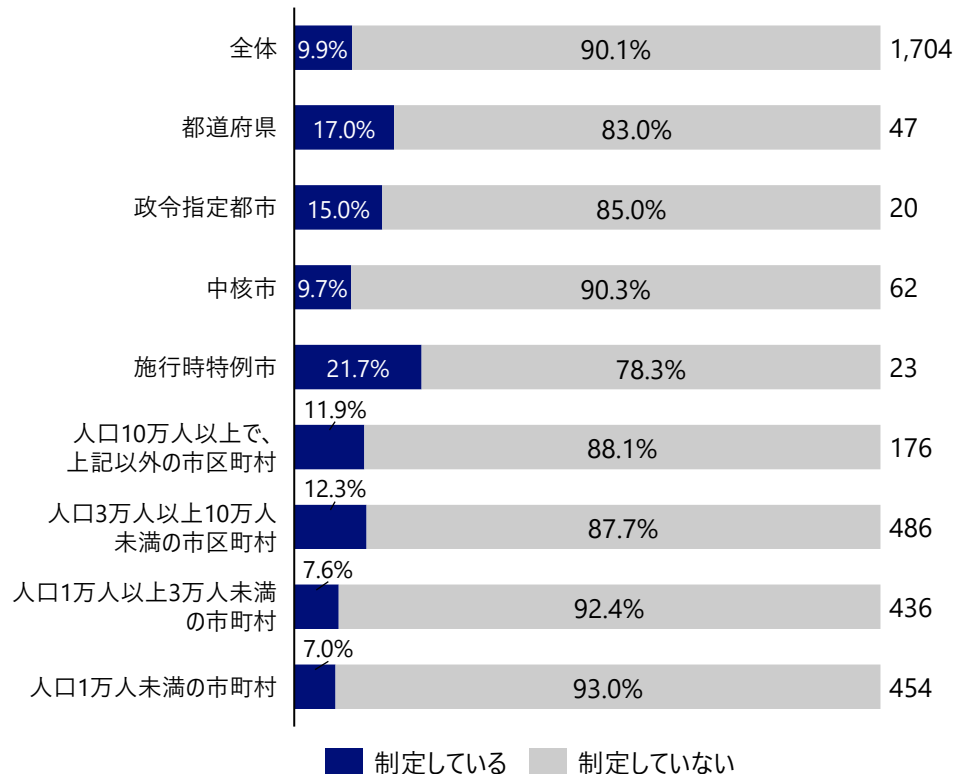
[n=236]

(1) 「再生可能エネルギー利用の促進」に向けた条例制定状況

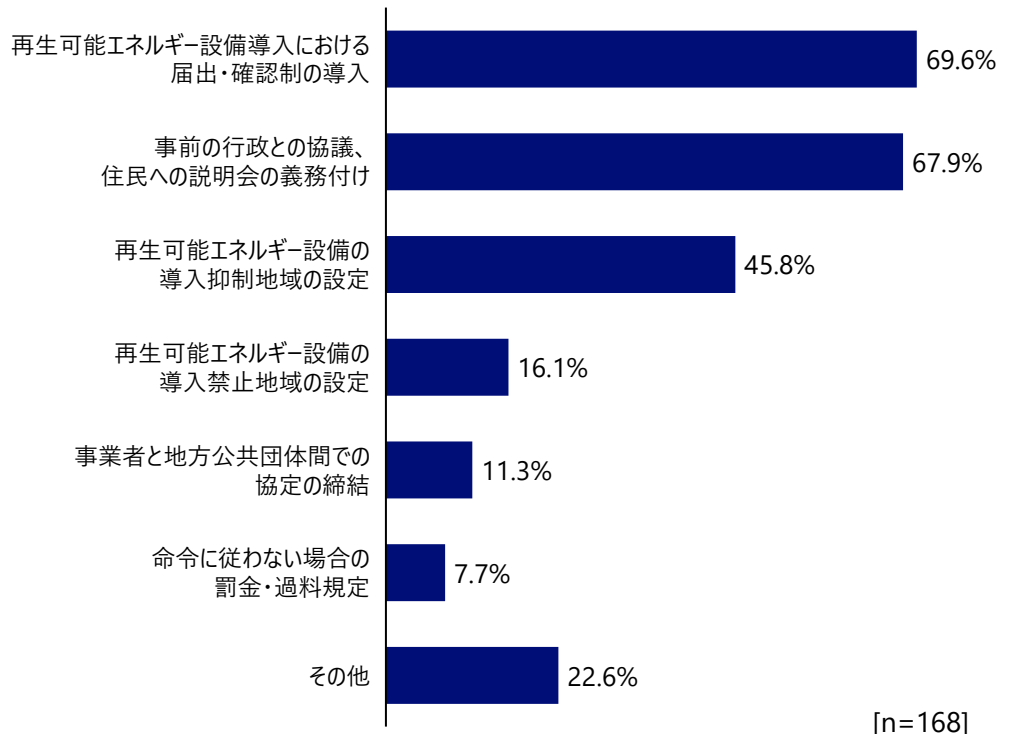
「再生可能エネルギー利用規制」に向けた条例制定状況 【Q3-2(1),(3)①】

- 「再エネ利用規制」に向けた条例を「制定している」と回答した団体は、都道府県・政令指定都市・施行時特例市では15%を上回ったが、それ以外の団体では10%前後またはそれ以下となった。
- 「再エネ利用規制」に向けた条例の内容としては、「再エネ設備導入における届出・確認制の導入」が69.6%（117/168団体）、「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」が67.9%（114/168団体）と続いた。

「再エネ利用規制」に向けた条例制定状況【Q3-2(1)】



「再エネ利用規制」に向けた条例制定内容【Q3-2(3)①】

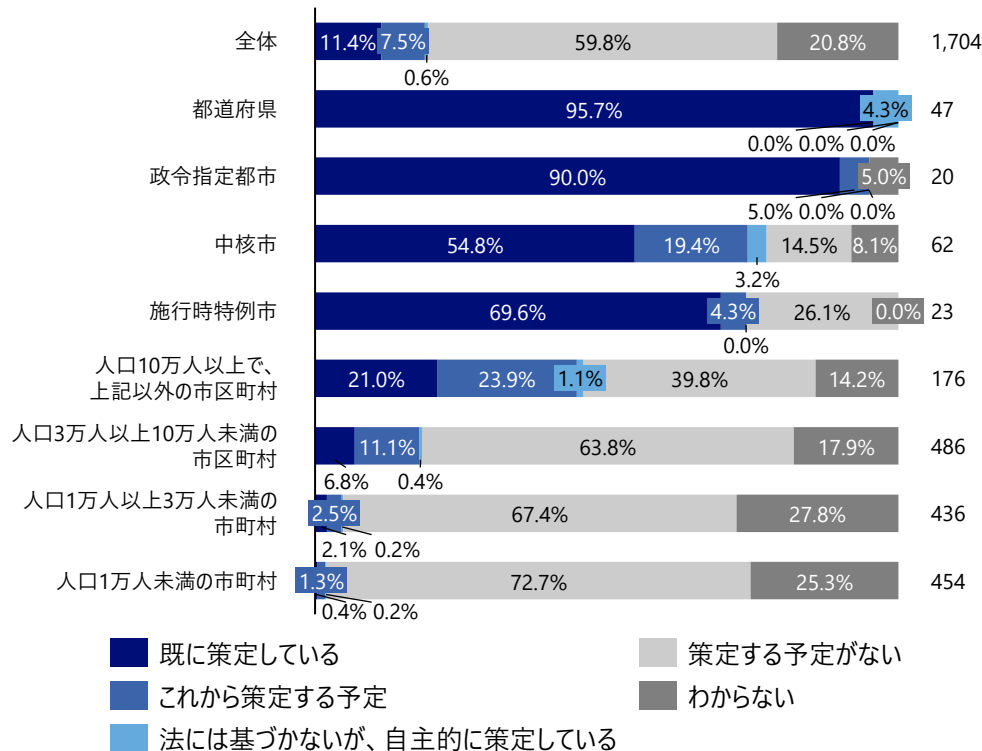


(2) 地域気候変動適応計画策定状況

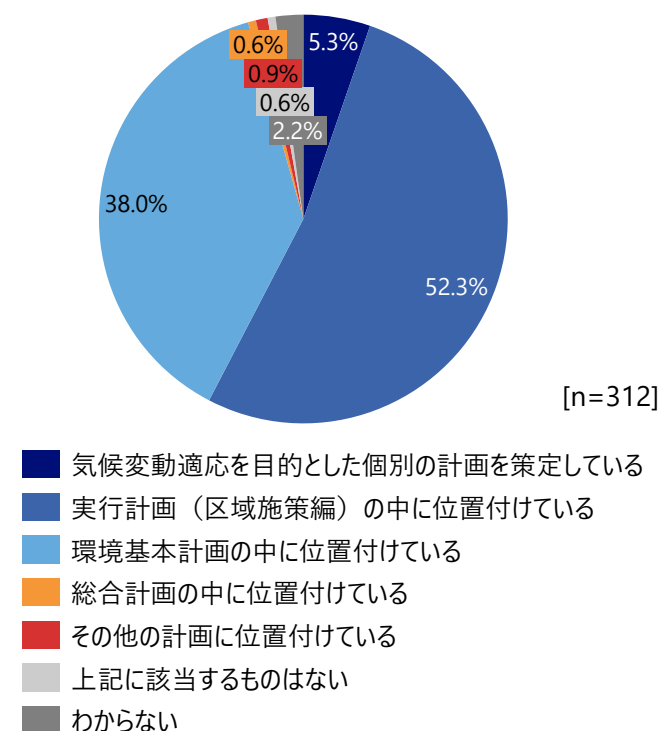
地域気候変動適応計画策定状況【Q3-4(2)】

- 地域気候変動適応計画策定状況を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県・政令指定都市においては約9割団体が「既に策定している」と回答している。一方、人口10万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」と回答した団体が6割～7割を占める。
- 地域気候変動適応計画を策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」が52.3%（168/312団体）と最多である。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も38.0%（122/312団体）存在する。

地域気候変動適応計画策定状況【Q3-4(2)①】



地域気候変動適応計画の位置付け【Q3-4(2)④】

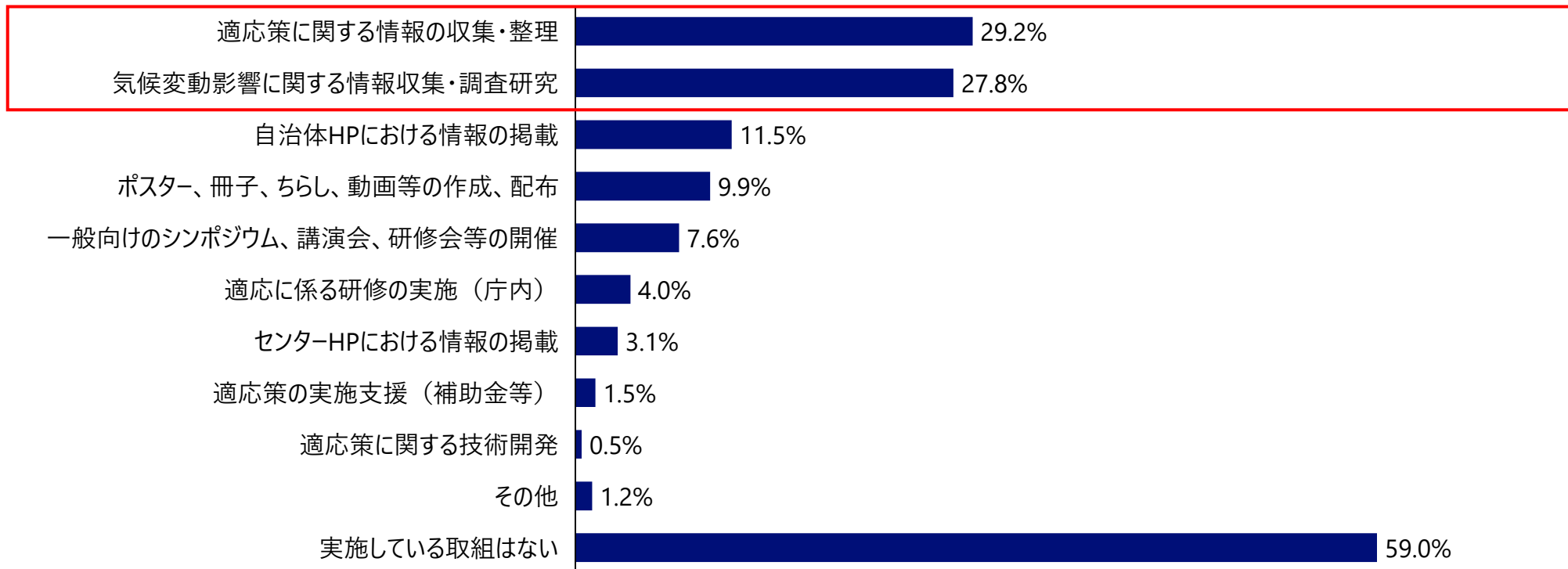


(3) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 【Q3-4(4)】

- 都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」が29.2%（498/1,704団体）と最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」が27.8%（474/1,704団体）と続く。「実施している取組はない」団体は59.0%（1,005/1,704団体）となっている。

気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容



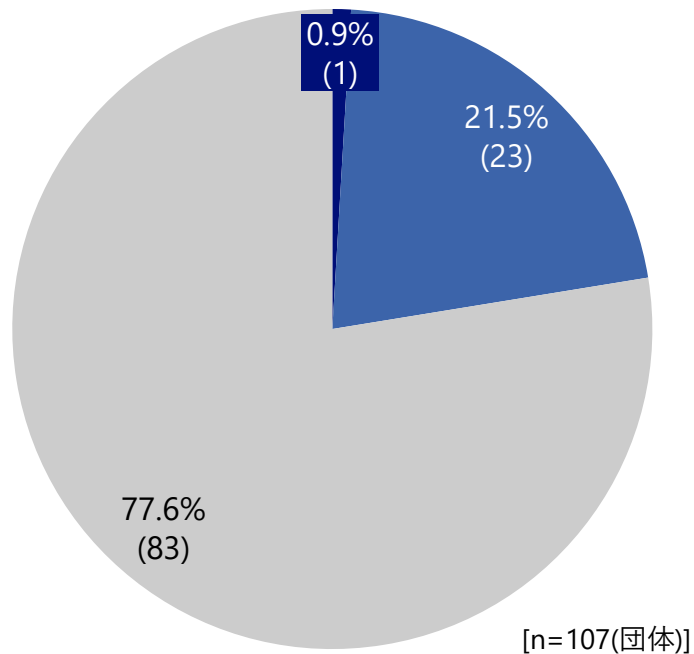
[n=1,704(団体)]

(5) 独立行政法人など公的機関における温室効果ガス排出量の削減等の取組

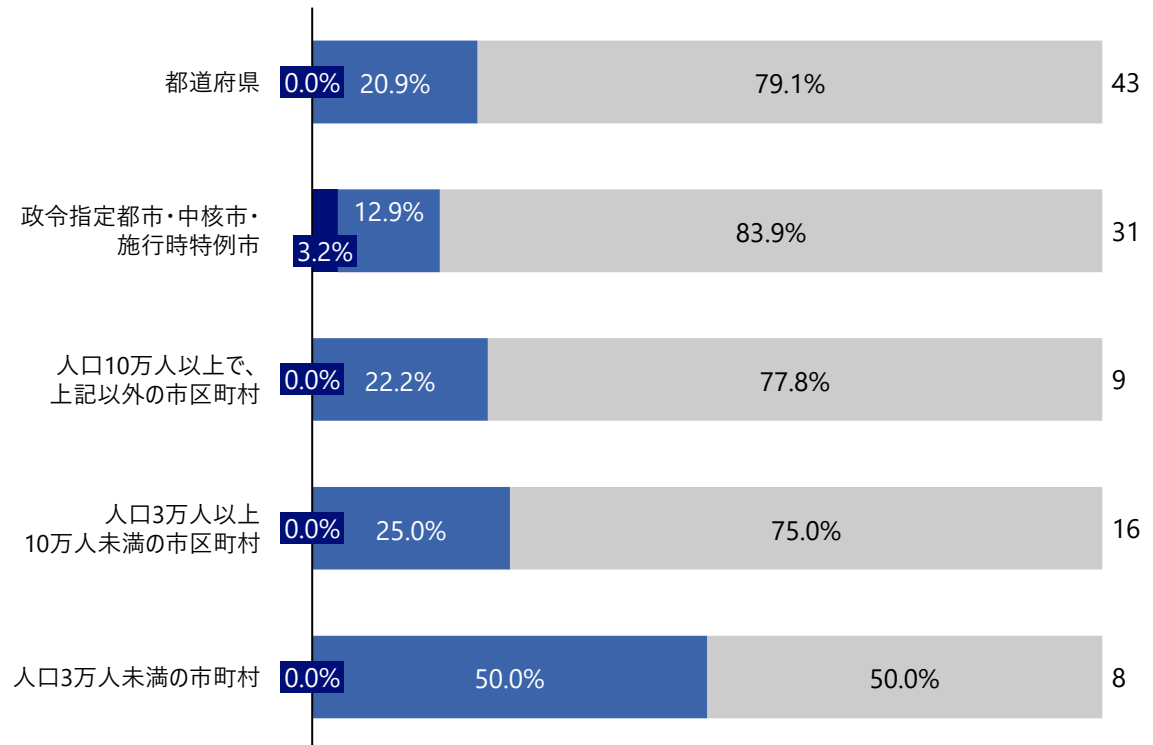
地方独法における計画策定状況【Q1-1(6)②】

- 策定状況を把握していない団体が77.6%（83/108団体）を占める。
- 団体区分別にみると、特に規模が小さい団体において策定状況の把握率が高い。

地方独法における計画策定有無の把握状況



地方独法における計画策定状況【団体区分別】



■ 策定状況を把握しており、全てまたは一部の地方独法が計画を作成している
 ■ 策定状況を把握しており、全ての地方独法が未作成
 ■ 策定状況を把握していない